

Title	荊楚歳時記の資料的研究
Author(s)	守屋, 美都雄
Citation	大阪大学文学部紀要. 1954, 3, p. 45-113
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/11497
rights	本文データはCiNiiから複製したものである
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

荆楚歲時記の資料的研究

守屋美都雄

目次

一、はしがき	一
二、陶珽説郭系統本の批判	二
三、寶顔堂秘笈系統本の批判	九
四、荊楚歳時記の復元	四
五、むすび	六

一、はしがき

中國民俗の究明は、東洋學の中でも未開拓の分野であるといつてよからう。そして私たちが中國民俗の歴史的研究を企てる際に、必ず注目すべき文獻の一つに荆楚歳時記がある。この書物は、六世紀ごろまでの中國の歳時慣習を集成した點において、またそれ以後の中國の歳時記の體例を決定した點において、民俗關係資料中の一つの Peak をなすものといつてよい。それにも拘らず、今日私どもが見ることのできる荆楚歳時記⁽¹⁾にはかなりの混亂と脱漏とがある。この混亂と脱漏とを訂してゆくことこそ、本書の研究の第一歩なのである。私は昭和二十五年(一九五〇年)、「校註荆楚歳時記」⁽²⁾なる書物を著わして、少しでもこの混亂と脱漏とを補正しようと試みた。しかし當時は、この書の書誌學についての研究が不十分であつたために、信用してはならない陶珽撰說郭本系(『何允中及び王謨漢魏叢書系』)のテキストを過信したことを始め、多くの讀み誤まりを犯した上に、佚文の蒐集にも遺憾の點が少くなかつた。そのような不十分な書物を以て、後來、荆楚歳時記を讀む人を混亂に陥れることは私の心苦しく思うところである。そこで前著刊行以來、今日まで、自分が反省し、再検討し續けてきた結果を改めて發表して、少しでも前著の缺陷を補訂したいと思う。

本稿は別稿「荆楚歳時記の書誌學的研究」⁽³⁾と姉妹篇をなすものである。別稿における結論を要約すると、

(一) 梁人宗懷(六世紀初頃―五六〇年代の人)の書いた荆楚地方の風俗志の原名

一、はしがき

は「荆楚記」であつた。

(二) それは荆楚風俗の描寫に止まらず、相當多くの故實や文獻を引いていたであらう。

(三) 隋の大業(六〇五―六一六)頃、杜公瞻は宗懷の荆楚記の注釋書をつくり、これを「荆楚歳時記」と名づけた。

(四) 杜公瞻は、(イ) 各條の冒頭を一段高くして、見出しの形とし、以下の文を一段下げに書き、自注は小字割注の形としたのである。(ロ) その大字の文に宗懷書が含まれていたことはいうまでもないが、時には宗懷書にない文を杜公瞻が寶典などを參照して新設したり、また宗懷の文を更改したりしたと思われるから、大字の全部を宗懷書と認めることはできない。

(五) 杜公瞻注釋書は、(イ) 宗懷の原著より體系がととのい、(ロ) 宗懷書の缺を補い、(ハ) 特に杜注は南北風俗比較の上にも貴重な文章であつたから、歳時記録のエンサイクロペディアの觀があつた。

(六) 杜注本の盛行につれて、のちには宗懷の「荆楚記」も「荆楚歳時記」とよばれるようになった。そして下つては「荆楚記」とは「荆楚歳時記」の略稱と考えられるようになった。

(七) 宗懷書と杜公瞻書は日本國見在書目録にそれぞれ「荆楚歳時記一卷」・「荆楚時序一」と見えている。

(八) 宗懷書は宋代に稀觀書となり、おそらくは宋元の交に散佚した。

(九) 杜公瞻書も南宋末に散佚し去つたという説があるが、その説は

信じがたい。

(十) 明初洪武三年(七〇)以前に、荆楚歲時記のかなりよい傳本が存在した。陶宗儀說郭卷二五の荆楚歲時記八條は、この傳本よりとつたものである。また萬曆年間に陳繼儒の寶顏堂廣秘笈に収録された書も、この系統に屬する。

(十一) 私は陶宗儀說郭本・秘笈本の藍本を便宜β本と名づけるが、β本はおそらく宋代からの一傳本であると思う。

(十二) おそらくは明の時代に、何人かがこのβ本と初學記・御覽を對校し、私のいわゆるα本を作つた。その項目の數は現行秘笈本に近かつたであろう。ところが萬曆のころ、陶珽はその中から三十一條をとつて說郭の中に収めた。この書は漢魏叢書(何允中七王謨八)にも収録されている。

(十三) 現在はβ本、α本は共に存せず、纏つたテキストとしては寶顏堂廣秘笈本と陶珽說郭本との二つの系統があるだけである。從來の説では、この二書共に、明代に、類書の佚文を寄せ集めて作つたものといわれているが、私見によれば、少くとも秘笈本はβ本を通じて宋代の傳本につながるものである。また陶珽說郭本も輯本といえはいえないこともないが、單に類書の寄せ集めではなく、その重要な構成資料としてβ本が根底にあることを忘れてはならぬ。

ということであつた。

さて本稿において、私は如上の書誌學的研究の結論にもとづき、荆楚歲時記のできるだけ正確に近い形を再現させて、中國民俗研究

の基礎を固めることを最終の目的とする。しかし、そのしごとに入る前に、別稿においてなお十分に意を盡せなかつた現行本二系統の批判をいまずし具體的に行なつておきたいと思う。

- 1、現行諸本の系統については次章に表示する。
- 2、拙著「校註荆楚歲時記—中國民俗の歴史的研究—」帝國書院刊。
- 3、本稿と前後して東洋學報に發表の豫定。

二、陶珽說郭系統本の批判

現行本荆楚歲時記には、諸本があるが、北宋の紺珠集、南宋の類說、明の陶宗儀說郭収録の摘録本などの特種なものを除けば、それは次の二つの系統に大別される。(1)

	明 代	清 代	民 國 時 代
I	陶珽撰(萬曆三十一年九所收本) 明闕編輯、用說郭續刊版重編五朝小說所收本 何允中撰(天啓・崇禎)十六種漢魏叢書所收本 祁承燾撰(同系統と推定さる)	和刻本(元文二年刊) 王謨撰(乾隆五十六年刊)八十六種漢魏叢書所收本、王謨の識語を附す	盧靖輯(民國十二年)湖北先生遺書所收本 上海掃葉山房刊本(民國二十五年)五朝小說大觀所收本 中華書局刊四部備要所收本
I	陳繼儒撰(萬曆四三年)沈德先叙)寶顏堂廣秘笈所收本	四庫全書所收本 靜嘉堂文庫所藏寫本	

つまり、現行本はつきつめたところ、陶珽説郭本系統と、陳繼儒寶顏堂秘笈本系統との二つのであるが、今日まで荆楚歲時記について論じた學者はすべてそれが一度散佚したものと信じて疑わなかつたので、當然の結果として、これら二系統共に後世（特に明代と限定する人もある）の人が、類書等から佚文を蒐めてこれを作つたのであると主張したのである。そしてかつては私自身も無條件的にその説を受け入れていたのであつた。⁽⁵⁾

もちろん現行本の輯本説を唱えるにはそれ相當の理由もあるのであつて、第一に現行本には本文と注との混淆が甚しく、第二に脱文が多いということがあげられている。しかしよく考えてみると、これだけの理由では輯本説の積極的理由とはなりかねるのである。何となれば、本文と注の混淆や、脱文の發生は、傳來の古い本の場合には往々にして起りがちなことだからである。

その上に、もし現行本が輯本であるといふのであれば、それを本當に承認させるためには、現行本を逐條的に分析して、その出典を類書その他の文獻の中につきとめて、これを明示しなければならぬ。ところがこれまでの輯本説を唱える人で、その證據を示した人は一人もない。事實、そのような勞多くして功少いしごとを要求する方が無理かもしれないが、たまたま私は、荆楚歲時記の佚文蒐集を目的として、唐宋元明時代の類書(7)のほとんどすべてと、清代の類書のおもなものと、外に唐宋時代の隨筆、雜書とを檢索しつていろいろに、おのづから現行本の各條の出典を一つ一つ探し求めるという結果に到達した。その結果氣のついたことは、(一)現行本の全條

二、陶珽説郭本系統本の批判

の出典をつきとめることは、かならずしも容易ではないこと、(二)類書などに出典が発見されても、その轉寫のしかたが、かならずしも全く同じでない場合のあること、であつた。

こうなつてくると、私共はそう簡単に輯本説を信ずるのは危険であるといふことになる。そして、かりにも輯本説が崩れて、現行本の中に、全部が全部とはいえないまでも、昔の荆楚歲時記の姿が残つてゐるならば、この書の原型を復元するのに、それを大きな手がかりがえられるのではないか——こうした期待さえもが私の胸にわき起つてきたのであつた。

そのようなわけで、私は荆楚歲的記復元のしごとに、いきなり取りかかる前に、一應現行本二系統の性格を再検討しようと考えたのである。

二系統のうち、どちらをさきに検討しようかと差支へはないのであるが、私は敘述の便宜上、陶珽説郭本をさきに俎上にのせてみる。さてこの書の性格を明らかにするに、それを直ちに類書の佚文と較べるのも悪くはないが、それよりもさきに、いま一つの寶顏堂秘笈本との關係を考えてみるのが重要なことではないかと思う。私がそう考えた理由はいろいろあるが、一番わかり易い例をとると、説郭本と秘笈本とは全く同じ誤まりのところがある。すなわち九月九日のところに、兩書共に、

按杜公瞻云、九月九日宴會、未知起於何代、然自漢至宋未改……という文がある。荆楚歲時記注の撰者杜公瞻が、自分で自分の言葉に「杜公瞻云」と冠しているのもおかしいし、隋人杜公瞻の注の中

に「至宋」の二字のあることもおかしい。⁽⁸⁾このような不自然な文字が、どうしてここに加わつたかという理由については、ここでは姑らく問わないとしても、それが誤まりであることは論をまたない。ところで説郭本、秘笈本が別々の輯本であるとしたら、二つが二つとも同じ間違いをするとは一寸考えにくい。そうだとすると、説郭本、秘笈本とは相互によほど深い親縁關係があるのではないか、と考えられる。そこで私は、從來の誰もが言われなかつたことであるが、説郭本を構成する資料のソースに、秘笈本を一つ加えてみたいと考えた。たゞ一言しておきたいことは、いまここに説郭本、秘笈本という言葉を使つたが、はそれらが、かならずしもその屬する系統の最善の本ではないということである。まづ説郭本は、陶珽が説郭を撰した(萬曆三十一年以前)ときに、存在した傳本の中から三十七條だけ拔萃し、またその文章も時々節略して轉載したものと考えておかねばならぬ。これは説郭という書物全體の性格から、當然そう考えられるわけである。⁽⁹⁾そこで私は説郭本のもととなつた傳本を想定して、それをa本と名づけておく。次に、秘笈本についていえば、これを明初の陶宗儀説郭所収の佚文八條と較べると、兩者が同一系統であることが推定されるが、仔細を見ると、陶宗儀説郭と互いに長短のあることが知られ、要するに秘笈本と陶宗儀説郭本とが、共に由つて出づるところの、よりよい傳本——假稱β本——があつたことが想像される。⁽¹⁰⁾残念なことに私共は今日a本もβ本も見ることができない。しかし、説郭本と秘笈本を現實に比較するという方法をとるならば、それは實はa本とβ本とを比較する一つの手段にすぎ

ないのであることを絶えず念頭においておかねばならないのである。これだけのことを前おきとした上で、以下陶珽説郭本の一條ごとにその史料の直接の出所を注記し、各條の成立過程を明らかにしよう。

(イ) 以下秘笈系統本、説郭系統本を夫々秘本、説本と略稱する。
 (ロ) カッコ内はその記事の出典である。
 (ハ) 秘本、説本には一段上げの部と一字下げの部とある。通常それは本文と注との別を示すと考へられていて、私には別の見解があるが、それは後段に述べることとし、ここでは一應通稱にしたがつておく。

(一)

正月一日、是三元之日也(秘本)

春秋謂之端月(秘本。但し秘本「春秋」の二字なし。説本は初學記卷四注「春秋傳曰履端於始」又は秘本注の同文の春秋の二字が混入したものか。) 鶏鳴而起(秘本)

先於庭前爆竹、以辟山臊惡鬼^{璋案御覽}(秘本。但し秘本には「璋案

……」の注はない。この注の中に「璋」という人が誰を指すかは私にはわからないが、もしこれが説郭本系統のa本の撰者の自注だとすると、この注はa本が明代につくられたことを證據立てることになると思う。何となれば宋代の類書等にこの條の山臊を山魃と書いてある例は一つもないのに、明刊本の御覽には山魃と書いてある(陳運溶^{氏の説}からである。)

按神異經云、西方山中有人焉、其長尺餘、一足、性不畏人、犯之則令人寒熱、名曰山臊、以竹著火中、焮焯有聲、而山臊驚憚、元黃經所謂山臊鬼也、俗人以爲、爆竹起於庭燎、家國不應濫於王者(秘本の節略)

◎要するに(一)は秘笈系統本の節録といふべきであらう。

(二)

長幼悉正衣冠、以次拜賀、進椒栢酒、飲桃湯、進屠蘇酒、膠牙錫、

下五辛盤、進數于散、服却鬼丸、各進一雞子(秘本)

造桃板著戸、謂之仙木(この條、秘本の他條の混入)

凡飲酒次第、從小起(秘本)

按四民月令云、過臘一日、謂之小歲、拜賀君親、進椒酒從小起、

椒是玉衡星精、服之令人身輕能耐老、栢是仙藥、成公子安椒華銘

則曰、肇惟歲首、月正元日、厥味惟珍、蠲除百疾、是知小歲則用

之、漢朝元正則行之(秘本)

桃者五行之精、厭伏邪氣、制百鬼也(秘本。但し說郭本は「典

術云」の三字を落している)

董勛云、俗有歲首、用椒酒、椒花芬香、故采花以貢樽(秘本によ

るも、節略多し)

正月飲酒、先小者、以小者得歲、先酒賀之、老者失歲、故後與酒

(秘本によるも、出典「晉海西令問曰」を略し、意を以て節略

するところ多し。)

周處風土記曰、元日造五辛盤、正元日五董鍊形、五辛所以發五臟

之氣(秘本)

莊子所謂春月飲酒茹葱、以通五臟也(秘本)

敷于散出葛洪煉化篇、方用柏子・仁麻・仁細辛・乾薑・附子、等

分爲散、并華水服之(秘本)

又方江夏劉次卿、以正旦至市、見一書生入市、衆鬼悉避、劉問書

生曰、子有術以至於此、書生言、我本無術、出之日、家師以一丸藥絳囊裏之、令以繫臂防惡氣耳、於是、劉、就書生借此藥、至所見鬼處、諸鬼悉走、所以世俗行之、其方用武都雄黃・丹散二兩、蠟和令調如彈丸、正月旦、令男左女右帶之(秘本。但し秘本には彈鬼丸の故事の出典を、「天醫方序」としているが、説本がこれを「方」としているのは、或いは御覽卷二九にならつて改めたのであらう。しかし彈鬼丸の故事をこのように詳しくのせたのは、玉燭寶典以外には秘本しかなく、しかも寶典を見たゞけでは、それが荆楚歲時記の一部であることはわからないのであるから、やはり、説本はこれを秘本よりとつたと認めねばならぬ。)

周處風土記曰、正旦當生吞雞子一枚、謂之鍊形、膠牙者、蓋以使其牢固不動、今北人亦知之(秘本を節録)

熬麻子大豆、兼糖、散之(この條は秘本では本文となつてゐるが、

a本の作者は御覽卷二九にしたがい、これを一字下げに改めたのであらう。)

案煉化篇云、正月旦、吞雞子赤豆七枚、辟瘟氣、又肘後方云、且

及七日、吞麻子、小豆各二十七枚、消疾疫、張仲景方云、歲有惡氣、

中人、不幸便死、取大豆二十七枚、雞子白麻子、酒吞之、然麻豆之

設、嘗起於此(この條のうち「辟瘟氣……小豆各二十七枚」までは

秘本以外に出典なく、したがつて全文秘本より轉寫したものと思

われる。但し秘本は大豆、小豆共に十七枚としているのを、説本

が二十七枚に改めているのは御覽卷二九を参照した證據であらう。)

梁有天下、不食葷、荆自此不復食雞子、以從常例(これまでのす

べてが秘本によつていふことから推して、これも秘本によつたものと判断される。しかし、この條は秘本、御覽卷二九共に本文に作つてゐるから、これを一段下げの部分に廻したのは説本が、史料を分斷し再構成する間に生じた誤まりであろう。

◎要するに (一) は全體として秘本によつてゐる。そのことは、(イ) 秘本以外に見られない文を掲げていること、(ロ) 史料分斷の結果生じた錯簡(例、本文の桃板の記事)を除き、他の部分においては、これだけ長い文章でありながら、秘本の文章の配列順と一致していること、から明らかである。

しかし説本が御覽につて秘本に修正を加えたことも、また見逃してはならない。

(三)

帖畫雞戸上(秘本並びに御覽卷九一八の節略。なお後注との對比の上から考えると、説本はこのあとに「桃板仙木」のことを書かねば筋が通らぬが、それが(二)の本文に混入したことはすでに指摘した。次に更にその下に門神についての本文がなければならぬ筈であるが説本にはそれも欠けている。これはa本の説漏であるか、説郛が節略したかどちらかであろう。)

懸葦索於其上、挿桃符其傍、百鬼畏之(この文は秘本には、注の中に、「按莊周云」としてみえてゐる。したがつて、これを注に廻すのが至当であるが、これが本文に昇格してゐるのは、御覽卷二九に、この條を大字で記してゐるからであろう。)

按魏議郎董勛云、今正臘且、門前作烟火桃神絞索松柏、殺雞著門

戸、逐疫禮也(秘本の節略。この條御覽卷二九にも似るが、御覽は「且」を「月」に「神」を「人」に作る点が異なるから、やはり秘本に近いといふべきである。)

括地圖曰、桃都山有大桃樹、盤屈三千里、上有金雞、日照則鳴、下有二神、一名鬱、一名壘、并執葦索、以伺不祥之鬼、得則殺之(秘本)

應劭風俗通曰、黃帝書稱、上古之時、兄弟二人、曰荼與鬱、住度朔山上桃樹下、簡百鬼、鬼妄搢人、援以葦索、執以食虎、於是縣官以臘除夕、飾桃人、垂葦索、畫虎於門、效前事也(この條は、御覽卷三三・卷九六七に見えるが、それは風俗通として引かれてゐるので、御覽では、それが荆楚歲時記の一部であることはわからない。したがつて説本は秘本よりこれをとつたとみるべきである。)

◎要するに (三) は秘本をもととし、御覽によつて修正を加えたものである。

(四)

又以錢貫繫杖脚、廻以投糞掃上、云令如願(秘本)

按録異記云、有商人区明者、過彭澤湖、有車馬出、自稱青洪君。要明過、厚禮之、問何所須、有人教明、但乞如願、及問以此言答、青洪君甚惜如願、不得已許之、乃其婢也、既而送出、自爾商人或所求、如願並爲即得、後至正且、如願起晚、乃打如願、如願走入糞中、商人以杖打糞掃喚、如願竟不還也、此如願故事、今北人正月十五日、夜立于糞掃邊、令人執杖打糞堆云云以答假痛、意亦爲

如願故事耳（この條は御覽卷二九よりとつたのであろう。その理由は（イ）湖神の名を、紺珠集本・類說本・萬花谷所収佚文・秘本は清湖君とし、海録碎事所収佚文は清明君としているのに、御覽のみ青洪君としていること、（ロ）北人正月十五日以下も御覽にしか見えない記事であり、秘本にはこれを正旦夜に改めていること、である。しかし說本の撰者が、秘本を参照したことも事実であつて、そのことは御覽が「以治腰痛」としているのを、秘本にのみ見える「以答假痛」に改めていることから察せられる。なお「此如願故事」は御覽、秘本共になく、衍文と思われる。）

◎要するに（四）は本文は秘本よりとり、注は御覽よりとり、若干秘本を参照したと思われれる。

（五）

正月七日爲人日、以七種菜爲羹、剪綵爲人、或鏤金箔爲人、以貼屏風、亦戴之以頭鬢、又造華勝以相遺、登高賦詩（秘本。特に「登高賦詩」は秘本にしか見えぬ記事である。）

按董勛問禮俗曰、正月一日爲雞、二日爲狗、三日爲羊、四日爲豬、五日爲牛、六日爲馬、七日爲人、正旦畫雞於門、七日帖人於帳、今一日不殺雞、二日不殺狗、三日不殺羊、四日不殺豬、五日不殺牛、六日不殺馬、七日不行刑、亦此義也、古乃礮雞、今則不殺、荆人於此日向辰、門前呼牛馬雞畜令來、乃置粟豆於灰、散之宅内云、以招牛馬、未知所出（秘本。なお御覽卷二九もほぼ同文であるが、「門前」を「至門前」とする点などからみて、秘本の方に近いと思われれる。）

剪綵人者人入新年、形容改、從新也、華勝起於晉代、見賈充李夫人典戒云、像瑞圖金勝之形、又取像西王母戴勝也（秘本の節録。但し出典たる董勛曰を略し、代りに「剪綵人（勝）者」を挿入したのである。）

舊以正旦至七日、諱食雞、故歲首唯食新菜（この部分は秘本の「舊以正月七日爲人、故名人日……今北人又有至人日諱食故歲菜、唯食新菜、與楚諱食雞正相反」とあるのを極端に節略したため、原文の意を全く變改してしまつたのである。なお秘本と似た記事は御覽卷三〇にもあるが、そこにも混亂が甚しく、却つて秘本の理路整然たるに及ばないことは注目に價する。）

又餘日不刻牛馬羊狗豬之像、二日福施人雞、此則未喻（ここに見える動物の名は御覽卷三〇・歲時廣記卷五では「牛羊狗豬馬」となつており、秘本では「牛羊猪犬馬」となつている。いぬを狗と作つている点からみれば、說本はこの條を御覽または廣記よりとつたといえる。）

郭緣生述征記云、壽張縣安仁山、宋東平王鑿山頂爲會、人日望處、刻銘於壁、文字猶在（御覽卷三〇。但し御覽（四部叢刊本）の安民山を安仁山としたのは、或いは秘本によつたものかもしれない。また東平王は御覽・細素雜記卷四・秘本共に魏に作る。これは說本の撰者の變改であらう。）

老子云、衆人熙熙、如登春台、楚詞云、目極千里、傷春心、則春日登臨、自古爲適、但不知七日竟起何代、晉代桓温參軍張望、亦有正月七日登高詩、近代以來、南北同耳、北人此日、食煎餅庭中、

作之云薰火、未知所出(御覽卷三〇)。秘本ほと同じいが、晉代の二字を缺く。

◎要するに(五)の本文及び注の前半は秘本よりとり、後半は御覽よりとつたのである。

(六) 立春之日、悉剪綵爲鶯戴之、帖宜春二字、(秘本)

按宜春二字、傳咸鶯賦、有其言矣、賦曰、四時代至、敬逆其始、

彼應運於東方、乃設鶯以迎至、翬輕翼之岐岐、若將飛而未起、何

夫人之功巧、式儀形之有似、御青書以贊時、著宜春之嘉祉(秘本。

御覽卷二〇は略々同文であるが、「四時代至、敬逆其始、彼應運

於東方」を「四氣代王、敬逆其始、彼應運而方臻」と作る點が異

つている。なお秘本にはこの注の上に衍文があるが、説本がこれ

を削つたのは正しい。

◎要するに(六)は全く秘本によつたといえる。

(七)

正月十五日作豆糜、加油膏其上、以祠門戸(御覽卷三〇)

先以楊枝挿門、隨楊枝所指、仍以酒脯飲食、及豆粥挿箸而祭之、(御

覽卷三〇の節録。秘本もほと同文を掲げるが、これを注としている。

説本がこれを本文としたのは御覽によつた證據である。)

按續齊諧記曰、吳縣張成夜起、忽見一婦人立於宅東南角、謂成曰、

此地是君家蠶室、我即此地之神、明年正月半、宜作白粥泛膏其上

以祭我、當令君蠶桑百倍、言絶而失之、成如言作膏粥、自此後大

得蠶、世人正月半作粥禱之、加肉覆其上、登屋食之、咒曰、登高

糜挾鼠腦、欲來不來、待我三蠶老、則是爲蠶逐鼠矣、石虎鄴中記、正月十五日有登高之會、則登高又非今世而然者也、(秘本。御覽卷三〇に類似の文はあるが右にマルをつけた文字は秘本にあつて御覽に缺けている。したがつて、右は秘本よりとつたとみるのが正しい。)

◎要するに(七)は本文を御覽よりとり、注を秘本よりとつたのである。

(八)

其夕迎紫姑以下。將來蚕桑、并占衆事(秘本。特に「將來」以下は秘本以外に見えない。)

按劉敬叔異苑云、紫姑本人家妾、爲大婦所妬、正月十五日感激而

死、故人作其形迎之、呪云、子胥不在、云其婿、曹夫人已行、云

是姑、小姑可出、於厠邊或猪欄邊迎之、捉之覺重、其神來也、平

原孟氏嘗以此日迎之、遂穿屋而去、自爾著以敗衣、蓋爲此也、洞

覽云、帝嚳女將死云、生平好樂、至正月可以衣見迎、又其事也、

俗云溷厠之間、必須靜、然後至紫姑、(秘本)

雜五行書、厠神名後帝、異苑云、陶侃如厠見人、自云後帝、著單

衣平上幘、謂侃曰、三年莫說、貴不可言、將後帝之靈憑此姑而言

乎、(秘本。この文は秘本以外に出典がない。但し秘本ではこの

條は前文の「俗云溷厠之間」の前に配されている。思うに、説本の

撰者は、本條の出典が御覽等に明かでないので、特に切離して、

後に廻したのかも知れぬ。)

◎要するに(八)は全文秘本ともとしている。

(九)

正月夜、多鬼鳥度、家家植牀打戸、搦狗耳滅燈燭、以穰之、(御覽卷一九)

按玄中記云、此鳥名姑獲、一名天地女、一名隱飛鳥、一名夜行遊女、好取人女子養之、有小兒之家、即以血點其衣以爲誌、故世人名爲鬼鳥、荊州彌多斯言信矣、(御覽卷一九) この條は秘本に全く缺けているのをa本の撰者が補つたのである。但し、御覽卷一九は天地女を天帝女に、同書卷九二七・大觀本章卷一九は天帝少女に作つている。a本は「帝」「地」兩字の音が近いので書き誤つたのであろう。

◎要するに(九)は御覽によつたのである。

(十)

正月未日夜、蘆荳火照井廁中、則百鬼走、(秘本。御覽卷一九・歳時廣記卷一同文。)

◎要するに(十)は出典を三つ考えうるが、一應秘本をもととしたものと考えるのが自然であらう。

(十一)

元日至於月晦、並爲酺聚飲食、士女泛舟、或臨水宴樂(初學記卷四・御覽卷二九)

按毎月皆有弦望晦朔、以正月初年時、俗重以爲節也、玉燭寶典曰、元日至月晦、今並酺食度水、士女悉湔裳、酌酒於水湄、以爲度厄、今世人唯晦日臨河解除、婦人或湔裙(初學記卷四。御覽卷二九・秘本・同文。説本の「今」は諸書悉く「人」に作る。)

◎要するに説本は初學記又は御覽によつたのであろう。たゞ兩書共に、本文を「元日……飲食」「士女……宴樂」と分斷し、それに應じて注も「毎月……爲節也」「玉燭……湔裙」と分斷しているが、

二者を一條にしたのは、秘本の書き方にならつたのであろう。

(十二)

春分日、民並種戒火草於屋上、有鳥如鳥、先雞而鳴、架架格格、民候此鳥則入田以爲候(秘本。御覽卷九一四にも類似の文があるが、それよりも秘本と全く一致する。)

◎要するに(十二)は秘本の転寫である。

(十三)

社日四鄰並結綜合社、牲醪爲屋於樹下、先祭神、然後饗其胙(御覽卷三〇・歳時廣記卷一四・秘本同文。)

按寬氏云、百家共一社、今百家所社綜、即共立之社也(御覽卷三〇)。但し御覽にはこれを本文としている。いま「按」をつけて注文に廻したのは秘本によつたのであろう。

◎要するに(十三)は御覽をもととし、秘本を参照したのである。

(十四)

去冬節一百五日、即有疾風甚雨、謂之寒食、禁火三日造錫大麥粥、(初學記卷四・白氏六帖卷一・御覽卷三〇・秘本同文。)

據歷合在清明前二日、亦有去冬至一百六日者(初學記卷四。但し末尾の「者」は秘本によつて補つたらしい。)

琴操曰、晉文公與介子綏俱亡、子綏割股以啖文公、文公復國、子綏獨無所得、子綏作龍蛇之歌而隱、文公求之、不肯出、乃燔左右

木、子綏抱木而死、文公哀之、令人五月五日不得舉火、又周穆移書及魏武明罰令、陸翽鄴中記、並云寒食斷火、起於子推、琴操所云子綏即推也、又云五月五日與今有異、皆因流俗所傳、據左傳及史記並無介子推被焚之事、案周書司烜氏、仲春以木鐸循火禁于國中、注云、爲季春將出火也、今寒食準節氣、是仲春之末、清明是三月之初、然則禁火蓋周之舊制（初學記卷四。秘本にもほゞ同様の記事があるが、「周書」を「周禮」に、「舊制」を「舊制也」に作る點が異なる。）

陸翽鄴中記曰、寒食三日醴酪、又煮粳米及麥爲酪、搗杏仁煑作粥、玉燭寶典曰、今人制爲大麥粥、研杏仁爲酪、引錫沃之、孫楚祭子推文云、干飯一盤醴酪二盃、是其事也（初學記卷四。秘本も同文であるが、この文の配置が前注の前になつてゐる。）

◎要するに（十四）は初學記によつてゐる。

（十五）

鬪雞鏤雞子鬪雞子（初學記卷四。秘本同文。）

按玉燭寶典曰、此節城市尤多鬪雞卵之戲、左傳有季郈鬪雞、其來遠矣、古之豪家食稱畫卵、今代猶染藍茜雜色、仍加雕鏤、遞相餽遺、或置盤俎、管子曰、彫卵然後瀹之、所以發積藏散萬物、張衡南都賦曰、春卵夏筍、秋韭冬菁、便是補益滋味、其鬪卵則莫知所出、董仲舒書云、心如宿卵爲體內藏、以據其剛髣髴鬪理也（初學記卷四。秘本も似てゐるが「鬪雞卵」の「卵」字を逸してゐる。但し初學記の「鬪之」を「瀹之」に改めてゐるのは、秘本を参照したのであらう。）

◎要するに（十五）は初學記にもとづき、秘笈本を若干参照したものである。

（十六）

打毬鞦韆施鈎之戲（打毬、鞦韆は初學記卷四により、施鈎之戲は、秘本の「爲施鈎之戲」よりとつたと思われる。）

按劉向別錄曰、蹴鞠黃帝所造、本兵勢也、或云起於戰國、按鞠與毬同、古人蹋蹴以爲戲也、古今藝術圖云、鞦韆北方山戎之戲、以習輕趨者、（初學記卷四、秘本。）

施鈎之戲、以綆作莨纜相骨、綿互數里、鳴鼓牽之（秘本。この記事は秘本のみにはかない。秘本はこれを本文としてゐるが説本は注に入れてゐる。）

求諸外典、未有前事、公輸子遊楚爲舟戰、其退則鈎之、進則強之名曰鈎強、遂以時越、以鈎爲戲、意起於此、涅槃經曰、鬪輪骨輪索、其秋遷之戲乎、鞦韆亦施鈎之類也（秘本。これも秘本にはかない記事である。但し説本は秘本の字句を多少變改してゐる。たとえば、「公輸自」を「公輸子」に、「載舟之戰」を「舟戰」にして文意を暢達ならしめてゐる。なお現行秘笈本にない「以時越」の三字を補つてゐるのは、秘笈本の系統のβ本よりとつたのであらう。なお説本が「骨索」を「骨輪索」に、「外國之戲」を「鞦韆之戲」に作つてゐるのは誤まりである。）

◎要するに（十六）は、前半は初學記と秘本を結び、後半は専ら秘本によつたのである。なお本條について注意すべきことは、秘本が施鈎、打毬、鞦韆の戲を立春のころの行事として書いてゐるのを、

説本が寒食のころの行事として配列を變えていることである。これは説本の撰者が、初學記の中に打毬、鞦韆を寒食のころの遊戯としているのにしたがって、秘本の配列を修正したのである。

(十七)

三月三日、士民竝出江渚池沼間、爲流杯曲水之飲(初學記卷四)

按續齊諧記、晉武帝問尙書摯虞曰、三日曲水、其義何指、答曰、漢帝時平原徐肇、以三月初生三女、而三日俱亡、一村以爲怪、乃相攜之水濱盥洗、遂因流水以盪觴、曲水起於此、帝曰若此談、便非嘉事、尙書郎束皙曰、摯虞小生、不足以知此、臣請說其始、昔周公卜成洛邑、因流水以泛酒、故逸詩云羽觴隨波流、又秦昭王三月上巳、置酒河曲、有金人、自東而出、奉水心劍曰、令君制有西夏、及秦霸諸侯、乃因其處、立爲曲水、二漢相沿、皆爲盛集、帝曰善、賜金十五斤、左遷摯虞爲陽城令(初學記卷四)

按韓詩云、唯溱與洧、方洄洄兮、唯士與女方秉簡兮、注謂今三月桃花水下、以招魂續魄、祓除歲穢、周禮女巫歲時祓除鬻俗、鄭注云、今三月上巳水上之類、司馬彪禮儀志、三月三日官民并禊飲於東流水上、彌驗此日、南岳記云、其山西曲水壇、水從石上行、士女臨河壇、三月三日所逍遙處(秘本)。詩は細素雜記に見えるが、韓詩とは書かれていない。韓詩及び周禮のことは初學記卷四に見えるがそこでは荆楚歲時記の一部とはなっていない。

周處與微注具地記、則又引郭虞三女竝以元巳日死、故臨水以消災、所未詳也、張景陽洛禊賦、則洛水之遊、傅長虞神全文、乃園池之宴、孔子云、暮春浴乎沂、則水濱禊、由來遠矣(秘本)。この記事は秘

本にしか見えない。

◎要するに(十七)は前半を初學記より、後半を秘本よりとつたのである。なお秘本の注は、韓詩―續齊諧記―周處の順となつてゐるが、説本がその順序を變更したのは、前半に初學記を、後半に秘本を一括して引いたためである。

(十八)

是月取鼠麴。汗蜜和粉、謂之龍舌料、以厭時氣、(大觀本草卷一・歲時廣記卷一九。白帖卷一・歲華記麗卷一・秘本、類似の記事あるも鼠麴を黍麴に作る。)

◎この条のみ大觀本草や歲時廣記によつたとは一寸考えにくい。おそらく鼠・黍は音通であるから、秘本系の別のテキストで鼠麴と記したものがあつたのであろう。

(十九)

四月也。有鳥、名穫穀、其名自呼、農人候此鳥則犁把上岸(秘本。但し「也」の字は御覽卷二二によつて補う。)

按爾雅云、鴟鳩。郭璞云今布穀也、江東呼穫穀、崔寔正論云、夏扈起耕鋤、即竊脂元鳥、鳴穫穀則其夏扈也、(秘本。特に「鴟鞠」の二字は秘本のみに見える。)

◎要するに(十九)は秘本により、御覽によつて少しく補正したにすぎぬ。

(二十)

五月俗稱惡月、多禁、忌曝牀薦席、及忌蓋屋、(秘本。特に「俗稱惡月」の四字は秘本にしか見えず。)

按異苑云、新野庾寔、嘗以五月曝席、忽見一小兒死在席上、俄失之、其後寔子遂亡、或始於此、或問董勛曰、俗五月不上屋、云五月人或上屋、見影魂便去、勛答曰、蓋秦始皇自爲之禁、夏不得行、漢魏未改、按月令仲夏可以居高明、可以遠眺望、可以升山陵、可以處臺榭、鄭元以爲順陽在上也、今云不得上屋、正與禮反、敬叔云、見小兒死而禁暴席何以異此乎、俗人月諱、何代無之、但當矯之歸于正耳。(秘本の節録。御覽卷二二に類似の文あるも「耳」の字を缺く。)

◎要するに(二十)は秘本を節録したのである。

(二十一)

五月五日、四民竝蹋百草、又有鬪百草之戲、採艾以爲人、懸門戶上、以禳毒氣(秘本の節録。但し秘本・説本共に「又」の前に「今人」の語を補うべきである。初學記卷四参照。)

按宗測字文度、嘗以五月五日雞未鳴時、採艾見似人處、攬而取之、用炙有驗、師曠占曰、歲多病則艾先生、(秘本の節録)

◎要するに(二十一)は秘本を節録したのである。

(二十二)

是日競渡、採雜藥(秘本)

按五月五日競渡、俗爲屈原投汨羅日、傷其死、故竝命舟楫以拯之、舸舟取其輕利、謂之飛鳧、一自以爲水軍、一自以爲水馬、州將及土人、悉臨水而觀之、邯鄲淳曹娥碑云、五月五日、時迎伍君逆濤而上、爲水所淹、斯又東吳之俗、事在子胥、不關屈平也、越地傳云、起於越王勾踐、不可詳矣、是日競採雜藥、夏小正、此月蓄葉

以蠲除毒氣(秘本。特に邯鄲淳曹娥碑以下の論は秘本のみに見える記事である)。

◎要するに(二十二)は秘本そのままである。

(二十三)

以五綵絲繫臂、名曰辟兵、令人不病瘟、又有條達等織組雜物以相贈遺、取鳩鴿教之語、(秘本。特にマルの部分は秘本のみに見える。「有條達：贈遺」は初學記卷四に見えるが出典不詳。)

按仲夏繭始出、婦人染練、咸有作務、日月星辰鳥獸之狀、文繡金縷、貢獻所尊、一名長命縷、一名續命縷、一名辟兵縷、一名五色絲、一名朱索、名擬甚多、青赤白黑以爲四方、黃爲中央、雙方綴於胸前、以示婦人計功也、此月鳩鴿子毛羽新成、俗好登巢、取養之、以教其語也、(秘本の節録。本條は初學記卷四所掲の周處風土記や御覽卷三一所掲風俗通の記事の分注と一致する点が多いが、御覽の當該記事が荆楚歲時記の一部であることをそこで確證することはできない。)

◎要するに(二十三)は秘本の節録である。

(二十四)

夏至節日食糗(秘本)

周處謂爲角黍、人竝以新竹爲筒糗、練葉挿五綵、繫臂、謂爲長命縷(秘本。なお御覽卷九六二は同文であるが、この條を大字本文の形に記している。)

◎要するに(二十四)は秘本そのままである。

(二十五)

是日取菊爲灰、以止小麥蠹（秘本）

按于寶變化論云、朽稻爲蚕、朽麥爲蛺蝶、此其驗乎、（秘本。特に「朽・朽・此」の三字は秘本のみに見える。）

◎要するに（二十五）も秘本そのまゝである。

（二十六）

六月伏日、竝作湯餅、名爲辟惡（御覽卷三二卷・八六〇。秘本は「辟惡餅」とある。）

按魏氏春秋、何晏以伏日食湯餅、取巾拭汗、面色皎然、乃知非傳粉、則伏日湯餅、自魏已來有之、（秘本。この記事は秘本にしかみえない。なお何晏のこの話は世説新語卷一三容姿篇及び御覽卷二一時序部夏の條所引の語林にみえるが、それが魏氏春秋にあつたことを示すのは、おそらく秘本だけであろう。）

◎要するに（二十六）は全條、秘本よりとり、御覽によつて本文を少しく補正したのである。

（二十七）

七月七日、爲牽牛織女聚會之夜、（秘本）

按戴德夏小正云、是月織女東向、蓋言星也、春秋斗運樞云、牽牛神名畧、石氏星經云、牽牛名天關、佐助期云、織女神名收陰、史記天官書云、是天帝外孫、傳元擬天問云、七月七日、牽牛織女會天河、此則其事也、河鼓黃姑牽牛也、皆語之轉、（秘本の節録。）

◎要するに（二十七）は秘本によつてゐる。

（二十八）

是夕、人家婦女結綵縷、穿七孔鍼、或以金銀鍮石爲鍼、陳瓜果於庭

中。以乞巧、有喜子網於瓜上、則以爲符應、（初學記卷四。但し、「人家」の二字は初學記になく、「婦女」は婦人に作られている。いま説本は初學記をもととし、秘本によつて補正したのである。）

按世王傳曰、寶后少小頭禿、不爲家人所齒、七月七日夜、人皆看織女、獨不許后出、有光照室、爲后之瑞（初學記卷四）

◎要するに（二十八）は、全體としては初學記により、秘本によつて若干の補正を行つたのである。

（二十九）

七月十五日、僧尼道俗、悉營盆供諸佛（秘本。この條の終りの「諸佛」を、初學記卷四・御覽卷三二は「諸寺」に作り類聚卷四・廣記卷二九・古今合璧事類卷一〇は「諸寺院」に作り、秘本は「諸仙」に作る。説本は秘本をもととし、他書を參稽して「仙」を「佛」に意改したのである。）

按孟蘭盆經云、有七葉功德、竝幡花歌鼓果食送之、蓋由此也、經云目連見其亡母在餓鬼中、即鉢盛飯、往餉其母、食未入口、化成火炭、遂不得食、目連大叫、馳還白佛、佛言、汝母罪重、非汝一人奈何、當須十方衆僧威神之力、至七月十五日、當爲七代父母厄難中者、具百味五果以著盆中、供養十方大德、佛勅衆僧皆爲施主、祝願七代父母行禪定意、然後受食、是時目連母得脫一切餓鬼之苦、目連白佛、未來世佛弟子行孝順者、亦應奉孟蘭盆供養、佛言大善、故後人因此廣爲華飾、乃至割木割竹、飴蠟剪綵、模花葉之形、極工妙之巧、（秘本。この條御覽卷三二に類似的史料があるが、御覽は「後人」を「後代人」に、「剪綵」を「綵縷」に作る點が異

つてゐる。)。

◎要するに(二十九)は秘本によつてゐる。

(三十)

八月十四日、民竝以朱水點兒頭額、名爲天炙、以厭疾、又以錦綵爲眼明囊、遞相餉遺(秘本。天炙の故事は御覽卷二四にも見え、そこには「八月十日四民……」となつてゐる。しかし天炙と並び行われる眼明囊の行事が、古來八月一日にあるところから推すと、御覽の「八月十日」も「八月一日」あるいは「八月且」の誤まりではないかと思ふ。況んや秘本の「八月十四日民竝……」は「八月一日四民竝……」の形が崩れたのであらう。この誤まりを説本が襲つてゐる點からみて、それが秘本を寫したことが想像される。なお御覽は「朱水」を「朱」とし、秘本は「朱墨」としてゐる。説本の朱水は、秘本系統の別本によつたか、あるいは意を以て改めたかであらう。)按述。征記云、八月一日、作五明囊、盛取百草頭露洗眼、令眼明也、續齊諧記云、宏農鄧紹嘗以八月且入華山採藥、見一童子執五綵囊、承栢葉上露、皆如珠滿囊、紹問用此何爲、答曰、赤松先生取以明目、言終便失所在、今世人八月且、作眼明袋、此遺象也、或以金薄爲之、遞相餉焉(秘本。述征記は御覽卷一二に、續齊諧記は卷二四及び歲時廣記卷三に見えるが、それが荆楚歲時記の引用文であることは、その場所では確認されない。故にこの記事も秘本獨得というべきである。)

◎要するに(三十)も秘本によつてゐる。

(三十一)

九月九日、四民竝籍野飲宴(秘本。歲時廣記卷三五は同文であるが、おそらく説本は秘本によつたのであらう。)

按杜公瞻云、九月九日宴會未知起於何代、然自漢至宋未改、今北人亦重此節、佩茱萸、食餌、飲菊花酒、云令人長壽、近代皆宴設於臺榭、又續齊諧記云、汝南桓景、隨費長房遊學、長房謂之曰、九月九日、汝南當有大災厄、急令家人縫囊、茱萸繫臂上、登山飲菊花酒、此禍可消、景如言舉家登山夕還、見雞犬牛羊一時暴死、長房聞之曰、此可代也、今世人九日登高飲酒、婦人帶茱萸囊、蓋始於此(秘本。本注のうち「杜公瞻」の名は、初めおそらく秘本になかつたのが、後人轉寫の際、行間の書き込みか何かを本文の中に混入させたのであらう。「至宋」の二字は「以來」という字の誤寫と思われ。説本が秘本の誤まりをそのまま襲つてゐる點から考えれば、それが秘本にもとづくことは明かである。なお「婦人帶茱萸」以下は秘本のみに見える。)

◎要するに(三十二)も秘本そのまゝである。

(三十二)

十月朔日黍臠、俗謂之秦歲首、(秘本)

未詳黍臠之義、今北人此日、設麻糞豆飯、當爲其始熟嘗新耳(秘本。御覽卷八四二は同文であるが、これを本文として扱つてゐる。)

禰衡別傳云、十月朝黃祖在鱸鱸上、會設黍臠是也(秘本。この文は御覽卷八四二に引かれてゐるが、それが荆楚歲時記の一部をなすということ、そこでは確認されない。)

◎要するに(三十三)も秘本そのまゝである。

(三十三)

仲冬之月、采擷霜蕪菁葵等雜菜、乾之竝爲鹹菹(秘本)。御覽卷九七九に類似の文があるが、「擷」を「結」に作つてゐる點が異なる。

有得其和者、竝作金釵色、今南人作鹹菹、以糯米熬搗爲末、并研胡麻汁和釀之、石窄令熟、菹既甜脆、汁亦酸美、其莖爲金釵股、醒酒所宜也(秘本)。御覽卷九七九に類似の文があるが、ここでは本文のように扱われておる。また「甜脆汁」を「甜汁脆汁」に「其莖」を「呼其莖」に作る點が異つてゐる。

◎要するに(三十三)も秘本そのまゝである。
(三十四)

十二月八日爲臘日、諺語臘鼓鳴春草生、村人竝擊細腰鼓、戴胡頭及作金剛力士、以逐疫(秘本の節録)。御覽卷三三に類似の文があるが、初めの部分が「俗又以此月爲臘月」とあるのは異つてゐる。なお秘本の「胡公頭」を説本が「胡頭」としたのは、御覽卷三三によつて改變したのである。しかし、秘本が「胡公頭」と記しているのは、玉燭寶典卷一二にいう「胡公頭」とも合致し、秘本の源流の古さを思わせるものがある。

按禮記云、儺人所以逐厲鬼也、呂氏春秋季冬紀注云、今人臘前一日擊鼓驅疫謂之逐除、晉陽秋王平子在荊州以軍圍、逐除以鬪故也、玄中記、顯頊氏三子俱亡、處人官室、善驚小兒、漢世以五營千騎自端門傳炬送疫、棄洛水中、故東京賦云、卒歲大儺、毆除群厲、方相秉鉞、巫覡操列、偃子萬童、丹首玄製、桃弧棘矢、所發無臬、宣城記云、洪矩具時、作廬陵郡、載土船頭、逐除人就矩乞、矩指

二、陶奘說部系統本の批判

船頭云、無所載、土耳、小說孫興公、常着戲頭、與逐除人共至桓宣武家、宣武覺其應對不凡、推問乃驗也、金剛力士世謂佛家之神、按河圖玉版云、天立四極、有金剛力士、兵長三十丈、此則其義(秘本)。この記事のうち禮記・晉陽秋・玄中記・小説・河圖玉版等の記事は、類書には簡單に見出されない。呂氏春秋注は初學記卷四・御覽卷一七に、東京賦は初學記卷四に(極めて)、宣城記は北堂書鈔卷一三七・御覽卷三七・卷五三〇に見えるが、それが荆楚歲時記の一部であることはそこでは全然確認されない。

◎要するに(三十四)は秘本の節録である。
(三十五)

其日竝以豚酒祭竈神(秘本)。この記事は玉燭寶典卷一二を除けば、秘本にしかない。

按禮器、竈者老婦之祭、尊於瓶盛於盆、言以瓶爲罍盆盛饌也、許慎五經異義云、顯頊有子曰黎、爲祝融火正、祝融爲竈神、姓蘇、名吉利、婦姓王、名博頰(秘本)。この條は他に出典がない。

漢陰子方、臘日見竈神、以黃犬祭之、謂爲黃羊陰氏、世蒙其福、俗人競尙、以此故也(秘本)。「以黃犬」以下は寶典卷一二・本朝月令に見えるが、説本の撰者がそこからとつたとは考えられぬ。特にマルをつけた部分は秘本獨得である。なお本條は寶典に引かれる以上、本文に昇格せしむべきかも知れないが、その点についてはなお宗懔の原者と杜公瞻注釋書の編纂態度を比較した上でないと、輕々に判断は下せない。

◎要するに(三十五)は秘本そのまゝである。

(三十六)

歳前又為藏疆之戲、(初學記卷四・御覽卷一七)

按。周處風土記曰、醇以告蜡、竭恭敬于明祀、乃有藏疆、臘日之後、叟嫗各隨其儕為藏疆、分二曹以校勝負(秘本の節録。御覽卷三三に風土記の同文があるが、それが荊楚歲時記の一部をなしていたという確證はない。)

辛氏三秦記、以為鈎弋夫人所起、周處成公綏竝作疆字、藝經庾闡、則作鈎字、其事同也(御覽卷三三・卷七五四の節録。但し御覽がこれを本文にしているのを説本が注に廻したのは秘本を参照したためであろう。)

俗云、此戲令人生離、有禁忌之家、則廢至不脩(秘本。この條、御覽卷三三・卷七五四は本文に作る。寶典所掲の荊楚記にこの文があるから御覽の方が正しいと思うが、そのことは後章にゆづる。)

◎要するに(三十六)は初學記・御覽・秘本を折中し節録したのである。

(三十七)

歳暮、家家具肴菽、詣宿歲之位、以迎新年、相聚酣飲、留宿歲飯、至新年十二日、則棄之街衢、以為去故納新也(秘本。初學記卷四に類似的文あるも、「十二日」を「十二月」に作る。御覽卷一七は「宿歲之位」を「宿歲之儲」に、「十二日」を「十二月」に作る。)

◎要するに(三十七)は秘本そのままである。

以上、説郭本の史料構成を逐條的に考察したが、その結果えられた結論を表示すると次のようなる(◎とあるのは秘本と、全く同文の所である)。

條	本文の出典	注の出典
一	秘	秘の節略
二	秘	秘の節略(御覽を参照)
三	秘の節略(御覽を参照)	秘の節略(御覽を参照)
四	秘	秘の節略(御覽を参照)
五	秘	御覽(秘を参照)
六	御覽	秘(衍文を削除)
七	御覽	秘の節略
八	御覽	御覽
九	御覽	御覽
十	初學記又は御覽(秘を参照)	初學記又は御覽(秘を参照)
十一	秘	なし
十二	御覽(秘も同文)	御覽(秘を参照)
十三	初學記(秘も同文)	初學記(秘を参照)
十四	初學記	初學記(秘を参照)
十五	初學記 + 秘	秘の節略
十六	初學記	初學記 + 秘
十七	秘(御覽を参照)	なし
十八	秘	秘の節略
十九	秘	秘の節略
二十	秘の節略	秘の節略
二十一	秘	秘の節略
二十二	秘	秘の節略
二十三	秘	秘の節略
二十四	秘	秘
二十五	秘	秘

二十六	秘 (御覽を参照)	秘 (御覽を参照)	秘 (御覽を参照)
二十七	秘 (御覽を参照)	秘 (御覽を参照)	秘 (御覽を参照)
二十八	初學記 (秘を参照)	秘 (御覽を参照)	秘 (御覽を参照)
二十九	秘 (御覽を参照)	秘 (御覽を参照)	秘 (御覽を参照)
三十	秘 (御覽を参照)	秘 (御覽を参照)	秘 (御覽を参照)
三十一	秘 (御覽を参照)	秘 (御覽を参照)	秘 (御覽を参照)
三十二	秘 (御覽を参照)	秘 (御覽を参照)	秘 (御覽を参照)
三十三	秘 (御覽を参照)	秘 (御覽を参照)	秘 (御覽を参照)
三十四	秘の節略	秘 (御覽を参照)	秘 (御覽を参照)
三十五	秘 (御覽を参照)	秘 (御覽を参照)	秘 (御覽を参照)
三十六	初學記又は御覽	秘 (御覽を参照)	秘 (御覽を参照)
三十七	秘 (御覽を参照)	秘 (御覽を参照)	秘 (御覽を参照)

この表を考慮にいたした上で、陶珽説郭系統本 (a本) 荆楚歲時記の成立事情、その長所・短所をのべれば次のようになると思う。

(一) この書は全体にわたつて秘笈系統本をもとしたものであつて、單に類書の文の輯録と考へるのは誤りである。

(二) しかし項目によつては類書によつて秘笈本を補正し、また逆に類書の文を引いて、それを秘笈本によつて補正したこともある。

(三) また類書の文と秘笈本の文とを接合させたこともある。

(四) 思うに、この書はおそらく明代頃の某人が秘笈本を読み、これを類書によつて補訂しようと試みたものであろう。

(五) しかしこの書の撰者が探索した類書の範圍は、極めて狭くたかだか初學記・御覽の二書にすぎない。部分的に歲時廣記・白氏六帖などの佚文と一致することもあるが、その文は同時に初學記・御覽等にも出てくるので、敢えて廣記・六帖から採つたとはいえない。

二、陶珽説郭系統本の批判

もし廣記・六帖を撰者が見ていたのなら、もつと珍しい佚文の補遺ができた筈である。

(六) 次にこの書の長所なり特徴なりはどこにあるか。まづ第一に本書が、秘本の衍文を削つていることをあげうる。たとえば宜春の條の宋人鄭毅夫の詩・正月晦日送窮の條の金谷園記の記事を削つたのは正しい。

(七) 佚文を補つたこと。その例は少いが、鬼車鳥の一條がそれに當る。

(八) 項目配列の須序を正そうとしたこと。秘本の打毬・鞦韆・施鈎の記事を、寒食節に配したのは一つの見識である。

(九) 秘本の價值を高く買つてゐること。秘本が高く評價されるべきものであることは次にのべるが、説本が、たとえ初學記や御覽から史料を引いてゐるときにも、その本文と注の區別等で、秘本を参照してゐることが多い點は注目に價する。

(十) では次にこの書の缺點はどうであろうか。第一には、秘本を分斷し再編集したために、錯簡を生じたことがあげられる。たとえば(三)に配置さるべき「造桃板著戸謂之仙木」の一條が(二)に混入してゐる。

(十一) 本文と注を混淆させた場合のあること。たとえば(二)の「梁有天下、不食葷、荆自此不復食鷄子、以從常例」の一條は、類書・秘本悉く本文に作つてゐるのに、この書では誤つて注としてゐる。

(十二) 史料の典據を逸してゐること。たとえば(二)の注で「典

術云」を脱し、(五)の注で「董勛曰」を略している。

(十三) 節略が過ぎて、文意不明の箇所を生じていること。たとえば(五)の人日に新菜を食う故事を録するところなど。

(十四) 秘本の缺點をそのまま襲っている点のあること。たとえば(三十)で、「八月一日(且又は)四民」とすべきを「八月十四日民」とし、(三十一)で、「杜公贍云」の文字を衍入し、「以來」を「至宋」と誤記している点など。

以上を要するに、私は説郭本系統の荆楚歲時記は、類書佚文の單なる寄せ集めではなく、秘笈本を補訂しようとしたものであると結論する。しかし、その補訂には長所もあるが、缺點も少くなく、ことに探索する類書の範囲がせまいために十分目的を貫徹していない。しかしいづれにせよ、この撰者が秘笈本の價值を高く認めたことは、我々に對して一つの課題をなげかけていると思う。我々はここに進んで秘笈本そのものの性格を究明せねばならぬ。

なお説郭系統の漢魏叢書本をみて、それが後人の輯録だと信じた善化(沙長)の人陳運容は、自ら類書を探索して、佚文のみから荆楚歲時記の復元をやりなおそうと試みた。そして光緒二十六年の序(一九〇〇)を附してこれを刊行したが、麓山精舍叢書の中に入っている。しかし陳氏の努力にも拘らず、漢魏叢書本の一字一句まで類書の中につきとめることはできていない。陳氏自身も「龍舌粹」・「櫻」・「七夕聚會」・「竈祭」の出典は見出せなかつたと告白している(ただし櫻の記事は御覽卷九六)。陳氏はもつと類書を廣く探せば、全

文の復元ができると信じているが、私はそんなことはないと思う。ことに陳氏が、漢魏叢書本の中のたとえ五月五月の條の注に風俗通の文を引き、八月眼明囊の條に述征記の文を引いているからといって、直ちに、自著の方でも御覽卷三一から風俗通を、卷一二から述征記を引用して掲げたことなどは甚しい獨斷である。何となれば御覽には、これらの史料を獨立に掲げているのであつて、それらが荆楚歲時記の引用文であつたということをどこにも言っていないからである。したがつて、陳氏は一面、漢魏叢書本を否定しながら、反面それを是認するという自家撞着に陥つていたのである。

要するに陳氏の再編集のしごとは、漢魏叢書本(『説郭本』)が、輯本であることを證明しようとして、却つてそれが簡單には輯本といいきれないことを證明したことになると思う。

1、紺珠集については別稿「書誌学的研究」六章註3参照。この書は南宋朱勝非撰という説があるが、私は北宋末の書と思う。同書には荆楚歲時記十九條が摘録されている。

2、類説については同註4参照。南宋曾慥の撰。同書には荆楚歲時記十五條が摘録されている。

3、陶宗儀説郭については渡邊幸三氏「説郭考」(東方學報京都第九冊昭和十三年三九)参照。

4、この表は、和田久徳氏の勞作「荆楚歲時記について」(東亞論叢第五輯昭和十六年一九)の(五)の内容を整理したにすぎない。このうち耶承燦の澹生堂餘苑本は、日本には存在しないようである。

5、拙著「校註荆楚歲時記」解題。

6、輯本説の代表的なものは余嘉錫氏の「四庫提要辯證」(民国二六年

三七九 史部四地理類三。

7、私は過去三年に亘つて、四庫提要所載の類書・靜嘉堂文庫漢籍目錄・京都東方文化研究所漢籍分類目錄所載の宋・元・明の類書約百種にひとわたり目を通した。見落しもあるかと思うが、特に歳時部のところは注意したつもりである。

8、この點については、和田氏が、つとにその誤まりであることを指摘している（前掲論文四〇九頁）。

9、渡邊氏前掲文及び別稿「書誌學的研究」七章参照。

10、和田氏は陶宗儀說郭本が、陶珽說郭本より寶顏堂本系に近いことを認めておられるが、「寶顏堂本系の節録が陶宗儀說郭本であるのではなく、陶宗儀本はもつと善本によつたのであろう」と云われた（前掲文四二〇頁）。私は現行寶顏堂秘笈本と、陶宗儀說郭本との共通の藍本——假稱B本——の存在を想定するのである。

11、麓山精舍叢書所収、陳運溶撰荆楚歲時記。

三、寶顏堂秘笈系統本の批判

陶珽說郭系統本が寶顏堂秘笈本系統を骨子としてゐることが明らかになつた以上、私共は進んで秘笈系統本の性格を究明せねばならぬ。しかし、これについては、前章においても間接にふれるところがあつたし、⁽¹⁾別稿でも相當詳しくのべたから、⁽²⁾いまは私が秘笈本輯本説に反對するおもな理由を簡単に示そう。

(一) 說郭本を分析してゆく間に私はしばしば、「この記事は秘本のみにしか見られない」という説明を加えた。また說郭本に闕けて秘笈本のみにある記事の中にも、類書等に佚文の徴せられない部分が

三、寶顏堂秘笈系統本の批判

若干ある。これを表示すれば次の通りである。

(イ) 說本・秘本兩書に重見する項目より

説本 番号	上段	下段	獨得の記事 <small>(マルをつけてないのは全文が獨得の記事である場合、マルをつけたのは類書等に對應する記事があつても、その部分だけが獨得である場合である)</small>
(二)		下段	豆各二七枚……辟瘟氣、又肘後方云、且及七日、吞麻子、小登高賦詩……門前呼牛馬……
(五)	上段	下段	四時代至、敬逆其始、彼應運於東方以下將來蠶桑并占衆事
(六)	下段	下段	雜五行書劇神名後帝、異苑云陶侃見人自云（以下末尾まで）
(八)	上段	下段	淪之
(十五)	下段	下段	施鈞之戲、以緩作度攢（以下末尾まで）
(十六)	下段	下段	周處吳徵註吳地記（以下末尾まで）
(十七)	下段	下段	鳴鳩鵲
(十九)	下段	下段	俗稱惡月
(二十)	上段	下段	邯鄲淳曹娥碑云、五月五日、時迎伍君逆瀉而上、爲水所淹、斯又東吳之俗、事在子胥、不關屈平……不可詳矣
(二十二)	下段	下段	朽稱：朽麥：此其驗乎
(二十五)	下段	下段	魏氏春秋何晏（以下末尾まで）
(二十六)	下段	下段	婦人帶茱萸囊、蓋始於此
(三十一)	下段	下段	按禮記云、饑人所以逐厲鬼也……
(三十四)	下段	下段	晉陽秋、王平子在荊州、以軍圍逐除、以闕故也 玄中記、顯頊氏三子俱亡、處人宮室、善驚少兒、漢世以五營千騎自端門傳炬送疫、棄洛水中 少説孫興公（以下末尾まで）

(三十五)	下段	按礼器、饗者老婦之祭尊於瓶、盛於盆、言以瓶爲罇盆盛饌也
	下段	許慎五經異義云、顛項有子、曰黎、爲祝融火正、祝融爲龍神、姓蘇、名吉利、婦姓王、名博頰
	下段	漢陰子方、臘日見龍神

(ロ) 秘本のみにある項目より

期日	事項	本段	獨得の部分
二月八日	行城	下段	按本起經(以下全文)
二月	寒食	上段	寒食挑菜
		下段	按如今日春日生菜
十一月	冬至	上段	冬至日、量日影、作赤豆粥、以饗疫
		上段	閏月不奉百事
閏月	閏	下段	按周礼云閏月王出寢門、故爲閏字

さて現在までの通説では現行本荆楚歲時記は陶珽説郭本系も寶顔堂秘笈本系も共に類書等からの輯本であるということになつてゐるが、かりにそうだとすれば、右表にあげた秘笈本獨得の事項または獨得の字句は、悉くこれを後人の讒入か編者の捏造かに帰さねばならぬ。私は秘笈本の中に後人の讒入が一つもなかつたとは斷言しないが、秘笈本獨得の記事のすべてがそうであるとは言えないと思う。およそ輯本をつくる人の立場になつてみれば、できるだけ出典のはつきりしたものを掲げて、恣意による捏造をさけるのが常道ではあるまいか。かくて私は秘笈本輯本説に對して根本から疑いをいだかざるをえない。

(二) 次に私は、同じく前章で、秘笈本が、類書等では全く荆楚歲

時記の一部であることが確認されない他書の文を、多數引用していることを指摘した。輯本説をとる限り、これも編者の恣意による讒入ということになるが、私にはそこまで輯本作成者が非良心的であつたとは考えられない。

(三) 次に私は秘笈本が類書等の佚文の輯録であるならば、なぜ類書における本文と注の分けかたをそのまま踏襲しないのかを問いた。たとえば前章(二)の「熬麻子大豆、兼糖散之」の如き、御覽卷二九はこれを注にしているのを、秘本はこれをあたかも本文であるかのように、一段高く書いてゐる。

(四) 次に秘笈本が輯本だと考へるとき、御覽の時序部に書かれてゐるような、いやしくも輯本を作るほどの人であれば絶対に見落す筈のない佚文を脱しているのも腑に落ちない。またたとえば事林廣記甲集卷三節令門小春に

十月爲小春、荆楚歲時記云、天時和暖似春、故曰小春、此月内雨謂之液雨、百虫飲而藏蟄、俗呼爲藥水、至來春二月雷鳴啓蟄とある文の初めの「曰小春」までだけを引用して、そのあとの液雨の記事を逸しているのも了解しがたい不手際である。

(五) 次に秘笈本が、明代に希觀の書であつた玉燭寶典の文と一致する文を含んでいるのも、それが輯本であることを疑わせる。たとえば元日の却鬼丸の條など、寶典にしか類似の文がない(しかも寶典ではそれを荆楚記の文とは云つていないのである)。

秘笈本系輯本説に對する疑問は、別稿にも詳説したから、ここでは特に重要と思はれる五つの點を指摘するに止めておく。では秘笈

本系が輯本でないとするればそれはいつごろからの傳本であろうか。私は秘笈本と陶宗儀説郭所収の八條とが極めてよく一致するところから、兩者を同一系統と推定するが、そうだとすれば説郭所収の文は、説郭の成立した洪武三年(七〇三)以前の傳本によつたものであること渡邊幸三氏の説の通りであるから、當時、説郭と秘笈本との源流をなす一傳本、私の所謂β本の存したことは明かである。一方私は荆楚歲時記が南宋末(紀頃)に散佚したという和田氏の説に反對するのであるが、こう考えてくると、私はβ及本の古さを宋代まで溯らせるのがすなおな解釋ではあるまいかと思う。

β本が現存しない今日、私どもは秘笈本を通じてβ本の面目をうかがう外はない。ところで秘笈本は、まづ一段上げの文を記し、續いて一段下げの文を記している。そして従來はそれが宗懔の本文と、杜公瞻の注との別を示すものと考えられるのが普通であつた。そして私自身もかつてはそう考えもし、本稿においても、これまでのところでは、便宜その通説に従つてきたのである。しかしこの考えかたに對して疑問を提出したのは余嘉錫氏であつて、氏は、現行本における一段上げの部分のみが宗懔書だとすると、宗懔書は餘りにも簡單で砂をかむように殺風景なものとなつてしまふことに疑問をいだいたのである。この疑問はまことに尤もであると思う。

それでは秘笈本における一段上げと一段下げの別は、いつたい何を意味するのであるうか。それを明かにするためには、一段上げ、一段下げの夫々について一應具體的に吟味してみる必要がある。

三、寶顏堂秘笈系統本の批判

まづ一段上げのところは果して宗懔の文のみに限られるであろうか。私はその點に疑問をもつ。たとえば「正月十五日に膏粥を作つて門戸を祠る」という記事の如き、「十二月の臘祭に村人が細腰鼓を打ち、胡公頭を戴き、金剛力士を作つて大疫を遂う記事」の如き、隋の杜臺卿の玉燭寶典に、ほとんど同一の文が掲げられているにも拘らず、寶典にはそれが「荆楚記」からの引用であると書かれていない。私はこれは、宗懔の荆楚記にはその文が全くなかつたのを隋の杜公瞻が寶典の記事によつて補つたか、あるいは初め荆楚記にその行事に關連した記事があつても、十分意をつくさない憾みもあるのを、杜公瞻がその文を改變したのであると考えてみたい。また一段上げの部には寒食節の條の「鬪筵・鏤筵子・鬪筵子」のように、いかにも項目の羅列のような、無味乾燥な文もある。これなどは、杜公瞻が増置した文章の見出しにすぎないのではあるまいか。このように、秘笈本の一段上げのところにも、杜公瞻の増補・改筆の文があると考えられる以上、この部分のすべてを宗懔の原文と斷定することはできないであろう。

それでは次に一段下げの部分に果して杜公瞻注のみに限定されるであろうか。私はそうはいえないと思う。何となれば、五月五日の競渡の記事の如き、歲末の藏鉤の記事の如き、黄大を以て龍神を祀る記事の如き、寶典の中に明らかに宗懔の荆楚記の記事として見えている文が、この部分に含まれているからである。

このように、一段上げの文、かならずしも宗懔書でなく、一段下げの文、かならずしも杜注でないとすれば、一段上げ、一段下げの

別はそれほど深い意味をもつものではあるまい。私は一段上げは、新しい項目の始まりを示すための便宜の方法にすぎないと思う。その一番よい例は、十一月の鹹菹の記事で、寶典に見える荆楚記の文が、分斷されて、一部は一段上げのところに、一部は一段下げのところに配されているほどである。このような書式がいつから始まつたかは斷定できないが、私は一應隋の杜公瞻の注釋本が、そのような形式であつたという推定をしてみたいと思う。

要するに一段上げ、一段下げの別が、宗懔書と杜公瞻注との別を示すものでないとするならば、われわれは、一應この一段上げと一段下げとを同一平盤に置いて、本文と注とのふるい分けをしななければならない。

さきに現行本の書式を以て本文と注とを区別することの不當であることを説破した余嘉錫氏は、それに代るべき区別法として、太平御覽の中に引かれている荆楚歲時記の斷章が、大字の部と小字(注割)の部とに分かれていることに着目し、この大字と小字の別を以て本文と注との別を立てるべきであると提唱した。

御覽の荆楚歲時記に大字・小字の別があることは、杜公瞻注釋本がはじめそのような書式であつたことを推定させるに足るものであつて、余氏の着想はまことに卓見とすべきである。そして特に御覽の小字の文が、杜注であるうことは

(一) その中に北人の風俗を記している点、北人たる杜公瞻の筆らしく思われること(例、元日如願の記事・膠牙糖の記事・人日新菜の記事等)

(二) 歲時広記に特に杜公瞻注として掲げられている文が、御覽の當該部分で小字となつてゐること(例、歲時廣記卷五元日上、貼畫雞の記事、卷三四重九の記事)

等から考えて疑いの餘地はないと思う。しかし御覽の大字の部が悉く宗懔書であるという余氏の説に對しては、私はなお若干の疑念を挿まざるをえない。それというのは前述の如く御覽の中の大字本文と、殆んど同じ文章が隋の杜台卿の寶典に見えていながら、それが「荆楚記云」と書かれてない場合があるからである。それを表示すれば次の通りである。

太平御覽所引荆楚歲時記大字の部分

玉燭寶典の相似の文

(荆楚記と明記されてない)

(卷二〇時序部立春) 立春日悉剪綵爲鷲以戴之、帖宜春之字、傅咸鷲賦有其言、傅咸鷲賦云……

(卷一附說) 俗同悉剪綵爲鷲子、置之簷楹、以戴、帖宜春之字、傅咸鷲賦云……

(卷三〇時序部人日) 正月七日爲人日(注略)、

(同) 七日名爲人日、家家剪綵、

以七種菜爲羹、剪綵爲人、或鏤金薄爲人、貼屏風、亦戴之頭髮(注略)、又造華勝相遺

或鏤金薄爲人、以帖屏風、亦戴之頭髮、今世多刻爲花勝、像瑞圖金勝

(卷三〇時序正月十五日) 正月十五日、作豆

(同) 其月十五日則作膏糜、以祠

糜加油膏其上、以祠門戶

門戶

(卷九一四羽族部鳥) 春分日、民並種戒火章於屋上……

(卷二附說) 此月、民並種戒火章於屋上

(卷一〇) 六月必有三時雨、田家以爲甘澤、邑里相賀曰嘉雨

(卷二四時) 八月十日、四民並以朱點小兒頭、名爲天灸、以厭疾也

(卷七二六方) …此其會、擲教於術部竹卜

社神、以占來歲豐儉、或折竹以下

(卷八四二) 十月一日黍雁、俗謂之秦之歲首

(卷九七九菜) 仲冬、是月也、采結霜蕪菁葵等雜菜乾之

(卷三三時) 村人並擊細腰鼓、戴明頭、及作金剛力士、以逐大疫

(序部臘) 又爲藏鈎之戲、辛氏以爲鈎弋夫人所起、周處・成公綏並作疆字、藝經・庾闡則作鈎字其事同也

(卷三三時) 又爲藏鈎之戲、辛氏以爲鈎弋夫人所起、周處・成公綏並作疆字、藝經・庾闡則作鈎字其事同也

(卷三三時) 又爲藏鈎之戲、辛氏以爲鈎弋夫人所起、周處・成公綏並作疆字、藝經・庾闡則作鈎字其事同也

(卷六) 此月之時必有時雨、穀梁傳云、六月雨愴雨也

(卷八) 世俗八月一日、或以朱墨點小兒額、爲天灸、以厭疾也

(同) 此會也、擲教於神前、(略注) 卜來歲豐儉、或折竹篠以占之

(卷一〇) 十月周之蜡節、秦之歲首

(卷一) 又采結霜蕪菁葵等雜菜以乾

(卷一二) 今世、村忌(民?)打細腰鼓、戴胡公頭、及作金剛力士、逐除其遺風

(同) 其夜爲藏鈎之戲、辛氏三秦記云、昭帝母鈎弋夫人、手拳而國色、今世人學藏鈎法、此藝經云鈎弋夫人手捲、世人藏鈎法、成公綏・周處並作疆字、藝經則作鈎、庾闡藏鈎賦云、歡迎夜之藏疆、賞一時之戲……

際にもほんの數語の斷章(たとえば「冬至日、作赤豆粥」とか、「家々爲黍雁」とかいう程度の短かい引用)のときですら、「荆楚記云」と明記している。また正月十五日の油膏の條で、續齊諧記の油膏の由來を語つた傳説を掲げたあとにも「荆楚記」と注して、傳説の主人公の名が荆楚記では異つてゐることを明かにしている。そして寶典の中に「荆楚記云」としてある佚文や、荆楚記とは明記されなくても「南方の俗」とか「荆楚の俗」とか書かれて、荆楚記の一部であることを推測させるような佚文、並びに佚文はなくとも、荆楚記にそれに関する記事があつたことを推測させるような部分(前掲の如き)を數えるならば、それは十數條に達するのである。このように荆楚記よりの引用に當つて、その出典を明記する方針をとつてゐる寶典の撰者のことであるから、もし前掲表上段の御覽の大字のような文が、初めから荆楚記の中に書かれていたとすれば、その引用に當つて荆楚記という書名を明記しない筈はないと思ふ。したがつて前掲表の御覽の記事は(一)元來、宗懔の荆楚記にはその文がなかつたのを、杜公瞻が増補したものであるか、(二)荆楚記に係記事はあつたが、杜公瞻がそれを改變したか、いづれかではなくてはならぬ。したがつて、御覽の大字の部のすべてを宗瞻の本文とみる余氏の説には私はにわかには賛成することができない。

要するに現在の段階においては、われわれは、秘笈本と御覽とに對應する文があるとき、御覽の大字・小字の別によつて、杜注本における主文と杜公瞻注の別を知るに止まるのである。そして杜注本の主文の中から、宗懔書だけを完全に抽出することは、寶典等に荆

いつたい玉燭寶典は、他書の記事を引くに當つて、その出典をかき示してゐると私は思ふ。事實、宗懔の荆楚記を引用する

楚記の引文を見出す場合を除いては、原則的に不可能というより外はない。宗懔書に對して杜公瞻の加筆・改筆があり、且つその杜公瞻からも千三百年を距てている今日ではこれもやむをえないが、さらに識者の教示によつて、宗懔の原文を抽出する何らかの規準をえられるならば、私にとつてこれにすぎる喜びはない。

- 1、私は陶璜說郛本を分析したとき、類書に典故がなく、秘本にのみ合致する點が多くあることを指摘した。そのこと一つでも、秘笈本の基本的性格にふれたことになつてゐる筈である。
- 2、拙稿「書誌學的研究」八章。
- 3、元の一類書群書通要卷六節序門にはこの記事を少春、液雨の二つに分けて記しているが、書名はただ歲時記としている。
- 4、渡邊氏「說郛考」東方學報京都第九冊。
- 5、拙稿「書誌學的研究」六章に詳説した。
- 6、余氏「四庫提要辯證」史部地理類。

四、荆楚歲時記の復元

荆楚歲時記の原文復元に立先つて必要な議論は概ね前章において書された。そこで本章ではいよいよ資料そのものを具体的に提供しようと思ふが、別宜上これを二部に分つこととする。

第一部

(1) 第一部では、現行秘笈本(以下秘本)をもととし、類書の佚文等と對校して、字句の修正・脱文の補足・衍字衍文の削除・錯簡の

修正を行う。したがつて第一部は嚴密に言えば原文復元というよりは、秘笈本の校訂である。

- (2) 類書等の中に對應する佚文のあるものは、その都度これを注記する。なお「初學記・御覽」等と書いたのは、「初學記・御覽所引荆楚歲時記(又は荆楚記)」等の略である。
- (3) 宗懔書の原形を復元することは現在では不可能である。以下に掲げるところは大体杜公瞻注釋書の面目を傳えるにすぎない。
- (4) 秘笈本の中で、一段上げの部と一段下げの部とが並び存する項目においては、一段上げの部をその項目の見出しと解し、大字(九ボイ)一段上げに示すことにする。この部分のうち
 - (イ) 宗懔の文であることが絶対に確實なものはゴチック活字とする。
 - (ロ) 杜公瞻の創作・改作に係ると思ふものは、注において、その推定する根拠を示した。
 - (ハ) ゴチック活字でもなく、さればといつて杜公瞻筆とも注記されない部分は、宗懔・杜公瞻いずれの筆とも決しがたいものであるが、特別の支障なき限り宗懔の文とみてよいであろう。
- (5) 秘笈本の中で、全文一段上げとなつてゐるものは、やはり一段上げの形に掲げる。それが杜公瞻新設の文と思われるときは、そのことを注記した(例、戒花草の條)。
- (6) 秘笈本の中で、一段下げになつてゐる部分には杜注本の中における正文と、杜注とが混在してゐると思ふので、次の方法によつて、そのふるい分けを行う。

(イ) 御覽に對應する文があるときは、御覽の大字・小字によつて、杜注本における主文と注とを區別する。本文は大字(九ボイ)一段下げとし、注は小字(八ボイ)二段下げとする。

(ロ) 御覽に對應する文がないときは、記事の内容によつて、できるだけ主文と注とを區別する。

(ハ) 杜注本における主文の大半が宗懔書であろうことは想像に難くない。杜公贍の加筆改筆が加わらなかつたとは斷言できぬがそれを完全に指摘することは殆ど不可能である。なお寶典の引用文などによつて確實に宗懔の筆と判斷できる部分はゴチック活字でこれを示す。

(ニ) 一應大字・小字の別を立てゝも、その論據不十分のもの、および區別をつける手がかりの全くないものは「」で圍むことにする。

(七) 一般に類書の佚文を過信する人が多いが、類書には撰者自身の考へによる節録・他條の轉引・別々の項目の綴合せ、撰者の私見の附加等が少くないことを特に指摘しておきたい。

等 一 部 原 文

正月一日、是三元之日也⁽¹⁾元始⁽²⁾謂之端月⁽³⁾也⁽⁴⁾

按史記云、正月爲端月、春秋傳、履端于始

1、「正月…之日也」、御覽卷九一八羽族部雜・卷二九時序部元日、ほと同

四、荊楚歲時記の復元

じ。宗懔の文か。

2、「元始也」、御覽卷二九時序部元日、小字分注とす。

3、「謂之端月」、杜氏の文と思われる。初學記卷四に「正月爲端月」と書き、これを荊楚記の文とせず寶典の文としているからである。

4、「按史記…于始」、寶典卷一附説に「史書謂爲端月、漢書表亦云、一月鷄鳴而起、春秋傳曰、履端於始」とあり。杜氏はこれによつて注を作つたのであろう。(3)を杜氏の文とみる以上、これも杜注とみるべきであると思う。

二

鷄鳴而起⁽¹⁾

案周易(書)⁽²⁾緯通卦驗云、鷄陽鳥也、以爲人候四時、使人得以翹首結帶正衣裳⁽³⁾

注云、案禮内則云、子事父母、婦事舅姑、鷄初鳴、或盥漱櫛髮⁽⁴⁾、則惟其常、非獨此日、但元正之朝、存亡慶弔、官有朝賀、私有祭享、虔恭復位、宜早于餘辰、所以標而異焉⁽⁵⁾

1、本條全文を秘笈本より採り、主文と杜注の區別は御覽卷二九時序部元日にしたがう。

2、「周易」、御覽、周書緯に作る。

3、「通卦驗」、御覽、「驗」の字なし。

4、「使人」、御覽、「使」の字なし。

5、「衣裳」、御覽、「正衣裳也」に作る。

6、「盥」、御覽、「盥」とあるは誤。

7、「虔恭復位」、御覽、「虔恭宜早復位」に作る。

を「戸上」に作る。

3、「却厲疫也」、御覧によつて補う。

4、「造桃板・仙木」、秘本。

5、「儼鬱壘・畏之」、歳華紀麗卷一元日の條に

歳時記元日造桃板于戸、謂之仙木、儼鬱壘山桃樹、百鬼畏之

とあり、御覧卷二九もほど同文である。いまこれによつて補足した。な

おこの文は初学記では歳時記とせず寶典の文となつてゐるから、宗懔の筆とは考えにくい。

6、「繪・左右」、歳時廣記卷五元日繪門神の條。なお廣記には「歳旦」とあるが、ここでは省いた。

7、「左神茶・門神」、秘本。

8、「按莊周・畏之」、秘本。御覧卷二九、荆楚歳時記を列挙した中間に大字でこれを掲げている。恐らくは荆楚歳時記の引用文であろう。

9、「玄中記・遺象也」、この文は秘本には見えない。たゞ御覧卷二九に、前掲「莊周云」と同じように見えているので、歳時記の引用文としてここに掲げた。なお末尾の「遺象也」は御覧では「遺勇也」とあるが、寶典所引の玄中記によつて、これを「遺象」と訂した。

10、「魏時・不死之祥」、秘本。御覧卷二九元日の條に、「應劭風俗通曰、有桃人・葦炭・畫虎……」と大字で書いたあとに、ほど同文の分注がある。しかし、この風俗通も分注も、御覧の前後から推して歳時記の一部

分らしい。

11、「磔」、秘本「磔」とあるが、御覧によつて訂正。

12、「煖」、御覧は「漢」とあるが誤まりである。寶典卷一には「燠火」の文字がある。

四、荆楚歳時記の復元

13、御覧卷二九、このあとに「勛又云、正月一日爲雞……」の注があるが、

これは入日の條の注をここに轉引したものらしい。

14、「又桃者・仙木」、秘本。なお紺珠集・海録碎事(宋・葉廷珪撰)卷三二下仙木の條は、同文。但し「百怪」を「百鬼」に作る。

15、「按括地圖・無神荼之名」、秘本。御覧卷二九にも相似の文がある。

16、「繫而」、秘本には「得則」とあるが、いま紺珠集本・類說本によつて改めた。

17、「應劭・效前事也」、秘本による。

18、御覧卷三三臚條所引風俗通は「有神荼与鬱壘昆弟二人、性能伏鬼」に、卷九六七果部桃條所引風俗通は「兄弟二人曰荼与鬱律」に作る。

19、御覧卷三三・九六七共に「簡閱百鬼」に作る。

20、御覧卷三三によつて「無道理」の三字を補う。

21、御覧卷九六七「掃一掃」を「掃一掃」に作る。

22、御覧卷二九には應劭風俗通の文を「有桃人・葦炭・畫虎・鬱壘」と略記し、そのあとに「以此鬼」以下の文を掲げている。

五

於是長幼悉正衣冠、以次拜賀、進椒酒、飲桃湯及栢、故以桃湯栢葉爲酒、進屠蘇酒、下五辛盤、膠牙糖、進數于散、服却鬼丸、各進一雞子、凡飲酒次第從小起、梁有天下、不食葷、荆自此不復食雞子、以從常則

按四民月令云、過臘一日、謂之小歲、拜賀君親、進椒酒、從小起、椒是玉衡星精、服之令人身輕能耐讀作老、栢是仙葉

成公子安椒華銘曰、肇惟歲首、月正元日、厥味惟珍、獨除百疾、是知小歲則用之、漢朝元正則行之

典術云、桃者五行之精、厭伏邪氣、制百鬼、今人進屠蘇酒・膠牙錫、蓋其遺事也

董勛⁽¹¹⁾云、俗有歲首酌椒酒而飲之、以椒性芬香、又堪爲藥、故此日采

椒花以貢尊者飲之、亦一時之禮也、又晉海西令問勛曰、俗人正日飲酒、先飲少者何也、勛云、俗云少者得歲、先酒賀之、老者失歲、故

後飲酒、然則從小起、義在斯乎

周處風土記曰、元日造五辛盤、正月元日五薰練形、注五辛所以

發五藏之氣

即大蒜・少蒜・韭菜・雲臺・胡荽是也、莊子所謂春正月飲酒葱、

以通五藏也、食醫心鏡曰、食五辛以辟厲鬼

敷于散出葛洪練化篇、方用栝子・仁麻・仁細辛・乾薑・附子、等分

爲散、并華水服之、敷于散胡洽方許出散、並有藥斤兩種類、又天醫

方序云、江夏劉次卿見鬼、以正且至市、衆鬼悉避、劉問書生曰、子

有何術以至於此、書生言、我本無術、出之日、家師以一丸藥、絳囊

裹之、令以繫臂、防惡氣耳、於是、劉就書生借具藥、至所見諸鬼處、

諸鬼悉走、所以世俗行之、其方武都雄黃・丹沙⁽²¹⁾散二兩、五物合搗

洋五兩、蠟和令調如彈丸、正月旦、令男左、女右帶之

周處風土記云、正且當吞生雞子一枚、謂之練形、又晨啖五辛菜、以

助五藏氣、則行之久矣、膠牙者、蓋以使其牢固不動、今北人亦如此

熬麻子大豆兼糖散之、案練化篇云、正月旦吞雞子赤豆各二十七枚、辟

瘟氣、又肘後方云、且及七日吞麻子小豆各十七枚、消疾疫、張仲景

方云、歲有惡氣中人、不幸便死、取大豆二十七枚、雞子白麻子、并酒

吞之、然麻豆之設、當起於此、今則熬之、未知所據也

1、「進椒酒：栝葉爲酒」、秘本は「進椒栝酒、飲桃湯」に作るも、いま御

覽卷二九時序部元日によつて改めた。

2、「下五辛盤・膠牙糖」、御覽卷二九。なお秘本は「進屠蘇酒・膠牙錫・下五辛盤」としている。

3、「進敷子散、服却鬼丸」、秘本獨得の文。御覽卷二九には小字の杜注のみあつて、その見出しがない。

4、「凡：從小起」、この文は御覽卷二九所引四民月令に「又云進酒次第、當從小起」とあるのによつて、もと四民月令の一部であつたことがわかるが、杜氏はそれを引いて見出しとしたのであろう。

5、「梁：從常則」、秘本及び御覽卷二九。この文は、「梁」とか「荆」とかいふところから、宗悫の筆と想像される。

6、「按四民：栝是仙藥」、秘本。「從小起」までは年中行事秘抄正月朝賀事の條も同文。

7、「成公：用之」、秘本・御覽。「蠲除百疾」までは年中行事秘抄同文。

8、「漢朝：行之」、秘本のみ文。

9、「典術：制百鬼」、秘本・御覽。

10、「今人：遺事也」、御覽によつて補う。

11、「董勛：後飲酒」、秘本・御覽注。

12、「然則：義在斯乎」、御覽注によつて補う。

13、「周處：五藏之氣」、御覽大字に作る。

14、「即大蒜：是也」、秘本のみ文。後出敷子散の杜注との語調の相似から杜注と判断した。

-22 536 39 891" data-label="Text">

15、「莊子：五藏也」、秘本。御覽卷二九は「莊子曰」として、これを大字で記しているが、私は秘本に、「莊子所謂」とあるところから、この文を杜注の一節とみたい。御覽は誤まつてこれを大字としたのであろう。

16、「食醫心鏡：厲氣」、秘笈本のみに見える。確證はないが、前文のつきであるから杜注として扱った。

17、「敷于散：服之」、秘本。御覽注同文。

18、「敷于散：兩種類」、陶宗儀說郭本敷于散の條によつて補う。御覽注は

「又云敷于散出胡洽方」とだけ略記している。

19、「又天醫方序云：世俗行之」、秘本のみに見える。御覽注はこの部分を

「又方江夏劉次卿、受彈鬼丸」と略記している。

20、「其方：女右帶之」、御覽注による。秘笈本はやゝ節略がある。

21、「散」、秘本「沙」を「散」に作る。

22、「五物：五兩」、秘本には見えぬ。御覽注による。

23、「周處：行之久矣」、御覽注。

24、「膠牙：亦如此」、同右及び秘本。

25、「熬麻子：散之」、秘本これを見出しとして一段高く記しているが、これは傳寫の誤まりなるべく、御覽注にしたがい、杜注として扱うべきであらう。

26、「案練化篇方：當起於此」、秘本による。御覽卷二九注にも見えるが、「辟瘟氣、又肘後方云、且及七日、吞麻子少豆各十七枚」の二十一字を

缺く。

27、「二」。秘本七枚とあるも御覽注によつて補う。

28、「二」。秘本「十七」とあるも御覽注によつて「二七」に改めた。

29、「今則：據也」、御覽注にだけ見える。

六

又以錢貫、繫杖脚、廻以投糞掃上、云令如願、按録異記、有商人

區一作明者、過彭澤湖（清湖・清明湖）、有車馬出、自稱青湖君

四、荆楚歲時記の復元

（青洪君・清明君）、要明過家、厚禮之、問何所須、有人教明、

但乞如願、及問、以此言答、青湖君甚惜如願、不得已許之、乃是

一少婢也、青湖君語明曰、君領取至家、如要物、但就如願、所須

皆得、自爾商人、或有所求、如願並爲即得、數年遂大富、後至正

旦、如願起晚、商人以杖打之、如願以頭鑽入糞中、漸没失所、商

人以杖打糞掃喚、如願竟不還也、後商人漸漸貧

今北人正月十五日、立于糞掃辺、令人執杖打糞堆上云以治腰痛、又

今人正旦以細繩繫偶人投糞掃中云、令如願、意者亦爲如願故事耳

1、「又以：令如願」、秘本及び御覽卷二九。

2、「按録異記：漸漸貧」、秘本。御覽に相似の文あり。

3、「彭澤湖」、類說本「清湖」に、海録碎事卷二天部元日門所引「清明湖」

に作る。

4、「清湖君」、御覽卷二九「清洪君」に、海録碎事「清明君」に作る。

5、「家」、秘本にのみ見える。

6、「是一少」、この三字も秘本のみ。

7、「青湖君語明：所須皆得」、同右。

8、「數年遂大富」、同右。

9、「如願以頭鑽」、同右。

10、「漸没失所」、同右。

11、「商人以杖：不還也」、御覽によつて補う。

12、「家人：貧」、秘本のみに見える。

13、「今北人：治腰痛」、御覽による。

14、「正月十五日」、御覽注。秘本は「正旦夜」に作る。御覽注正月十五日

は或いは誤まりではあるまいか。但し秘本の「夜」は不要であらう。

15、「治腰痛」、秘本「以荅假痛」とあるも、それでは文意不明。

16、「今人正旦」。紺珠集、類説によつて補う。但し御覽の「今人正月十五日」が、「今人正旦」の誤まりであれば、ここに同語を重ねる要はない。
17、「以細繩：故事耳」、秘本による。紺珠集・類説「糞掃」を「糞穰」に作る。

七

正月七日爲人日⁽¹⁾

董勛問禮俗曰、正月一日爲雞、二日爲狗、三日爲猪、四日爲羊、五日爲牛、六日爲馬、七日爲人、(八日爲穀、其日陰晴、兆豊稔)

以七種菜爲羹⁽⁴⁾

〔食之令人無萬病〕⁽⁵⁾

翦綵爲人、或鏤金箔爲人、以貼屏風、亦戴之以頭鬢⁽⁶⁾

正旦晝雞於門、七日帖人於帳、餘日不刻牛羊狗猪馬之像、而二日獨施人雞、此則未喻、今一日不殺雞、二日不殺狗、三日不殺羊、四日不殺猪、五日不殺牛、六日不殺馬、七日不行刑、亦此義也、但古乃磔雞、

令畏鬼、今則不殺、未知孰是、北間於此日向辰、門前呼牛馬雞畜令來、乃置粟豆於灰、散之宅内云、以招牛馬、未知所出也⁽¹²⁾

劉臻妻陳氏進見儀曰、七日上人勝于人、董勛曰、人勝者或剪綵、或鏤金箔爲之、帖于屏風上、或戴之、像人入新年形容改、從新也⁽¹³⁾、舊以正月七日爲人、故名人日、剪綵鏤金箔爲人、皆符人日之意、與正旦鏤雞⁽¹⁴⁾

於戸同、今北人又有至人日諱食故菜、惟食新菜者、與楚諱食雞正相反⁽¹⁵⁾

又造華勝相遺⁽¹⁹⁾

華勝起于晉代、見賈充李夫人典戒云、像瑞圖金勝之形、又取像西王母⁽²⁰⁾
正月七日戴勝見武帝於承華殿也

登高賦詩⁽²²⁾

郭緣征述征記云、魏東平王翕、七日登壽張縣安仁山、鑿山頂爲會望處、刻銘於壁、文字猶存、銘云、正月七日、厥日爲人、策我良駒、陟彼安仁、老子云、衆人熙熙、如登春臺、如享大牢、楚詞云、目極千里、傷春心、則春日登臨、自古爲適、但不知七日竟起何代、晉代桓温參軍張望、亦有正月七日登高詩、近代以來南北同耳⁽²³⁾
北人此日食煎餅於庭中、作之云薰天、未知所出也⁽²⁴⁾

1、本條の見出しは秘本では「正月七日、爲人日以七種菜爲羹、翦綵爲人、或鏤金箔爲人、以貼屏風、亦戴之頭鬢、又造華勝以相遺、登高賦詩」となっている。いま寶典卷一をみると、これに相似の文を引きながら、「荆楚記云」としていいない。思うに宗懔書にはこの記事がなかつたか、あつたとしてもよほど簡単なものであつたらう。それを杜公瞻が寶典を参考にして新たな項目を増置したのであろう。なお秘本の杜註には多少の錯簡がある。その混乱を訂正するためと、見出しと杜註とを對應させるために、本條は、これを五つに分断してみた。

なお「正月：人日」の文は、秘本の外、類聚卷四歲時部人日、初学記同條、六帖卷一同條、御覽卷三〇時序部人日みな同文。

2、「董勛：爲人」、初学記及び御覽注。秘本ほど同じきも「猪」と「羊」との順異なる。

3、「八日：兆豊稔」、紺珠集本に見える。秘本の「以陰晴、占豊耗」はやや簡単である。この一文が歲時記に初めからあつたかどうかは疑わしい。何となれば、宋の黄朝英の細素雜記卷四「人日」の條をみると

案宗懔荆楚歲時記云、正月七日謂之人日、採七種菜以爲羹、剪綵爲人、或鏤金箔爲人、以貼屏風、亦戴之頭鬢、求之

經典、罕有此事、唯魏東平王倉爲仁、安仁峯銘云、正月元七、厥日惟人、乘我良駒、陟彼安仁、載在名集、此爲證、又北史魏收傳云、魏帝宴百寮、問何故名、人曰……收曰、晉議郎董勛答問禮俗云、正月一日爲雞……七日爲人、然東方朔占書、有八日爲穀、而收所引董勛之語、止及于七日何邪、然安仁峯銘、所用亦云、七日爲人、而宗懷指此爲證、蓋宗懷又未嘗見東方朔占書、而妄爲之說也……(守山閣叢書本による)

とあつて、北宋末の舉士黃朝英の見た歳時記には「正月八日」のことは書かれてなかつた筈である。したがつてここに掲げた八日に關する記事は、元來は歳時記の文でなく、何人かが東方朔占書等をよんで、ここに附記したのが傳寫の間に歳時記の文章のようになつてしまつたのである。したがつて、この條は本來削除されねばならないものと思う。

4、「以……糞」、秘本。類聚・初學記・白帖・御覽(卷三〇)時序部・卷九七六(菜部菜)同文。

5、「食之……萬病」、年中行事抄正月上子日・明文抄卷一天象部所引荆楚歳時記。和歌童蒙抄卷二時節春、ほと同文であるが「令人」の「令」字を缺く。

これらの日本側の佚文を紹介された坂本博士は、この一句が歳時記の原文であつたかどうかを疑つておられる。私もこの點について斷案を下せないが(中國側の文獻には不思議に七種糞についての説明が見出されない)疑問を存しつゝ一應これを杜注として扱つてみた。

6、「剪綵……頭鬢」、秘本及び御覽卷三〇。

7、「正旦……於帳」、秘本及び御覽卷二九元日條注。

8、「餘日……未喻」、秘本に見えるが、この注の配置には錯簡がある。この

四、荆楚歳時記の復元

文が杜注であることは宋の陳元觀撰歳時廣記卷五元日上・貼畫雞の條に杜公瞻注歳時記云、餘日不刻牛羊狗猪馬之像、而二日獨施人雞、此則未喻、予以意度之、正旦畫雞於門、謹始也、七日貼人於帳、重人也とあるのによつて明らかである。

9、「今日……孰是」、秘本及び御覽卷二九。

10、「北間……未知所出」、御覽同條。秘本もほと同じいが、「北間」を「荆人」としているのは誤りであろう。

11、「牛馬雜畜」、秘本は「牛羊雞畜」に作る。

12、事類統編卷五人日の條に異散灰於荆俗。

歳時記置粟豆於灰、散之室内、以招失馬とある。

13、「劉臻……于人」、秘本。なお歳時廣記卷八鑲金薄の條にも見えるが、ここには「陳氏」の名を逸している。

14、「董勛……之像」、秘本のみに見える。

15、「人入……從新也」、秘本及び御覽卷三〇注。

16、「舊以……人日」、同右。二書共にこの記事の前に華勝の記事を掲げているがそれは錯簡と思われる。

17、「剪綵……戸同」、秘本及び御覽卷三〇注。御覽はこの前に「今北人、此

日亦有諱食業者、與楚食正反」とあるが、錯簡である。

18、「今北人……相反」、秘本による。

19、「又造……遺」、秘本及び御覽。

20、「華勝……金勝之形」、秘本及び御覽注。

21、「又取像……承華殿也」、秘本。御覽注は「又取像西王母戴勝也」と略記

してゐる。

- 22、「登高賦詩」、秘本のみの記事。
- 23、「郭緣征・登春臺」、秘本。御覽注は東平王翁の銘を録せず、「文字猶在」のあとに「所戴銘辭即此處」とだけ略記している。
- 24、「魏東平王翁」、陶珽說郭本「魏」を「宋」に作るも誤りであろう。細素雜記卷四は「翁」を「倉」に作る。

- 25、「策」、細素雜記は「乘」に作る。寶典卷一所引の銘は「策」に作る。
- 26、「如享大率」、御覽卷三〇注のみに見える記事。
- 27、「楚詞云：南北同耳」、御覽。秘本は「晉代桓温」の「晉代」を逸す。
- 28、「北人：所出也」、秘本。御覽は「薰天」を「薰火」(麓山本)に作る。湖北通志卷二二政典風俗の條・歲時廣記卷九食煎餅の條所掲述征記・明の程羽文撰「歲芳華」(禮凡叢書所收)等はみな「薰天」に作っているから、「薰火」は誤りであろう。

八

- 立春之日、悉翦綵爲鷲、以戴之、帖宜春二字于門⁽¹⁾
- 宜春二字傳咸鷲賦有其言矣、賦曰四時代至、敬逆其始、彼應運於東方、乃設鷲以迎至、翬輕翼之岐岐、若將飛而未起、何夫人之功巧、式儀形之有似、銜青書、以贊時、著宜春之嘉祉⁽⁷⁾

1、「立春…二字」、秘本及び事類賦卷四歲時部春の條。御覽卷二〇時序部立春の條は「二字于門」の四字を缺く。本條寶典卷一に相似の文があるが「荆楚記云」となっていない。恐らくは杜氏の増置または改筆に係ると思う。

- 2、「于門」、歲時廣記卷八貼春字の條所引荆楚歲時記による。
- 3、「宜春二字傳咸鷲賦有其言矣」は秘本のみにある。御覽・廣記共に「傳

咸鷲賦云」と略記する。

- 4、「賦曰…嘉祉」、秘本による。
- 5、「四時代至、敬逆其始、彼應運於東方」、御覽・廣記共に「四氣代王、敬逆其始、彼應運而方臻」に作る。
- 6、「功巧」、御覽・廣記、「工巧」に作る。
- 7、秘本には傳咸鷲賦の前に
按、綵燕即合歡羅勝、鄭毅夫云、漢殿鬪簪、雙綵燕、並知春色上釵頭
という文があるが、これは後人の譌入である。

九

- 立春之日、爲施鈎之戲、以綆作篋纜相骨、綿亘數里、鳴鼓牽之、求諸外典、未有前事、公輪子遊楚、爲戴舟之戲、其退則鈎之、進則強之、名曰鈎強、遂以鈎爲戲、意起于此、涅槃經曰、鬪輪⁽²⁾（骨）輪索、其外國之戲乎、今鞦韆亦鈎之類也⁽³⁾
- 1、本條、陶宗儀說郭本施鈎の條による。秘本も大體同じである。この條は南方獨得の遊戯を記したのであり、おそらく宗儀の書であろう。なお陶珽說郭本はこの條を寒食節に繋けているが、說郭本に「立春之日」と明記されている以上、立春に配するのが穩當であろう。
- 2、「輪骨索」、秘本により「骨」を挿入。
- 3、「外國」、陶珽說郭本がこれを「鞦韆」に作るの誤りであろう。

一〇

- 正月十五日、作豆糜、加油膏其上、以祠門戶⁽¹⁾
- 齊諧記曰、正月半、有神降陳氏之宅、云是蠶神、若能見祭、當令蠶桑百倍、疑非其事、祭門、備之七祠⁽³⁾
- 今州里風俗、是一作日祠門戶、其法先以楊枝挿於左右門上、隨⁽⁴⁾

楊枝所指、乃以酒脯飲食、及豆粥・饊糜挿箸而祭之

統齊諧記曰、吳縣張成夜起、見一婦人立於宅東南角、舉手招成、成即就之、謂成曰、此地是君家蚕室、我即此地之神、明年正月半、宜作白粥、泛膏於上、以祭我、當君蚕桑百倍、言訖而去、遂失所在、成如言爲作膏粥、自此以後、年年大得蚕、今世人正月十五日、作粥禱之、加以肉覆其上、登屋食之、咒曰、登膏糜、挾鼠腦、欲來不來、待我三蠶老、是則爲蚕逐鼠、與齊(諧)記相似、又覆肉、亦是覆膏之理

石虎鄴中記、正月十五日、有登高之會、則登高、又非今世而然者也

1、「正月十五日…祠門戶」、秘本。御覽卷三〇時序部正月十五日・卷八五九飲食部糜粥の條同文。この見出しは宗懐の文でなく、杜氏の増置した見出しの文であると思う。何となれば、(イ)これと相似の文が寶典卷一にあるが荆楚記となつておらず、(ロ)初學記卷四もこの文を寶典の文として引いており、(ハ)内容的にも、後出の「今州里風俗…」以下の文と重複しすぎるからである。

2、「齊諧記…挿箸而祭之」、秘本及び御覽卷三〇。玉燭寶典には、後出の如き、主人公を吳縣の張成とする續齊諧記の文を引いたあとに、「荆楚記とある。この注によつて考えれば、この部分(主人公は陳氏)が宗懐書であることは、ほとん確實であろう。

3、「蚕神」、御覽卷三〇「蚕室」に作る。いま卷八二五蚕部によつて改めた。

4、「今州里…祭之」、秘本。御覽の方は省略が多い。

5、「續齊諧記」以下、秘本による。御覽注にもほぼ同様の記事があるが、「續齊諧記」を「齊諧記」と誤まる上に、秘本の詳密に及ばない。

6、「膏糜」、秘本「高糜」とあるが、歳時廣記卷一一祭蚕室の條所掲の壺

四、荆楚歳時記の復元

中營録の記事によつて膏糜と改めた。

7「諧」、御覽によつて補う。

一一

其夕迎紫姑、以下將來蚕桑、并占衆事

按劉敬叔異苑云、紫姑本人家妾、爲大婦所妬、正月十五日、感激而死、故世人作其形于廁中、迎之、卜咒云子胥不在、曹夫人已行、其姑、小姑可出

異苑又云於廁間或猪欄邊迎之、覺重、是神來也、

平原(昌)孟氏恒不信、嘗以是日迎之、遂穿屋而去、自爾廁中著以敗衣、蓋爲此也、洞覽(時鏡洞覽記)云、是帝嚳女、將死云、平生好樂、至正月半、可以衣見迎、又其事也、

〔雜五行書〕廁神名後帝、異苑曰、陶侃如廁見人、自云後帝、著單衣平上績、謂侃曰、三年莫說、貴不可言、將後帝之靈馮紫姑而言矣

俗云、溷廁之間、必須靜(淨)、然後致紫姑、

1、「其夕…卜」、秘本。初學記卷四歳時部正月十五日・御覽卷三〇時序部正月十五日、同文。

2、「將來…衆事」、陶宗儀說郭本紫姑の條および秘本のみに見える。

3、「按劉敬叔…少姑可出」、陶宗儀說郭本。御覽・秘本は「云是…其婿」を大字本文としているが、說郭本の方が勝つている。

4、「異苑…神來也」、御覽卷三〇注。秘本「異苑又云」を「或」に作る。

5、「平原…文其事也」、秘本。御覽に相似の文あり。

6、「平昌」、御覽「平原」を「平昌」に作る。

7、「恒不信」の三字、説郭本には見えぬ。秘本・御覧による。

8、「廁中」の二字も同様。

9、「時鏡洞覽記」、秘本・御覧共に「洞覽」に作るが、歳時廣記卷一一賽紫姑の條に、

異苑……又時鏡洞覽記曰、帝學女將死云、生平好樂、正月十五日、可來迎我……

とあるのによつて書名を詳記した。

10、「雜五行書……而言乎」、説郭本及び秘本のみに見える。正文か杜注かは断定できない。

11、「俗云……致紫姑」、秘本及び御覧。

12、「淨」御覧「靜」を「淨」に作る。

正月未日夜、蘆荳火照井廁中、⁽²⁾百鬼⁽³⁾走

1、「正月……走」、御覧卷一九時序部春・歳時廣記卷一一照百鬼同文。

2、「則」、秘本。

3、「皆」、明の高濂撰遵生八箋卷三、四時調攝正月事宜及び清の程景沂撰遊戯録下(續知不足齋叢書本)所引荆楚記。

元日至于月晦、並爲醮聚飲食、士女泛舟、或臨水宴樂⁽³⁾

⁽⁴⁾每月皆有弦望晦朔、以正月初年時、俗重以爲節

⁽⁵⁾玉燭寶典曰、元日至月晦、人並醮食、渡水土女悉蒲裳、酌酒於水涓、以爲度厄、今世人唯晦日臨河解除、婦人或漸裙

1、「元日……飲食」、秘本。類聚卷四歳時部月晦・初學記卷四同條・白帖卷一晦日・御覧卷三〇時序部晦日、みな同じ。

2、「士女……宴樂」、初學記及び御覧卷三〇。

3、秘本、「宴樂」を「宴會」に作り、その下に「行樂飲酒」の四字がある。しかしこの四字は、後人が歳華記麗卷一に「荆楚歲時記云、元日至晦並行樂飲酒」とあるのをみて附加したもので、こゝには削除した。

4、「毎月……爲節」、類聚・初學記・白帖・歳華記麗卷一晦日・御覧注、みな同じ。

5、「玉燭……漸裙」、秘本。初學記。なお歳時廣記卷一三漸裙裳の條所引荆楚歲時記には玉燭寶典の名を逸している。

序で乍ら、宋の姚寬撰西溪叢語卷下(學津討源本)に、北史寶泰の母が風雷を夢みて娠んだが、期になつても子を産しないので、巫者の言にしたがい、河を度り、裙を漉いだところ、對岸に人がいて貴子の生誕を予言した。そして生れたのが泰であつたという話を引き、そのあとに「別見荆楚歲時記」と注している。渡河漸裙の解釈として興味があるのでここに附記しておく。

6、「又是月……擲博」、秘本による。御覧卷二九時序部元日の條に相似の文がある。

7、「□□之名」、秘本には「□□之名」とあり、御覧にはたゞ「之名」としか書かれてない。

8、「擲虜」、御覧卷二九「擲擲」に作る。

二月八日、釋氏下生之日、迦文成道之時、信捨之家、建八關齋戒

竟分明、擲虜(擲)名爲博射、藝經爲擲博

14

・車輪寶蓋・七變八會之燈、(故至今二月八日) 平且執香花、邊城一匝、謂之行城

[按本起經、二月八日夜、淨居諸天、共白太子、今者正是出家之時、車匿自覺、蹉跎不復噴鳴、太子放身光明、獅子吼言、諸佛出家之法、我亦如是、諸天捧馬、四足并按、車匿釋柅、因執蓋、北門自開、諸天歌讚、至于天曉、行已三輪闌那、又本行經云、鬼星已與月合、帝釋諸天唱言、時至、太子聞已以手拔髮令寤、諸天捧馬出、至闌王內、則行城中矣、故今二月八日平且執香、行城一匝、蓋起于此、又阿那經云、二月八日、當行八關之戒、文佛經云、在家菩薩、此日當行八關之齋戒]

1、「二月八日：謂之行城」、秘本による。歲華紀麗卷一、二月八日の條・歲時廣記卷二〇・建燈の條・八十六種本漢魏叢書王謨識語ほと同文。

2、「故至今二月八日」、紀麗には「故云：」とあり、廣記には「至今：」とある。いま両者の長をとつた。

3、「按本起經」以下。秘本獨得の記事である。荆楚歲時記にこのような文があつたかどうか、一應疑われぬこともないが、歲華紀麗に「謂之行城、事見注」とあるところから、これを信用してみた。

一五

春分日、民並種戒、火章於屋上、有鳥如鳥(鳴)、先雞而鳴、架架格格、民候此鳥(鳴)則入田、以爲催人架(駕)犁格也、

1、本條、「春分：屋上」、寶典に同文を掲げ乍ら「荆楚記云」といつていない。ただし杜公瞻の増置に係る文であろう。「春分：爲候」、御覽卷九一四羽族部鳥の條及び秘本同文。

四、荆楚歲時記の復元

2、「有鳥」以下は、宋の權願撰爾雅翼卷一六釋鳥隼の條に

荆楚歲時記稱、四月有鳥、如鳥鳴、先雞鳴、云加格加格、民候此鳥鳴則入田、以爲催人駕犁格也

とあるのを参照すべきである。但し爾雅翼がなぜこれを四月にかけたか點については、農業史專攻家の教示をえたい。

3、「鳴」、爾雅翼によつて補う。

4、「鳴」、同。

5、「催」、御覽は「候」に作るが、爾雅翼によつて「催」(促すの意)に改めた。

6、「人架犁格也」、この五字は秘本に缺けている。

7、「駕」、爾雅翼は「架」を「駕」に作っている。意味は「駕」に違いないが、御覽がこれを架に作つたのは鳥の鳴聲の「架格」と對比させるためである。

一六

社日、四隣並結綜會社、牲醪(牢)爲屋於樹下、先祭神、然後饗(享)其酢、

鄭氏云、百家共一社、今百家所社綜、即共立社之義也、

1、「社日：其酢」、事類賦卷四歲時部春・歲華紀麗卷一社日・御覽卷三〇時序部社日・年中行事秘抄二月明獻昨事の條、みな同文。歲時廣記卷一四結綜社の條・秘本ほと同じ。

2、「牢」、秘本「醪」を「牢」に作る。

3、「享」、廣記及び秘本、「饗」を「享」に作る。

4、「鄭氏：社綜」、御覽・秘本。

5、「共立社之義也」は紀麗に「即立社之義也」、御覽に「即共立之社也」、秘本に「即共立社之爲也」とあるの長所を綴つた。

去冬節(至)一百五日、即有疾風甚雨、謂之寒食、禁火三日、造錫大麥粥、

⁽³⁾按曆合在清明前二日、亦有去冬至一百六日者

⁽⁴⁾昔、介子推、三月五日爲火所焚、晉人哀之、每歲春暮、爲不舉火、因以寒食、謂之禁烟、至今晉人重此禁、犯之則雨雹傷其

⁽⁵⁾田 陸翹鄴中記曰、寒食三日、作醴酪、又煮糯米及麥爲酪、擣杏仁、煮作粥

⁽⁶⁾玉燭寶典曰、今人悉爲大麥粥、研杏仁爲酪、引錫沃之、

⁽⁷⁾孫楚祭子推文曰、黍飯一盤、醴酪一盤、清泉甘水、充君之厨、今寒食有杏酪麥粥、即(是)其類(事)也

⁽¹⁰⁾舊俗以介推焚骸、有龍忌之禁、至其月咸言、神靈不樂舉火、後漢周舉爲并州刺史、移書於介推廟云、春中食寒一月、老小不堪、今則三日而已

⁽¹¹⁾謂冬至後一百四日・一百五日・一百六日也

⁽¹²⁾琴操曰、晉文公與介子綏俱亡、子綏割股、以啖文公、文公復國、子綏獨無所得、子綏作龍蛇之歌而隱、文公求之不肯出、乃燔左右木、子綏抱木而死、文公哀之、令人五月五日不得舉火

⁽¹³⁾又周舉移書及魏武明罰令、陸翹鄴中記並云、寒食斷火起於子推、琴操所云子綏即推也

⁽¹⁴⁾又云五月五日、與今異、皆因流俗所傳、據左傳及史記並無介推被焚之事、周禮司烜氏、仲春以木鐸修火禁於國中、注云爲季

春將出火也、今寒食準節氣、是仲春之末、清明是三月初、然則禁火、蓋周之舊制也

1、「去冬節：寒食」、初學記卷四歲時下寒食・御覽卷三〇時序部寒食・秘本。古今合璧事類全書卷八天時部・事林廣記甲集卷三節令門・宋、吳曾撰能改齋漫錄卷八寒食疾風甚雨的條所引荆楚歲時記・類說本は「冬節」を「冬至」に作る。

2、「有疾風甚雨」、寶典卷二に
去冬至一百五日、謂爲寒食之節、

荆楚記云疾風甚雨
今亦不必然
とある。

3、「按曆：一百六日」、秘本。御覽注はと同じ。

4、「昔」、傷其田、歲時廣記卷一五辨冷食の條。秘本・紺珠集・類說は同文。「昔」の一字は類說のみにある。この文は宗懷の原文か杜注か詳かでないが、この文がなくては疾風甚雨の意味が全然わからないのであるから、おそらくこれは、宗懷が初めから記した文であろうと思う。

5、「陸翹：作粥」、秘本。御覽にはこの文を荆楚歲時記の次に並べている。おそらくは歲時記の一部をなしていたのであろう。歲時廣記卷一五煮糴酪の條に、この記事と後掲の孫楚祭子推文を掲げ、そのあとに「又見荆楚歲時記」とあることから、それが歲時記に引かれていたことが知られる。

6、「玉燭：沃之」、秘本。御覽は鄴中記の記事に續けてこの文を大字で記しているが、杜註として切離すべきであろう。

7、「孫楚：其類也」、紺珠集、杏仁麥粥の條による。秘本・類說は同文。
8、「是」、御覽、「即」を「是」に作る。

9、「事」、秘本、「類」を「事」に作る。

10、「舊俗…三日而已」、秘本。

11、「謂冬至後…一百六日也」、(3)の語調と似るところから杜注と解した。

12、「琴操曰…不得舉火」、秘本及び初學記卷四寒食の條。

13、「又周舉…即推也」、秘本及び初學記。なお御覽には、古今藝術圖の記事の次に、「又按」としてこの文を掲げているが、これは數條をへだてて前の「荆楚歲時記曰」に續くものとみるべきである。

14、「又云…周之舊制也」、秘本及び初學記。この條、御覽前條につけて「又云」となっているが、これも歲時記の一部と判斷される。

一八

寒食挑菜⁽¹⁾

按如今人春日生菜⁽²⁾

1、この條、全文秘本のみにはしかない。餘りに簡に失するきらいがないでもないが、この記事を疑う根據もない。

2、「按…生菜」、人日の條の杜注に、

今北人又有至人日諱食故菜、惟食新菜者

という記事がある。新菜を食うのは北人の風であるから、本條も北人杜公瞻の注とみるのが正しいであろう。

一九

又爲打毬・鞦韆之戲⁽¹⁾

〔按劉向別錄曰、寒食蹴鞠、黃帝所造、本兵勢也、或云、起於戰國、案鞠與毬同、古人蹋蹴以爲戲也〕

每春節、縣長繩於高木、士女咸集、絃服靚裝、坐立其上、(共)⁽³⁾推引之、以爲戲、曰鞦韆、古今藝術圖云、鞦韆本北方山戎之戲、

四、荆楚歲時記の復元

以習輕趨者、後中國女子學之⁽⁶⁾

楚俗謂之施鈞、涅槃經又謂之骨索

1、「又爲…之戲」、秘本。この簡単な文は杜氏のつけた便宜の見出しにすぎないのであるまいか。

2、「按劉向…爲戲也」、秘本。初學記卷四は同文。

3、「每春節…鞦韆」、紺珠集本による。類説は誤まつて骨索と題している。歲時廣記卷一六鞦韆戲の條はやゝ節略がある。

本條の末尾に「涅槃經曰…」という注がある。この注は施鈞の條の「涅槃經曰…今鞦韆施鈞之類也」というのを參稽したにちがいない。しかし、鞦韆と施鈞とは一方はブランコ、一方は綱引きで、共に推引する点で似てはいるが、同一の遊戯ではない。したがって「楚俗謂之施鈞」というのは、施鈞の實體を知らぬ人の速断である。私はそこで、楚俗以下は北人たる杜公瞻の注の文章と判斷する。

4、「共」類説・廣記共にこの字がない。或いは衍字か。

5、「古今…輕趨者」、秘本。初學記卷四は同文。

6、「後中國…學之」、秘本のみの記事。

7、「楚俗…骨索」、この文は施鈞の條で私が杜注と判斷した部分(註2)と内容的に一致するし施鈞と鞦韆を混同している點からも北人杜公瞻注

と思われる。

8、打毬・鞦韆の記事は秘本では立春の條にかけているが、初學記・御覽共にこれを寒食の行事としている。思うにこの條は初めは寒食のところにかけてあつたが、その注の中に鞦韆と施鈞とを同じものとし、しかも施鈞は立春の行事であるところから、後世の人が、故意にこれを立春のところに移したのであろう。

二〇

鬪雞⁽¹⁾・鏤雞子、鬪雞子、

玉燭寶典曰、此節城市尤多鬪雞⁽³⁾之戲、左傳⁽⁴⁾有季郈鬪雞、其來遠矣、

古之豪家、食稱畫卵、今代猶染藍茜雜色、仍加雕鏤、遞相餉遺、或置盤俎、管子曰、雕卵然後淪⁽⁶⁾之、所以發積藏散萬物、張衡南都賦曰、春卯夏筍秋韭冬菁、便是補益滋味、其鬪卵則莫知所出、董仲舒書云、心如宿卵、爲體內藏、以據其剛、髣髴鬪理也、

1、「鬪雞」雞子」、秘本。初學記卷四歲時部寒食同文。この要目の羅列の如き見出しは、宗懐の文ではあるまい。

2、「玉燭」遠矣」、秘本と寶典卷二を対照した。

3、「鬪卵」、寶典によつて補う。初學記は「鬪雞卵」と作るもそれでは文意が通しない。

4、「春秋」、寶典「左傳」を「春秋」に作る。

5、「古之」萬散物」、秘本。寶典は「同文」。

6、「淪」、初學記は「斲」に作るも、「淪」の方が寶典に近い。

7、「張衡」冬菁」、寶典には張衡の南都賦を掲げず、夏侯湛の梁田賦・密舍の雞賦を掲げている。思うに南都賦は杜公瞻が寶典の文を變改したのであろう。

8、「其鬪卵」以下、秘本・初學記。寶典同文。

二一

三月三日、四民並出江渚池沼間、臨清流、爲流杯曲水之飲⁽¹⁾

〔按韓詩云、唯溱與洧、方沅沅兮、唯士與女方秉簡(問?)兮、

注謂今三月桃花水下、以招魂續魄、以祓除歲穢〕

〔周禮女巫、歲時祓除釁浴、鄭注云、今上巳水上之類、司馬彪禮儀志曰、三月三日、官民并禊飲東流水上、彌驗此日、南嶽記云、其山西曲水壇、水從石上行、士女臨河行壇、三月三日所道盜處〕

〔按統齊諧記云、晉武帝嘗問尙擊虞曰、三日曲水、其義何指、虞答曰漢章帝時、平原徐肇、以三月初生三女、至三日俱亡、一村以爲怪、乃相與携之水濱盥洗(携酒至東流水邊、洗滌去災)、遂因流水以泛觴曲水(之義)、起於此也、帝曰、若此說(如所談)、便非嘉事、尙書郎東哲曰、擊虞小生、不足以知此、臣請說其始、昔周公卜城洛邑、因流水以泛酒、故逸詩云、羽觴隨波流、又秦昭王三月上巳、置酒於河曲、有金人自東而出、奉水心劍曰、令君制有西夏、及秦霸諸侯、乃因其處、(立)爲曲水、二漢相沿、皆爲盛集、帝曰善、(賜金五十斤、左遷擊虞、爲陽城令)〕

1、本條は全體として陶宗儀說郛本による。秘本も同系統の文なので参照した。

なお「三月三日：曲水之飲」は、初學記卷四歲時部三月三日・歲華記麗卷一上巳・御覽卷三〇時序部三月三日・歲時廣記卷一八宴江渚等に相似の文がある。

2、「按韓詩：歲穢」、類書等に對應する文がないが、宋の黃朝英撰細素雜記卷四曲水の條に(守山閣叢書本)

……又荆楚歲時記云、案詩曰溱與洧方渙渙兮、唯士與女、方秉簡兮、

注曰、今三月桃花水下、以招魂續魄、祓除氣(歲?)穢……

とあるのによつて、それが荆楚歲時記の一部であることが確認される。

3、「周禮女巫：逍遙處」、説郭本及び秘本獨得の記事である。

4、「按續齊諧記：爲陽城令」、この文は初學記卷四に、

荆楚歲時記曰、三月三日、士人並出水渚爲流杯曲水之飲

注曰續齊諧記……爲陽城令

とあるのによつて杜註と判断した。

5、「酒至…去災」、説郭本之を缺く、秘本によつて補う。

6、「之義」、同右。

7、「如所談」、同右。

8、「立」、同右。

9、「賜：陽城令」、同右。

10、「周處…由來遠矣」、これも説郭及び秘本獨得の文である。この部分

は、「三月の祓禊」を郭虞の三女の死によつて解釋するのは正しくなく、

むしろその由來をもつと古いところに求むべきだ、という議論である。

前掲統齊諧記を杜註と考ふる以上は、この文も杜註と認めらるべきであ

らう。

11、「神泉文」、秘本には「禊飲文」に作り、陶珽撰説郭本は「神全文」に

作る。いま陶宗義本を採る。

一一一

是日取黍(鼠)⁽²⁾ 麴菜汁⁽³⁾、作羹、以蜜和粉、謂之龍舌料、以厭時氣

1、この條、秘本による。白帖卷一、三月三日・政和證類大觀本草卷一

鼠麴草・歲時廣記卷一九粉鼠耳、ほと同文。

2、「鼠」、大觀本草・廣記卷一九「黍」を「鼠」に作る。

四、荆楚歲時記の復元

3、「黍麴汁」、廣記卷一八宴江渚の條に

荆楚歲時記、取黍麴汁、和蜜爲食、以厭時氣、一云用黍麴、和菜作羹

とある。歲華紀麗卷一上巳の條は、「一云」以下と同文である。南宋時

代にはこのように傳えた書もあつたらしい。

一一三

四月⁽¹⁾也⁽²⁾、有鳥、名穫穀、其名(鳴)⁽³⁾ (聲)自呼、農人候此鳥

(鳴)⁽⁴⁾、則犁把上岸(則云犁根岸)、

按爾雅云、鳴鳩鵲、郭璞云、今布穀也、江東呼穫穀、崔寔政論云、

夏屋趁耕(耘)⁽⁷⁾、鋤、即竊脂玄鳥、鳴(呼)⁽⁸⁾、穫穀則夏屋也

1、この條、秘本により、御覽卷二二時序部夏中・卷九一四羽族部鳥の條

を對照した。御覽卷九一四は、これを「夏七月」としているが、これは

四月の誤りであろう。

2、「也」、御覽卷二二によつて補う。

3、「鳴」・「聲」、それぞれ御覽卷二二・九一四による。

4、「鳴」、御覽卷二二によつて補う。

5、「犁把上岸」、御覽卷九一四は同様に作るが、卷二二は「犁根岸」とし

ている。

6、「按爾雅…夏屋也」、秘本及び御覽卷二二時序部夏の條注による。

7、「耘」、御覽卷二二、「耕」を「耘」に作る。

8、「呼」、御覽卷二二、「鳴」を「呼」に作る。

一一四

四月八日、諸寺(各)⁽²⁾設齋、以五色香水(以香湯)⁽³⁾浴佛、共龍華

會、以爲彌勒下生之徵也

〔按高僧傳、四月八日浴佛、以都梁香爲青色水、鬱金香爲赤色水、丘陵香爲白色水、附子香爲黄金水、安息香爲黑色水、以灌佛頂〕

- 1、「四月…龍華會」、秘本及び宋陳元靚撰事林廣記甲集卷三節令門四月八日。
- 2、「各」、歲華紀麗卷二、四月八日・歲時廣記卷二〇作龍華によつて補う。
- 3、「以香湯」、紀麗・廣記、「五色香水」を「香湯」としているが、略文であろう。
- 4、「以爲…微也」、紀麗・廣記によつて補う。
- 5、「按高僧傳…佛頂」、秘本及び事林廣記。

二五

四月十五日、(天下)⁽²⁾僧尼(此日)⁽³⁾就禪刹掛塔、謂之結夏、又謂之結制⁽⁴⁾

〔蓋夏乃長養之節、在外行則恐傷草木虫類、故九十日安居禪苑(林)⁽⁵⁾宗規云、祝融在候、炎帝司方、當法王禁足之辰、是釋子護生之日

至七月十五日、應禪寺掛搭僧尼、盡皆散去、謂之解夏、又謂之解制

禪苑宗規云、金風漸漸、王露瀼瀼、當覺皇解制之辰、是法歲周圓之日、大藏經云、四月十五日、坐樹下、至七月十五日、僧尼坐草、爲一歲、禪談語錄、謂之法歲〕

- 1、この條、秘本をもととし、事林廣記甲集卷三節令門を對照した。
- 2、「天下」、事林廣記。

3、「此日」、同。

4、「結制」、事林廣記・紀纂淵海卷八五結夏の條、これを「解制」に作るも、秘本および歲時廣記卷二九周法歳の條に「結制」としているのが正しい。

5、「禪苑宗規」、事林廣記はここで「禪苑」を「禪林」に作るがこのあとでは「禪苑」に作っている。

6、「法王…之日」、歲時廣記はこの文を冒頭に出して荆楚歲時記四月十五日乃至王禁足之辰釋子護生之日、僧尼以此日…としているが、原文の形を變改したのである。

二六

五月俗稱惡月、多禁、忌曝牀薦席及忌蓋屋

按異苑云、新野庾寔、嘗以五月曝席、忽見一小兒死在席上、俄而失之、其後寔子遂亡、或起於此

〔風俗通曰、五月上屋、令人頭禿〕

或問董勛曰、俗五月上屋、云五月人或(脱)⁽⁴⁾上屋見影魂便去⁽⁵⁾、勛答曰、蓋秦始皇自爲之禁、夏不得行、漢魏未改、按月令、仲夏可以居高明、可以遠眺望、可以升山陵、可以處臺榭、鄭玄以爲、順陽在上也、今云不得上屋、正與禮反、敬叔云、見少兒死、而禁暴席、何以異此乎、俗人月諱、何代無之、但當矯之、歸于正耳、

1、この條、秘本をもととし、御覽卷二二時序部夏の條を參照した。特に「惡月多禁」の文字は秘本にしか見えぬ。

2、異苑の記事の扱いかたについてここに一言する。御覽卷二二によると又(前楚歲時記)曰、俗忌五月曝牀薦席

異苑云新野庾寔…或於此或問董勛曰…但當矯之歸於正

とある。一見異苑の新野の庚寔の記事は荆楚歳時記と別の史料のようにも思われるが、異苑が、「或問董勛曰」以下の長い注を伴なっていたとは考えられない。してみると、この異苑の文は一應荆楚歳時記の中の引用文であり、董勛以下は杜注であると解せられる。

たゞここに一つ辯じておかねばならないことは、同じく御覽卷三一時序部五月五日の條に

又(荆楚歳時記)曰、是月俗忌蓋屋及曝薦席

風俗通云、五月蓋屋令人頭禿、又異苑云新野庚寔家、嘗以五月暴薦、忽有一小兒於席下、俄失所在、其後寔女子遂亡、相傳彌以息、爲此條通五月事、今附於是

という記事についてである。もし、御覽の小字を杜注とする原則を以てすれば御覽卷三二注の異苑は杜注ということになり、御覽卷三二における異苑の扱いかたと矛盾することになる。しかし、御覽卷三一の末尾をよむと、「此の條(曝薦のこと)は、やはり五月のことだから、今、(便宜に)ここ(蓋屋のこと)に附記する」と書いてあつて、これはどう考へても、御覽の撰者の言葉としか思われぬ。そうだとすると、卷三二に便宜に附記された異苑の文は荆楚歳時記の原形を正確に傳えたものとは考えられぬ。そこで私は卷三二注を捨てて、卷三二にしたがつた。

3、「風俗通：頭禿」、確證はないが、後注(董勛曰)に對する主文とみるのが自然ではあるまいか。

4、「脱」、御覽卷三二、「或」を「脱」に作る。

5、「亡」、同、「去」を「亡」に作る。

二七

五月五日、謂之浴蘭節、(1)四民並躪百草之戲、採艾以爲人(形)(2)、懸門戸上、以穰毒氣(辟惡)(3)、以菖蒲或鏤或屑以泛酒(4)

四、荆楚歳時記の復元

(6)〔按大戴禮曰、五月五日蓄蘭爲沐浴、楚辭曰、浴蘭湯兮、沐芳華(蕙)(7)、今謂之浴蘭節、又謂之端午〕

躪百草、即今人有鬪百草之戲也

(9)〔宗(士炳之孫)則字文度、常以五月五日雞未鳴時採艾、見似人處、攪而取之、用灸有驗、故師曠占曰、歲多病、則病草先生、艾是也〕

(12)〔今人以艾爲虎形、至有如黑豆大者、或剪綵爲小虎、粘艾葉以戴之〕

1、この條、原則として秘本を採る。

2、「四民並躪百草」、寶典卷五附説に

荆楚四民並躪百草

とある。宗懷書の一部であろう。

3、「採艾：毒氣」、寶典前掲の續きに

採艾以爲(人形)、懸門戸之上、以穰毒氣、師曠云、歲多病則艾草先生とある。宗懷の文であろう。

4、「人形」、紺珠集艾先生の條、「人」を「人形」に作る。

5、「辟惡」、紺珠集、「毒氣」を「辟惡」に作る。

6、「大戴禮：端午」、秘本及び初學記卷四歳時部五月五日。

7、「蕙」、初學記「華」を「蕙」に作る。

8、「今人：戲也」、秘本。初學記・白帖卷一・紀麗卷二・御覽卷三一時序部五月五日同文。

9、「宗則」、秘本・初學記・白帖・紀麗(但し)同様。歳時廣記卷三二製艾煎の條は「宗士炳之孫則字文度」とあり、大觀本草卷九艾葉の條は「宗士炳之孫」に作る。爾雅翼卷四釋草艾の條は、宗文度の名を記さず、た

と「荆楚之俗五月五日云云」としている。

10、「故」秘本・初學記のみに見える。

11、「師曠：先生」、初學記・御覽卷三一ほど同文。このあとに「艾是也」とあるのは秘本獨得である。

12、「今人：戴之」、古今合璧事類全書卷九天時部戴艾虎の條所引の歲時記が最も詳しい。秘本には「至有如黑豆大者」の七字がない。

なお清の蕭雲澤撰月日記古卷五上を見ると

金門歲時記(唐逸名氏撰金門歲時記の誤まりか) 五日刻蒲爲人、結艾如虎、少如豆人、以戴之

としており、清の秦嘉謨撰月令粹編卷九、五月五日艾虎の條をみると、事類全書と同文の記事を歲時雜記(宋、呂原明撰)より引いている。したがって、この部分は、後人が他書を衍入した疑いも濃厚であるが、にわかには斷案を下すことはできない。

二八

是日競渡、採雜藥、

按、五月五日競渡、俗爲屈原投(2)汨羅之日、傷其死所、故並命舟楫以拯之、(4)至今爲俗(5)、舸舟取其輕利、謂之飛鳧、一自以爲水車、一自以爲水馬、州將及士人、悉臨水而觀之、蓋越人(6)以舟爲車、以楫爲馬也、

(8)〔邯鄲淳曹娥碑云、五月五日、時迎伍君、逆濤而上、爲水所淹、斯又東吳之俗、事在子胥、不關屈平也、

越地傳云、起於越王勾踐、不可詳矣〕

是日採雜藥、夏小正云、此日蓄藥、以蠲除毒氣

1、「是日競渡採雜藥」、秘本による。初學記卷四採艾懸於戶上の條に、

是日競。採雜藥

という文がある。思うに初め宗懷書にその文があつたのを、杜公瞻が「渡」の一字をそこに挿入し、競渡と採雜藥との二行事の見出しに作りかえたのではあるまいか。御覽卷三一には

按荆楚歲時記云、宗則：用灸有驗、是日競渡採雜藥

となつてゐるから、北宋初期に、すでにこのような見出しができていたことはたしかである。

2、「俗爲：拯之」、寶典卷五附説に

南方民又競渡、世謂屈原汨羅之日、並撮拯之

とあり、明記されてはいないが、その背後に荆楚記の記事の存在が想像される。年中行事秘抄五月五日の條に

屈原死汨羅之日、傷其死所、並命舟楫以拯之、至今爲俗

とあるのも、明文はないが荆楚記らしい。

3、「死」、年中行事秘抄、「投」を「死」に作る。

4、「至今爲俗」、秘抄及び歲時廣記卷二一競龍舟の條による。類聚卷四歲時五月五日には

今日競渡是其遺跡

とあり、白帖卷一、五月五日・事林廣記甲集卷三節令門端午の條には

遂因而爲俗

とある。大体、このような意味の言葉が原文にあつたのであろう。

5、「舸舟：水馬」、秘本及び御覽。紺珠集・類説はやや簡單である。

6、「州將：觀之」、秘本、御覽、及び歲時廣記卷二二治鳧車の條。

7、「蓋越人：爲馬也」、秘本、類説、古今事類全書卷九天時部。

8、「邯鄲淳：不可詳矣」、秘本獨得の記事。宗懷はおそらく競渡行事の由

來を屈原の故事に結んだだけであつたのを、杜公瞻が更に議論を展開させて、事は屈原のみに限らないと説いたのではあるまいか。もし宗懐が、屈原以外の例を引いていたとしたら、玉燭寶典がそのことに論及しない筈はないと思う。かく考えて私はこの部分を特に杜注として扱つた。

9、「是日：毒氣」、秘本。歲時廣記卷二採雜藥の條に

荆楚歲時記、五月五日、競採雜藥、可治百病。

とある。しかしこの「可治百病」は下文の夏小正の意改かも知れないので、ここには採らなかつた。

二九

(1)(2) 周處風土記曰、仲夏端午煮鷺角黍、以夏至日、用菰葉裹黏米煮爛、

二節日所尙啖也、一名糰、一名角黍

民並斬新竹筍、爲筒糰、棟葉挿頭、纏五綵縷投江中、以爲辟水

厄、士女或取棟葉挿頭、五綵絲繫(纏)臂、謂爲長命縷

1、本條、秘本には

夏至節日食糰

按周處風土記謂爲角黍、人並以新竹爲筒糰、棟葉挿、五綵繫臂、謂爲長命縷

となつてゐる。しかし、糰(ちまき)を食べるのは、ひとり夏至節のこととでなく、端午にもそうであつたから、この見出しはおかしい。また秘本の周處風土記の文にも非常に節略の多いことは、細素雜記卷五に見える荆楚歲時記の文と較べてもすぐわかる。更に「人並…」以下は明かに宗懐書の一部であるが、これにも節略が多い。要するに秘本のこの條は全く信用するに値しない。

思うにこの條は、秘本系統本が唐五代の間に傳寫されてゆく間に著し

四、荆楚歲時記の復元

く節略されてしまつたか、あるいは何等かの事情で秘本系統本から脱落してしまつたのを、元明ごろの人が御覽卷九二竹部竹の條から佚文を見出して補足したか、いずれかであろう。

2、「周處：角黍」、細素雜記卷五端午に(守山周)

余按宗懐荆楚歲時記、引周處風土記云、仲夏端午、煮鷺角黍……

とあるのに従う。

3、「以夏至日：一名角黍」、爾雅翼卷一釋草菰(菰?)の條に

荆楚俗、以夏至日、用麥黏米煮爛、二節日所尙、一名糰、一名角黍

とあるのに従う。

4、「菰葉」の二字、寶典卷五所引風土記の文による。

5、「啖也」の二字、同右。

6、「民並：長命縷」、寶典卷五、本朝月令五月五日節會事、爾雅翼卷九釋

木棟の條等の文は大同小異である。

7、「筒」、本朝月令は「首」に作るが「筒」の方がよいであろう。

8、「纏」、爾雅翼のみにある。

9、「投」、爾雅翼には脱漏。

10、「繫臂」、本朝月令。寶典は「繫辟」に作り、爾雅翼及び紺珠集・類說

本長命縷の條は「纏臂」に作る。

三〇

(1) 以五綵絲繫臂、名曰辟兵(鬼氣)、令人不病瘟、又有條達等組織

雜物、以相贈遺、取鳩鴿教之語

(2) 一名長命縷、一名續命縷、一名辟兵繪、一名五色絲、一名朱(一作索)

名擬甚多、赤青白黑以爲四方、黃居中央、名曰驥方、綴於胸前、以

示婦人蚤功、(傳聲者誤以爲辟兵)、

或問辟五兵之道、抱朴子曰、以五月五日作赤靈符、著心前、今釵頭符是也

〔按孝經援神契曰、仲夏蠶始出、婦人染練、咸有作務〕、日月星辰、鳥獸之狀、文繡金縷貢獻所尊、〔詩之繞臂雙條達是也〕

⁶此月鳩鴿子、毛羽新成、俗好登巢、取養之、必先剪去舌尖、以教其語、俗謂之花鴿

1、本條は殆んど秘本を採用した。この見出しは項目の羅列に近く、杜公膽編集の匂いが強い。

2、「鬼氣」、事林廣記甲集卷三節令門端午の條によつて補う。御覽卷三一時序部五月五日所引風俗通は「及鬼」に作る。

3、「一名長命縷・雙條達是也」、秘本では、

(A) 孝經援神契曰……(組織雜物の説明)

(B) 一名長名縷……(辟兵の説明)

(C) 赤青白黒……(同)

(D) 詩云繞臂雙條達……(組織雜物の説明)

(E) 或問辟五兵之道……(辟兵の説明)

となつてゐるが、見出しと較べると錯簡があるらしいので、B・C・E・A・Dの順に配列しなおした。

なおこの部分を杜注と判断したのは確證はないのであるが、「今釵頭符是也」・「雙條達是也」という語調が、いかにも説明文臭く、その上、後述するように「日月星辰云云」の文の如く明らかに杜公膽の筆と思われる文がその中に含まれてゐるからである。

4、「傳聲者・辟兵」、この文字は寶典卷五及び演繁露端午絲綵の條に引くところの裴元の新言の文よりとつて補つた。この一文がないと、辟兵の

解説に、なぜ巽方のことが書かれたのか全く理解できないからである。

5、「日月星辰・所尊」、寶典卷五附説に

北土又有爲日月者、或至文綃金縷、帖畫、盡貢獻所尊

とある。秘本には「北土」の文字が落ちてゐるが、要するにそれが北方の風俗であることは明かで、したがつてこの文が南人たる宗慄の筆であるとは思われない。

6、「此月・以教其語」、秘本。紀麗卷二端午に相似の文がある。御覽卷九二三羽族の條は「必先剪去舌尖」の六字を缺く。

7、「俗謂之花鴿」、御覽及び爾雅翼卷一四釋鳥鸞鴿の條によつて補う。

三二

¹夏至日、取菊爲灰、以止小麥蠶、

按干寶變化論乃云朽稻成虫、朽麥爲蛺蝶、此其驗乎。

1、この條、秘本による。御覽卷二三時序部夏下はやゝ省略がある。

2、「乃」、御覽によつて挿入。

3 4、「朽」、御覽には見えぬ。

5、「此」、同右。

三三

¹六月必有三時雨、田家以爲甘澤、邑里相賀曰嘉²雨

1、寶典卷六附説の條に

此月之時、必有時雨、穀梁傳云、六月雨愷雨也

という相似の文があり乍ら、荆楚記となつてゐない。してみると、本條はあるいは杜公膽の増置に係るものかもしれぬ。本條・秘本の外、御覽卷一、天部雨・細素雜記卷五三、伏の條所引荆楚歲時記同文である。

2、元闕名氏撰群書通要卷二(選印宛委別編所收)天文門雨類、ほと同文であるが、嘉雨を喜雨としている。

三三

伏日並作湯餅、名爲辟惡(餅)⁽²⁾

〔按魏氏春秋、何晏以伏日食湯餅、以巾拭汗、面色皎然、乃知非傅粉、則伏日湯餅、自魏已來有之〕

1、「伏日：辟惡」、寶典卷六附說所引荆楚記と全く同じ。その他、初学記卷四伏日・事類賦卷四夏・御覽卷三一時序部伏日・卷八六〇飲食部餅・類說等同文である。

2、「辟惡餅」、紀麗卷二伏日・紺珠集・歲時廣記卷二五食湯餅・宋・程大昌撰演繁露卷一五不托の條・秘本、みな「餅」の字を附す。

3、「魏氏春秋：有之」、何晏の話の典故を魏氏春秋と記しているのは秘本だけである。

三四

七月七日、此夜世謂爲牽牛織女聚會之日(夜)⁽³⁾

〔戴德云、是日也、織女東向、蓋言星也、春秋斗運樞云、牽牛神名略、石氏星經云、牽牛名天關、佐助期云、織女神名收陰、史記天官書云、是天帝外孫、傅玄擬天問云、七月七日、牽牛織女會天河、此則其事也〕

⁽⁶⁾此出於流俗小書、尋之經史、未有典據

〔牽牛星、荊州呼爲河鼓、主關梁、織女星則主瓜果〕

⁽⁹⁾河鼓黃姑牽牛也、皆語之轉

⁽¹⁰⁾漢武帝、令張騫使大夏尋河源、乘槎經月而至一處、見城郭、如

四、荆楚歲時記の復元

官府、室内有一女織、又見一丈夫牽牛飲河、騫問曰、此是何處、答曰、可問嚴君平、織女取楮(支)⁽¹¹⁾機石、與騫、而還後至蜀問君平、君平曰、某年月日、客星犯牛女、所得楮機石爲東朝所織

〔嘗見道書云、牽牛娶織女、借(取)⁽¹³⁾天帝二萬錢下禮、久不還、被驅在營室中〕⁽¹⁴⁾

1、「七月七日：聚會之日」、陶宗儀說郭本による(說郭この條を逐除と題するは誤まり)

2、「世謂」、說郭本には「此夜云」とあるが、いま歲時廣記卷二六七夕上によつた。

3、「夜」、秘本による。

4、「戴德：此則其事也」、說郭本・秘本獨得の記事。

5、「日」、說郭本「月」とあるが、秘本は「日」に作る。

6、「此出：典據」、歲時廣記卷二六出流俗の條に「晉傅玄擬天問、七月七日牽牛織女、會於天河、杜公瞻注、此出於流俗小書、尋之經史、未有典據」とある。この文は廣記獨得である。

7、「牽牛星：主瓜果」、秘本及び古今事類全書卷一〇天時部。

8、「星」、秘本、この字脱落。

9、「河鼓：語之轉」、秘本による。歲時廣記卷二六黃姑星の條に杜公瞻注梁宗懷荆楚歲時記云、黃姑即何鼓也、蓋語訛所致云とある。大体同義である。

10、「漢武帝：東朝所織」、歲時廣記卷二七得機石の條による。癸辛雜識前集卷二八乘槎の條にも「及梁宗懷作荆楚歲時記、乃言武帝使張騫使大夏、尋河源、乘槎見所謂織女牽牛」とある。なお御覽卷五一地部石の條に荆楚歲時記曰、張騫尋河源、得一石、示東方朔、朔曰、此石是天上織

女支機石、何至於此

とある。これは前掲廣記の文を要約したのであるが、やゝ内容を變改したようである。

ところで秘本に掲げる話は張茂先の博物志と同じで、張騫という名を明記せず、たゞ「近世有人」とだけしている。思うに宋代の人は、この話の主人公が張騫となつてゐるのに不審をいだいたらしく、歲時廣記卷二七七夕中乘浮槎・同得機石・古今事類全書卷一一天時部・宋周密撰癸辛雜識前集卷二八乘槎・宋吳曾撰能改齋漫錄卷六浮查等には、いづれもそれが宗慄の附會であろうと疑つてゐる。また下つて元王瑩撰群書類編故事卷一(選印宛委別藏所收)天文類乘槎犯牛斗の條も同様の疑いをのべてゐる。そこで後世、秘本系統本を見た人(おそらくは明人)が、舊來の張騫を主人公とする傳説を削除し、それに代うるに博物志の文を以てしたのであるまいか。しかし水經注卷二に引く涼土異物志によると

葱嶺之水、分流東西、西入大海、東爲河源、禹記所謂崑崙者焉、張騫使大宛、而窮河源、謂極于此、而不達崑崙

とあり、張騫が河源を尋ねたという傳へは南北朝時代に存したのであるから、敢えてこれを削除する必要はない。それ故に私は秘本のこの部分は後人の改變として信用せず、歲時廣記の文をここに採用した。

- 11、「支機石」、御覽、「摺」を「支」に作る。
- 12、「嘗見：營室中」、秘本・紺珠集及び類説。
- 13、「借」、歲時廣記卷二六借聘錢の條「取」に作る。
- 14、「中」、廣記同條、事類全書卷一〇この字を缺く。

三五

是夕人家婦女、結綵縷、穿七孔針、或以金銀鑰石爲針、陳几筵酒

脯瓜果於庭中、以乞巧、有喜子、網於瓜上、則以爲符應

〔按代王傳曰、寶后少頭禿、不爲家人所齒、遇七月七日夜、人看織女、獨不許后出、乃有神光照室、爲后之瑞〕

宋孝武七夕詩曰、迎風披綵縷、向月貫支針是也、

〔周處風土記曰、七月七日、其夜灑掃庭中、露施几筵、設酒脯時菓、散香粉于筵上、以祀河鼓即牽牛也、織女言、此二星神賞會、守夜者、咸懷私願〕

〔或云、見天漢中有奕奕白氣、或光輝五色、以爲徵應、便拜得福、然則中庭祈願其舊俗乎〕

- 1、本條は全體として秘本を採用した。
- 2、「是夕：以爲」、寶典卷七正説に、
荆楚記云、南方家結縷、穿七孔針、或金銀鑰石爲針、設瓜果於中庭、以乞巧、有喜子、網其瓜上則以爲得
とある。秘本の文と大同小異で、これが宗慄書であることはたしかである。なお御覽卷三一時序部七月八日・卷九七八菜茹部瓜の條にも類似の記事があるが、若干省略がある。
- 3、「代王傳」、秘本「世王傳」と作るも、いま寶典卷七によつて代王傳とした。
- 4、「宋孝武七夕詩」、御覽卷三一の分注。杜注であろう。
- 5、「或云：得福」、秘本の外、白帖卷一、七月七日・紀麗卷三七夕の條に見える。歲時廣記卷二六無稽攷の條に
荆楚歲時記云、七夕河漢間、奕奕有光景以爲候、是牛女相過、其說皆怪誕、七夕乞巧見於周處風土記

とある。その説が怪誕であるかどうかは別として、南宋時代のテキスト

にこのような文の出ていることは疑いの余地がない。

三六

七月十五日、僧尼道俗、悉營盆供諸佛⁽¹⁾

按孟蘭盆經云、有七葉功德、並幡花、歌鼓、果食、送之、盖由此也

經又云、目連見其亡母生餓鬼中、即以鉢盛飯、往餉其母、食未入口、化成火炭、遂不得食、目連大叫、馳還白佛、佛言、

汝母罪重、非汝一人所奈何、當須十方衆僧威神之力、至七月十五日、當爲七代父母厄難中者、具百味五菓、以著盆中、供

養十方大德佛、勅衆僧、皆爲施主、呪願七代父母、行禪定意、然後受食、是時目蓮母、得脱一切餓鬼之苦、目蓮白佛、未來

世佛弟子、行孝順者、亦應奉孟蘭盆供養、佛言大善、故後代人因此廣爲華飾、乃至刻木割竹鉛蠟剪綵⁽⁵⁾模花葉之形、

極工妙之巧

1、「七月：由此也」、秘本。御覽卷三二時序部七月十五日・歲時廣記卷二九供寺院の條ほど同じ。

2、「諸佛」、說郛本は「諸仙」に、廣記は「諸寺院」に、御覽は「諸寺」に作る。いま陶甕說郛本によつた。秘本の「諸仙」は「諸佛」の誤記であるう。

3、「經又云：工妙之巧」、秘本。御覽ほど同文。

4、「代」、御覽によつて補う。

5、「綵縷」、御覽、「剪綵」を「綵縷」に作る。

三七

四、荆楚歲時記の復元

八月雨、謂之豆⁽¹⁾荳⁽²⁾花雨

1、この條、秘本による。歲時廣記卷三荳花雨・紺珠集・類説ほど同文。
2、「荳」、廣記、「豆」を「荳」に作る。

三八

八月一日、四民並以朱墨點小兒額、名爲天灸、以厭疾也、又八月民俗、以錦綵爲眼明囊、記曰、赤松子此日以囊承栢樹下露、爲宜服、通相餉遺

〔按述征記云、八月一日、作五明囊、盛取百草頭露洗眼、令眼明也

續齊諧記云、弘農鄧紹、嘗以八月旦入華山採藥、見一童子執五綵囊、承栢葉上露、如珠滿囊、紹問用此何爲、答曰、赤松先生取以明目、言終便失所在、今世人八月旦作眼明囊、此遺像也〕
或以金箔爲之⁽¹⁾餉焉⁽²⁾

1、「八月一日」、寶典卷八附説に
世俗八月一日、或以朱墨……
とあり、歲華紀麗卷三、八月・萬花谷卷四歲時雜日も八月一日としてい

る。
これに對し御覽卷二四時序部秋上及び歲時廣記卷三厭兒疾には
八月十日、四⁽¹⁾民⁽²⁾、以朱點……

としている。これは「八月一日、四民……」とあるべきものが、宋代ごろ誤まつて「八月十日、四民……」と書いたテキストが通行したことを物語るものであるう。そして秘本もまたそれを襲つたに違いないが、のち更に傳寫のうちに誤まりを生じて、現在のように
八月十四日、民……

となつてしまつたらしい。

この條は寶典に相似の文をあげながら、「荆楚記云」としていないところをみると、杜公瞻が宗懷書に筆を加えた文章かも知れぬ。

2、「墨」、寶典・紀麗・秘本にあり、御覽・廣紀には缺けている。

3、「八月民俗：遞相餉遺」、御覽卷七〇四服用部囊の條に

八月民俗、以錦綵爲眼明囊、記曰、赤松子此日以囊承柏樹下露、以爲相貽、或以金薄爲之遞相餉遺

とあり、卷二四時序部秋の條に

又曰以錦綵爲眼明囊、赤松子以八月、囊承柏樹露、爲宜服、後世以金薄爲之、遞相餉遺

とあるのを参照して、秘本の缺を補つた（御覽引用文中のマルの部分）。

なお寶典卷八には

荆楚記云、錦綵、或以金薄爲之、遞相餉遺

とある。宗懷の荆楚記はもつと詳しかつたであろうが、その全文はわからない。なお困學紀聞卷一四考史の條に

荆楚風土記、以五綵結眼明囊、相傳赤松子以囊盛柏露、飲之而長生とある。これもおそらく荆楚歲時記の文であろう。多少、文章に節略があるらしいが「飲之而長生」の五字は他に見られぬ記事として注目に値する。

三九

(1) 九月九日、四民並籍野飲宴、佩茱萸、食餌、飲菊花酒、云、令人長壽

(3) 九月九日宴會、未知起於何代、然自漢世以來未改、今北人亦重此節、近代皆(多)宴設於臺榭

(6) [又續齊諧記云、汝南桓景、隨費長房遊學、長房謂之曰、九月九日、汝家中當有災厄、急令家人縫囊、盛茱萸、繫臂上、登山飲菊花酒、此禍可消、景如言、舉家登山、夕還、見雞犬牛羊、一時暴死、長房聞之曰、此可代也、今世人九日、登高飲酒、婦人帶茱萸、蓋始於此]

1、「九月：飲宴」、初學記卷四歲時部九月九日及び秘本。御覽卷三二時序部九月九日の條、「飲讌」に作る。

2、「佩茱萸：長壽」、藝文類聚卷八九木部茱萸の條所引荆楚記。秘本では同文を杜注「亦重此節、近代皆」の中間に配しているが、私はこれを見出しの文章がここに混入したものと考えた。

3、「九月九日：臺榭」、御覽注及び歲時廣記卷三四重九、秘本は同文である。ところでここに注意されるのは御覽・廣記共に「杜公瞻云」としていることであり、また秘笈本・說郛本が「按杜公瞻云」としていることである。このことは、一見秘本が御覽や廣記の佚文の輯抄であることを立證するものようであるが、私はあながちそうとばかりはいえないと思う。その理由は(一)輯抄本を作るほどの人が杜公瞻の名をここに殘してしまふような不手ぎわをするとは容易に考えられず、(二)またもしこの條を御覽・廣記から引くほどならば、秘本が御覽・廣記にある他の貴重な佚文の、多くを掲げ落しているのも腑に落ちないからである。私は秘本の「杜公瞻云」は、御覽・廣記の成つた以後の人が、秘本系統の書の行間または欄外に注記したのが、傳寫のうちに誤まつて本文となつてしまつたと考えたい。

4、「自漢以來」、御覽には「自漢世來」とあり、廣記には「自漢世以來」とある。ところが、秘笈本は「自漢至宋」と記している。秘本のこの誤

まりも、秘本が宋以後の輯抄本であるという根據になりうるかも知れないが、私はそのように穿つた考え方をせず、むしろ最初には、廣記のよう

うに
自漢世以來。

とあつたのが、傳寫の誤まりで

自漢至宋。

となつたのであらうと思う。

5、「多」、御覽注・廣記、「皆」を「多」に作る。

6、「續齊諧記」以下。秘本による。初學記はほぼ同文であるが、末尾を「今世人登高是也」と結び、「……飲酒、婦人帶茱萸囊、蓋始於此」を缺く。

四〇

⁽¹⁾十月朔日、俗謂之秦之歲首、⁽²⁾家家爲⁽³⁾人皆食⁽⁴⁾黍糜⁽⁵⁾

未詳黍糜之義、今北人此日設麻糞豆飯⁽⁶⁾、炊乾飯、以麻豆糞沃之⁽⁷⁾、當爲其始熟嘗新耳⁽⁸⁾。

⁽⁹⁾〔彌衡別傳云、十月朝⁽¹⁰⁾、黃祖在鱉鱸上、會設黍糜是也〕

1、この條、「十月朔日……嘗新耳」のところは、秘本と御覽卷八四二、百穀部黍の條とは同文である(但し秘本は未詳以、下を一段下げとす)。しかしこれは共に錯簡と節略があるらしい。秘本が御覽と同じ誤まりや省略を行つているところをみると、一應秘本の文が、御覽から輯録されたとも見られるが、しかし秘本には御覽にもない彌衡別傳を掲げたりしているから、むしろ、御覽が秘本系統を踏襲したともいえるのであつて、この條を以て秘本輯抄本説の根拠とするのは當らぬと思う。

2、「俗謂……歲首」、秘本及び御覽。但し兩書とも「十月朔日、黍糜、俗謂……」に作つてゐるのは錯簡であらう。

四、荊楚歲時記の復元

3、「家家爲黍糜」、寶典卷一附説に

荊楚記云、朔日家々爲黍糜

とある。秘本・御覽たゞ「黍糜」に作るは傳寫中の節略であらう。

4、「人皆食」、歲時廣記卷三七黍糜の條は「家家爲」を「人皆食」に作る。

5、「未詳黍糜之義」以下、秘本による。「今北人」とあることから推して、これは杜公瞻の文と思われる。御覽はこれを大字に作つてゐるが、前述の如く御覽の本條は節略・錯簡もあることであるから、杜注を誤まつて本文の形に記したのではないかと想像される。

6、「今北人此日」、歲時廣記はこの五字なく

人皆食黍糜、則炊乾飯以麻豆糞沃之

に作つてゐる。しかし、もし黍糜すなわち麻糞豆飯のことであるならば、それは「始熟嘗新」の意味をもつこと明白であつて、さうなると「未詳黍糜之義」という一句は何のことやらわからなくなる。

ここは、南方の黍糜の由來がよくわからないので、便宜、北方の麻糞豆飯の意義を見て類推の資けとすることであるから、黍糜と麻糞豆飯は別の地域の相異なる行事とみるべきであらう。したがつて歲時廣記が「今北人此日」を「則」と書きかえたのは、不當である。

7、「炊乾飯……沃之」、廣記は「設麻糞豆飯」を「炊乾飯、以麻豆糞沃之」に作る。

8、「當爲……嘗新耳」、秘本及び御覽。

9、「彌衡……是也」、秘本のみの記事。

10、「朝」「朔」の誤まりではあるまいか。

四一

⁽¹⁾又天氣和煖似春、故曰小春、此月内雨、謂之液雨、百虫飲而藏蟄、

俗呼爲藥水、至來春二月雷鳴啓蟄

1、本條、秘本は十月朔日の條にかけているが、これは朔日に限る記事ではないから、ここに獨立させた。

2、「又…小春」、秘本および事林廣記甲集卷四節令門小春の條。群書通要卷六節令門小春類ほど同文。

3、「此月内雨…啓蟄」、事林廣記によつて補う。群書通要ほど同文。清の蕭雲澤の月日記古卷一〇上十月月令所引歲時記はやゝ節略がある。思うに秘本ははじめこの文を掲げていたが、傳寫の間に脱文を生じたのであろう。秘本が、かりに通説のように明代の輯本であるならば、事林廣記の小春の條の一部分を掲げて、他の部分を掲げないことが却つて理解できぬことになる。

四二

仲冬之月、采擷⁽¹⁾(結、經)霜蕪菁葵等雜菜乾之、並爲鹹菹⁽³⁾

有得其和者、並作金釵色、今南人作鹹菹、以糯米熬搗爲末、并爲研胡麻汁、和釀之、石瘠⁽⁴⁾責令熟、汁既甜脆、汁亦酸美、呼其莖金釵股、醒酒所宜也、

1、この條、秘本による。御覽卷九七九菜茹部蕪菁の條はほど同文を大字で記している。

2、「采結霜」・「采經霜」、御覽は「結」に作り、寶典十一月附説は「經」に作る。大觀本草卷二七蕪菁の條には

荆楚歲時記採經霜者乾之、詩

とある。寶典卷一一の「又采經霜蕪菁葵等雜菜以乾」の文は荆楚記からの引用と書いてない。本條のこの部分は或いは杜公瞻が寶典の文をとつ

て増置したのかも知れぬ。

3、「並爲…作金釵色」、寶典卷一一に

荆楚記云、家家並爲鹹菹、有得其和者、作金釵色、菹之供饌、自古有之

とある。菹の供饌以下は寶典の撰者の文であろう。

4、「甜」、御覽「甜汁」に作るも、「汁」は衍字であろう。

5、「呼」、御覽によつて補う。

四三

冬至日、作赤豆粥、以禳疫、量日影

按共工氏、有不才之子、以冬至死、爲疫鬼(人厲)、畏赤豆、故冬至日作赤豆粥、以禳之、又晉魏問宮中、以紅線量日影、冬至後日、影

添長一線

1、「冬至日作赤豆粥」、秘本及び御覽卷二八時序部冬至の條。但し秘本、「冬至日」のあとに「量日影」とあるのは錯簡であろう。

2、「以禳疫、量日影」、秘本による。これは或いは杜公瞻が意を以て補つたのかも知れぬ。

3、「按共工氏…以禳之」、秘本による。歲時廣記卷三八「作豆粥」同文。御覽卷二八注荆楚記ほど同じ。

この文は、寶典十一月附説の條に、荆楚記云、冬至日作赤豆粥、説者云、共工氏不才子、以冬至日死、爲人厲、畏赤豆、故作粥、以禳之

とあり、宗慄の荆楚記とは別の「説者」の言葉となつてゐる。思うにこれは杜公瞻が「説者」の言を引いて、赤豆粥を説明したとみるべきであらう。

4、「入厲」、初學記卷四歲時部冬至條・白帖卷一冬・御覽卷二八注、「疫鬼」を「入厲」に作る。

5、「又晉魏…一線」、秘本による。海錄碎事卷二天部冬至門・歲時廣記卷三八添紅線の條、同文。なお南宋の王觀國の學林卷八冬至の條に

杜子美至日遣興詩曰、何人錯憶窮愁日愁隨一線長、注詩曰、引歲時記云、宮中以紅線、量日影、至日影、添一線……とある。

宗懷の荆楚記は大体民間の行事を録するのが常であるから、ここに魏晉宮中とあるのは宗懷の筆ではあるまいと思う。

四四

臘節(1)(2)在十二月、故因是謂之臘月也、案史記陳勝傳有臘月之言、是謂此也、諺言、臘鼓鳴、春草生、村人並擊細腰鼓、戴胡公頭、及作金剛力士、以逐大疫、八日、沐浴轉除罪障(3)

〔按禮記云、儺人所以逐厲(4)（疫）鬼也(5)〕

呂氏春秋季冬紀注云、今人臘前一日、繫鼓驅疫、謂之逐除晉陽秋、王平子在荊州、以軍圍逐除、以鬪故也

玄中記、顛頊三子俱亡、處人宮室、善驚小兒、漢世以五營千騎、自端門傳炬送疫棄洛水中、故東京賦云、卒歲大儺、毆除群厲、方相秉鉞、巫覡操茆、偃子萬童丹首玄裳(6)、桃弧棘矢、所發無臬、丹首即赤幘也、逐除所服

宣城記云、洪矩、具時作廬陵郡、載土船頭、逐除人、就矩乞、矩指船頭云、無、所載土耳

小説、孫興公常着戲頭、與逐除人共至桓宣武家、宣武覺其應對

四、荆楚歲時記の復元

不凡、推問、乃驗也、金剛力士、世謂佛家之神、案河圖玉版云、天立四極、有金剛力士、共長三十丈、此則其義(14)

1、宝典卷一二附正説の條に

十二月八日沐浴……史記陳勝傳、有厲月之言……諺云、臘鼓鳴、春草生……今世村民打細腰鼓、戴胡公頭、及作金剛力士、逐除、即其遺風という記事がある。しかも宝典ではこれを荆楚記といっていない。思うにこれは杜公瞻が宝典を参照して、本條の見出しを作つたのであろう。

2、「臘節…臘月也」、史記卷四八陳涉世家の中の厲月の語に對する司馬貞の索隱に「宗稟荆楚記云」として、この文を引いている。ところが秘本には「十二月八日爲臘日、史記陳勝傳有臘日之言」ありといひ、「十二月臘月」の記事を、「十二月八日臘日」の記事に改めている。しかしこれは御覽卷三三時序部臘の條にも

又曰、俗又以此月爲臘月、案史記陳勝傳、有臘月之言、是謂此也……とあるので、秘本の誤まりとみるべきである。

思うに秘本は、宋代以後の何人かが傳寫の間に、「八日沐浴轉除罪障」の八日を、誤まつて十二月の下に書き入れ、それにつれて、「臘月」を「臘日」と改めてしまつたものと思う。要するに逐疫の行事は臘月一般の行事で、必ずしも八日に限定さるべきではあるまい。

3、「案史記…謂此也」、御覽による。秘本「臘月」を「臘日」に作る。

4、「諺言…春草生」、秘本。

5、「村人…鼓」、御覽。秘本「擊」を「繫」に作るが、誤りであろう。

6、「戴胡公頭」、秘本。事類賦卷五歲時部冬の條は「胡頭」に作り、御覽は誤まつて「明頭」に作つている。寶典は「胡公頭」と記しておるから(但し荆楚記とは、いつていないが)、秘本が一番古い形態を傳えているといえると思う。

7、「及作…大疫」、御覽。秘本には「大」の字を逸す。

8、「八日」、意を以てここに補つた。御覽卷二七時序部冬下には

荆楚歲時記曰、十二月八日沐浴轉罪障

とある。

9、「沐浴…罪障」、秘本。御覽ほと同文であるが「轉除」の「除」字を逸している。

10、「按禮記」以下。秘本獨得の文である。私は本條の表題すべてが杜公瞻の筆に係るとみるので、本條の説明的な文も悉く杜公瞻注であろうと一応判断した。

11、「疫鬼」、説郭本「厲鬼」を「疫鬼」に作る。

12、「衣裳」、秘本「玄製」と誤まり作る。いま説郭本によつた。

13、ここに引く宣城記の記事は文意がやゝ不明である。北堂書鈔卷一三七船の條に

吳書曰、洪矩罷郡、歸會稽、無資糧、又不欲令人知、乃載土而反とあり、御覽卷三七地部土の條に

宣城記曰、江矩、吳時、爲廬江太守、以清稱、徵還、舡輕、皆載土、時歲暮、逐除者、就乞、所獲甚少、江乃語之、逐除人見而去とあり、同卷五三〇禮儀部難の條に

宣城記曰、吳時洪巨、爲廬陵太守、有清稱、徵還、船輕、皆載土、時歲暮、除逐人就乞、見土而去

とあるのによつて詳細を知るべきである。

14、「共」、秘本「兵」に作るも、陶宗儀説郭本によつて修正した。

四五

歲前又爲藏疆之戲、辛氏以爲鈞弋夫人所起

按漢鈞弋夫人姓趙、爲武帝婕妤、生昭帝、漢武故事云、上巡狩間、

見青光(氣)自地屬天、望氣者云、下有貴子、上求之、見一女子在

空室中、姿色殊絶、兩手皆拳、數百人擘之莫舒、上自披即舒、號拳

夫人、善素女術、大有寵、即鈞弋夫人也

辛氏三秦記曰、漢昭帝母鈞弋夫人、手拳有國色、世人藏鈞起于此

周處風土記曰、進清醇以告蜡、竭恭敬于明祀、乃有藏鈞、俗呼爲行

疆、盖婦人作金環(用銀作環)、以鎗指而縫者、臘日祭後、曳繩各隨

其儕、爲藏疆之戲、分爲二曹、以較勝負、得一籌者爲勝(爲一籌、

爲一都)、其負者起拜謝勝者

周處・成公綏並作疆字、藝經庾闡則作鈞字、其事同也、俗云、

此戲令人生離、有禁(物)忌之家、則廢而不修

1、「歲前…之戲」、秘本。初學記卷四歲時部歲除・御覽卷一七時序部歲除、

歲時廣記卷四〇戲藏鈞、同文。

2、「辛氏以爲…所起」、御覽卷三三時序部臘、卷七五四工藝部藏疆の條に

よる。歲時廣記卷四〇は、

荆楚歲時記、歲前…辛氏三秦記曰、始於鈞弋夫人

と作つてゐるから、宋代の一本にそう書かれてゐるのもあつたかもしれ

ない。秘本にはたゞ

始於鈞弋夫人

とあるが、これははじめ廣記と同文だつたのがのちに辛氏三秦記の書名

を逸したのであろう。

3、「按漢…生昭帝」、歲時廣記。御覽注「按」を「安」に誤まるも他は同

文。

4、「按漢武故事…鈞弋夫人也」、秘本。なお御覽卷三三注には、辛氏三辛

記のあとに、これと殆んど同じ文を引いている。しかしこの引用の順序は秘本が正しい。何となれば御覧には

辛氏三秦記曰……

安(按)漢鈞弋夫人……

となつていて、安(按)の字の位置が不自然だからである。

5、「氣」、御覧「光」を「氣」に作る。

6、「辛氏…于此」、秘本。御覧注「藏疆因之」に作る。

7、「周處…勝者」、秘本。

8、「進清淳…明祀」、秘本のみの記事である。

9、「用銀作環」、御覧注、「作金環」を「用銀作環」に作る。

10、「縫」、御覧注による。秘本の「纏」は誤まり。

11、「各隨其儔、爲藏疆之戲」御覧注は、「兒童皆藏疆戲」に作るもそれでは文意不明である。

12、「爲一籌、爲一都」、御覧注にはこうあるが、秘本とどちらがすぐれているか斷じがたい。

13、「周處…而不修」、秘本。この文は御覧卷三三・卷七五四、共に大字とされている。宗懐の筆であるという匂いが強い。

特に「俗云此戲」以下は、寶典卷一二所引荆楚記とも一致し、宗懐の文であることは疑いない。

14、「物忌」、寶典、「禁忌」を「物忌」に作る。

四六

其日竝以豚酒、祭竈神

〔按禮器云、竈者老婦之祭也、尊於瓶、盛於盆、言以瓶罍、盆盛饌也、許慎五經異義云、顓頊有子曰黎、爲祝融火正也、祀以

四、荆楚歲時記の復元

爲竈神、姓蘇、名吉利、婦姓王、名搏頰〕

漢宣帝時、陰子方者、至孝有仁恩、嘗臘日辰炊、而竈神形見、

子方再拜受慶、家有黃犬、因以祭之、謂爲黃羊陰氏古今注云狗、一名黃羊

世蒙其福、俗人所競尙、以此故也、

1、「其日…竈神」、秘本。この記事は寶典十二月の條に

荆楚記俗云、此戲令人生離有物忌之家、廢不脩也、其日以豚酒祭竈神

とある。おそらくは荆楚記の一部であろう。

なお秘本ではこの條を十二月八日、臘日の記事のあとに書いている。

しかし寶典によるとそれは歳前の藏疆の記事のあとに書かれている。と

ころで淮南萬畢術(御覽卷一八六)や抱朴子卷六微旨篇などによると、竈神は月

晦に天に上つて人の罪を告げると書いてあるから、これは寶典の配列に

従うべきであり、秘本がこれを十二月八日にかけているのは、錯簡とすべきである。

2、「按禮記云…搏頰」、秘本獨得の記事である。

3、「漢宣帝時…以此故也」、秘本による。寶典十二月の條に

荆楚記云、以黃犬祭之、謂之黃羊陰氏、世蒙其福古今注狗

とあり、本朝月令もほとんども同文を引いておる。

4、「古今注…」、寶典本朝月令によつて補う。宗懐の自注か。

四七

歲暮(1)、家家具肴餼一作核、詣宿歲之位(2)、以迎(3)新年也(4)、相聚

酣飲、請爲送歲(5)

留宿歲飯、至新年十二日、則棄之於街衢、以爲去故納新也(6)

1、「歲暮…酣飲」、初學記卷四歲時部臘、及び秘本。なお寶典卷一二所掲

荆楚記は多少字句が異なる。

2、「儲」、寶典、白帖卷一歲除、御覽卷一七歲時部歲除、海錄碎事卷二天部臘日門、歲時廣記卷四〇迎新年みな「位」を「儲」に作る。

3、「入」、寶典「迎」を「入」に作る。

4、「也」、寶典によつて補う。

5、「請爲送歲」、寶典によつて補う。

6、「留宿歲飯…納新也」、初學記・御覽・廣記による。寶典もほと同文であるが、最後の「也」の一字を缺く。秘本は「街衢」を「街」とし、「以爲…納新」の一句を缺く。

四八

閏月不舉百事⁽¹⁾

按周禮云、閏月王出寢門、故爲閏字、門中從王也、是月也、不舉百事、以無⁽³⁾(非)中氣也、

1、「閏月…百事」、秘本のみに見える。

2、「按周禮」以下、秘本。御覽卷一七時序部閏の條ほと同文。

3、「非」、御覽、「無」を「非」に作る。

第二部

(1) 第二部では秘本とは無關係に、全く孤立的に發見される佚文を列擧する。これらの佚文の中には

(イ) 杜公瞻が荆楚記に改變を加えたときに切捨てられた宗懔の原文で、たまたま他書に録せられて残つたもの

(ロ) 杜註本の記事で、傳寫の間に脱落したため現行本には残つ

てないが、他書に録せられて残つたもの

(ハ) 後人が他書を誤まつて荆楚歲時記としてしまったものなどがあるであろう。

(2) 確實に宗懔書の文と思われる文はゴチック活字とする。

信用すべき文ではあつても、宗懔書か杜公瞻書かを決定しがたのものには、たゞ〇印だけを附した。

他書の文を誤まつて荆楚歲時記としているものは注の中でそのことを指摘する。

(3) 時月のはつきりしない記事は筆者の判斷によつて適當と思われるところに配列する。

(4) 各條の標題は筆者が便宜これを附したものである。

(5) 引用文中、『』でかこんだのは、その部分だけが荆楚歲時記の佚文と思われるものである。

(6) 史料はなるべく時代を追うて配列した。唐宋の文獻に佚文がなく、明清の文獻のみに録せられているものは、一般に信憑性が薄いが、しかし明代には澹生堂餘苑本^{*}あり、清に入つて邵亭知見傳本^{**}にもこの本の名が見え、また錢曾の讀書敏求記^{***}にも、錢曾が本文と注の明快に區分されている善本を所有していたらしいことが書かれておつて、今日我々が見る以外のテキストが明清に存したことも想像されるのであるから、一概に明清文獻中の佚文を否定し去るのも危険であろう。

* 耶承燦の澹生堂書目^(紹興先生遺書所收)卷四史類第九雜史に「荆楚歲時記」^(一卷宗懔餘苑本刻)とある。

※ 邵亭知見傳本卷五史部十地理類雜記之屬に「荊楚歲時記一卷」

梁宗懷撰 漢魏叢書本
廣秘笈本 淡生堂館本とある。

*** 讀書敏求記卷二史部時令に「宗懷荊楚歲時記一卷 杜公瞻注、流俗本、正文與注混淆、此則舊本也」とある。

(7) 日本側の文獻に見える佚文は、坂本太郎博士の紹介されたものを轉引させていただく以上には出られなかつた。朝鮮關係の類書は、東洋文庫及び大阪府立圖書館にあるものを檢索したが、獨創的な佚文は見出せなかつた。

(8) 類書などに荊楚歲時記としてなく、たゞ歲時記として録せられている文は際限なくある。しかしその中には秦中歲時記、輦下歲時記、歲時雜記を初め、他書を引いて歲時記としたものが少なく、すべてを荊楚歲時記と認めることは危険である。ここでは一應、いずれかの書物に「荊楚歲時記」として出ている佚文だけを扱うことにした。

第二部 原文

一 元日桃仁湯

(明・戴羲撰 養餘月令卷二正月下)

元日服桃仁湯、爲五行之精、可以伏百邪荊楚歲時記

(明・馮應京撰 月令廣義卷五 桃仁湯)

〔歲時記〕五行之精、元日服之、辟百邪

二 桃板

四、荊楚歲時記の復元

○ (宋・唐慎微撰 政和證類大觀本草卷二三桃核仁)

荊楚歲時記謝道通、登羅浮山、見教童子、以朱書桃板、貼戸上、道通還、以紙寫之、貼戸上、鬼見畏之

三 屠屠酒

(元・某氏撰 群書通要(選印宛委 餘藏所收)卷六節序門元日類)

(屠蘇酒) 俗説、屠蘇草庵之名、昔有人、居庵中、除夜遺閭里一

貼藥、令井中浸之、至元日取水、置於酒樽、一家飲之、不病瘟疫、

飲必自幼、云少者得歲、故先飲、老者失歲、故後飲、荊楚歲時記

(元・王登撰 群書類編故事(選印宛委 餘藏所收)卷二時令類飲屠蘇酒)

唐人孫思邈有道術、除夕遺閭里藥囊、浸井中、元日取水置酒、名

屠蘇酒、闔家飲之、不染瘟疫、飲必自幼、云少者得歲、故先飲、

老者失歲、故後飲荊楚歲時記、屠蘇酒庵名

(明・月令廣義 卷五正月令 屠蘇酒)

〔歲時記〕昔有人、……以下群書通要とほぼ同文。

1、屠蘇酒を進めることは、秘本(第一部五)の見出しに見えるが、それに對する正文も杜注もない。したがつて、このような文の存在したことを想定することは、決して不都合ではない。たゞ、歲華紀麗卷一が、これと殆んど同文を掲げながら、それを荊楚歲時記とことわつてない點だけが疑問である。

2、荊楚歲時記に唐人孫思邈を結びつけたのは明らかに後人の作爲である。

四 曝藥

(宋・程大昌撰 演繁露卷二曝藥)

宋景文筆記曰、宣獻宋公著鹵簿記、至曝藥、不能得其義、予後十餘年、始得之、其説曰、江左有曝藥、爲其首大如麴、是其義也、

按字書、虺小瓜也、蒲卓反、字或爲虺、同一音也、予案爾雅、「**爆牛犇牛也、此獸觸、百獸、無敢當者、故金吾仗刻爆牛犇首、以碧油囊、籠之、**」^①荆楚歲時記所說、亦與爾雅同、今金吾仗、以爆槊爲第一隊、則是爆槊、云者刻爆牛於槊首也、他説皆非也

1、荆楚歲時記に爆槊に關する記事があつたかどうかは疑わしい。程大昌は唐の李綽の秦中歲時記を誤まつて、荆楚歲時記としたのではなからうか。類説卷五所掲秦中歲時記に

幫牛金吾仗、爆槊前引、有司皆避、爾雅云、即幫牛也、此獸善抵觸、故離其首于竿、加龍虎節、以油囊盛之而行

とあり(紺珠集卷一〇秦中歲時記にも相似の文があるが、脱字が多いので類説によつた)、宋の趙昇撰朝野類要卷一擊門の條にも

宰相動止、謂陰有爆槊神衛之、所以秦中歲時記言、宰相儀仗、有類牛頭形者、即是也、今之宰相出入、其金吾先以物敲擊門臺、謂報警爆槊神也

とある。

五 正月七日鬼鳥

○(唐・韓鄂撰 歲華紀麗卷一人日)

振狗耳剪人形

荆楚歲時記云、人日夜、多鬼鳥過、人家槌床、打戸、振狗耳、

滅燈燭、以禳之

○(宋・李昉等撰 太平御覽卷一九時序部春中)

荆楚歲時記曰、正月夜、多鬼鳥度、家家槌床打戸振狗耳滅燈燭、以禳之、玄中記云、此鳥多姑獲、一名天帝女、一名隱飛鳥、一名

夜行遊女、好取人女子養之、有小兒之家、即以血點其衣、以爲誌、故世人名爲鬼鳥、荊州彌多、斯言信矣

○(宋・同 卷九二七羽族部鬼車)

荆楚歲時記曰、正月七日、多鬼車鳥度、家家槌門打戸振狗耳滅燈、禳之、玄中記云、此鳥名姑獲、一名天帝少女、夜遊、好取人家女人養之、有小兒、以血點其衣、爲驗

○(宋・政和證類大觀本草卷一九鬼車)

荆楚歲時記云、「姑獲夜鳴、聞則振耳」、乃非姑獲、鬼車耳、二鳥相似、故有此同

○(宋・同 同條)

荆楚歲時記云、姑獲一名狗星、衣毛爲鳥、脱毛爲女

○(宋・陳元靚撰 歲時廣記卷一禳鬼鳥)

御覽卷一九と略と同文。但し「世人名爲鬼鳥」を「世號鬼鳥」に、「荊州彌多」を「荊湖彌多」に作る。

1、鬼鳥の條は秘本に缺けている。陶奭説郭本はこれを補っている。この文は宋代までの間に相當の變形を見たらしく、諸本によつて所傳を異にするが、互いに相補わしめれば次のような文を復元できると思う。

人日(歲華紀)夜、多鬼鳥度(過紀麗)、家家槌床(門九二七)打戸振狗耳滅燈燭、以禳之、玄中記云、此鳥名姑獲、一名狗星、衣毛爲飛鳥(飛字御覽卷八八三)

(鬼神部鬼所引玄、一名陰飛鳥、脱毛爲女人(三字御覽卷八八三)中記により補う)

天帝少女(御覽卷九二七)・天地女(陶奭説)、一名夜行遊女、好能人家女子養之、有小兒之家、即以血點其衣、以爲誌、後世人名爲(世人號歲時廣)鬼鳥、

荊州(湖廣記)彌多、斯言信矣、

2、歲華紀麗の成立年代及び撰者については、問題があるが、別の機會に考究したい。いまは中興館閣書目輯考卷三原釋・山堂考索卷五五曆數門等にしたがつて唐としておく。

六 人日作人像

(鎌倉時代 年中行事秘抄 正月人日中)

荆云・呂氏俗例云、其初七日、楚人取南北二山之土、以作人像一頭、令向正南、建立庭中、集宴其側、却陰起陽、即以人北爲冬氣、拒陰氣之禍、以人南爲春氣、招陽氣之祐、故名云人日也

1、本條は坂本博士が「荆楚歲時記と日本」の中に紹介されたものである。(和田博士還曆記念東洋史論叢)。中國側でこれに對應する記事は私には見出せず、この文の信憑性についてにわかに斷案を下せない。

七 人日白馬

(鎌倉時代 年中行事秘抄 正月七日白馬事)

荆楚云、司馬談缺文

1、本條も坂本博士紹介に係る。これも中國側に對應する記事が見出せない。したがつてこの文の信憑性も決しがたい。

八 正月十五日

(清・蕭雲澤撰月日紀古卷一下正月十五日)

荆楚歲時記、都人上元夜、作宜男蟬、似蛾而大

1、本條、清の秦嘉謨の月令粹編には宋の呂原明の歲時雜記の文として「都人」という言葉も荆楚歲時記としてはふさわしくない。したがつて月日紀古が荆楚歲時記といっているのは疑わしい。

四、荆楚歲時記の復元

九 正月十六日

(清・月日紀古卷一下正月十六日)

歲時記・燕城正月十六夜、婦女群遊、其前一人持香辟人、名辟人香、凡有橋處、相率以過、名走百病、又暗摸前門釘、中者兆吉宜子(清・月令粹編卷四正月十六日)

辟人香〔荆楚歲時記〕燕城……名走百病

1、荆楚歲時記に「燕城」などとあるのはふさわしくなく、疑うべき文章である。

一〇 正月十六日

(清・秦嘉謨撰 月令粹編卷四・正月十六日)

飛百索(荆楚歲時記)正月十六日、群兒以長絙丈許、兩兒對牽、飛擺不定、若百索然、群兒乘其、動時、輪跳、以能過者、爲勝

一一 補天日

(清・慈谿厲明府靜菴先生原輯 事物異名錄卷二歲時)

補天日、荆楚歲時記、江南風俗、謂正月三十日、爲補天日、以紅絲纒繫煎餅、置屋上、謂之補天穿

一二 立春五辛盤

(明・陳堦撰 編日新書 正月立春)

立春日、作五辛盤、以黃柑釀酒、謂之洞庭春色

一三 棟花

(宋・陳景沂撰 全芳備祖 前集卷一九棟花)

凡二十四番、花信風、始梅花、終棟花

(清・陳元龍撰 格致鏡原卷三乾象類風)

蘇詩曰、辛盤得青韭、臘酒是黃柑、荆楚記

荆楚歲時記、小寒三信梅花、山茶、水仙、大寒三信、瑞香、蘭花、山礬、立春三信、迎春、櫻桃、望春、雨水三信、菜花、杏花、李花、驚蟄三信、桃花、棗棠、薔薇、春分三信、海棠、梨花、木蘭、清明三信、桐花、麥花、柳花、穀雨三信、牡丹、茶蘼、楝花、此後立夏矣、此小寒至立夏之候也

1、宋の高似孫撰諱略卷六花信麥信の條に

徐。諸。歲。時。記。曰。三。月。花。開。名。花。信。風。

とあり、宋の程大昌撰演繁露卷一花信風の條は、同文を掲げて、出典を「徐諸歲時記春日」と記している。宋の陳景沂が全芳備祖の中で「歲時記」といつたのは、徐諸の歲時記―正しくは五代の人徐諸撰の歲時廣記―のことを指したのであろう。格致鏡原はこれを荆楚歲時記と誤まつたものと思う。

一四 二月行城新花

○(隋・杜臺卿撰 玉燭寶典卷二附説)

荆楚記云、謝靈運孫、名茲藻者、爲荆府諮議云、今世新花、並其

祖靈運所制

一五 竹 占

○(隋・玉燭寶典卷二附説)

荆楚記云、婦人以一雙箸、擲之、以爲令人有子

○(宋・羅願撰 爾雅翼卷一五釋鳥燕)

荆楚之俗、燕始來、¹睇^{夏小正二}有入室者、以雙箸擲之、令有子

1、寶典の竹占記事の前には燕のことが書かれている。おそらくは荆楚記にも爾雅翼の「燕始來…入室者」の如き文があつたであらう。

一六 社日開聰明

(明・月令廣義卷六二月令開聰明)

荆楚歲時記、社日小兒以葱係竹竿、于窓中擲之、日開聰明、或又加蒜、欲能計算也

(清・翟顥撰 通俗編卷二)

「日開聰明」まで同文。

一七 寒 食

○(宋・陳元靚撰 事林廣記甲集卷三節令門寒食)

寒食無定日、或二月或三月、荆楚記云、「去冬至一百五日、卽有疾風甚雨、謂之寒食節、又謂之百五節」

(明・盧翰撰 月令通考卷四 三月)

寒食無定日、或二月或三月、去冬至一百五日、卽有疾風甚雨、謂之寒食節、又謂之百五節、秦人呼寒食爲熟食日、言其不動煙火、預辦熟食過節也、齊人呼爲冷烟節、又云禁烟節、^{荆楚記}

(明・月令廣義卷七三令百五節)

ほゞ同文。

一八 三月榆莢雨

(明・閩福唐希顔・陳懋學纂 事言要文集 天集卷二)

荆楚歲時記

三月日榆莢雨、清明日潑火雨、一日杏花雨、夏至日黃梅雨、沾衣

皆敗黥、閩以立夏後逢庚、爲入梅、芒種後逢壬、爲出梅、五月雨、爲分龍雨、一日隔輒雨、六月名濯枝雨、七月六日日洗車雨、七日日酒淚雨、九月雨爲黃雀雨

1、この條、或いは晉の周處撰の風土記を誤まつて荆楚歲時記としたのではあるまいか。

一九 上 巳

(元・群書通要卷六節序門上巳類)

(樂遊宴) 樂遊園漢宣所立、唐太平公主置亭遊賞、其地每上巳士女遊戯、就此祓禊 荆楚歲時記

1、樂遊宴は長安の西にある。この文は唐の長安のことを録したのであるから、荆楚歲時記である筈がない。

二〇 曲 水 飲

(宋・爾雅翼卷二釋草間)

荆楚之俗、『三月三日、亦出水渚沙洲間、或園宅池沼内、爲曲水飲、不復用香草

1、爾雅翼は、荆楚之俗といつて荆楚歲時記の文を引いている場合が稀でないので、一應この文もここに掲げておいた。

二一 躑 百 草

(明・瞿祐撰 四時宜忌 三月事宜)

荆楚記曰、三月三日、四民踏百草、時有鬪百草之戲、亦祖此耳

(明・編日新書 三月三日)

末尾の「耳」字なし。

(明・焦竑撰 焦氏類林卷七上節序)

荆楚記、三月三日、四民踏百草、今人因有鬪百草之戲

二二 杜 鵑

(宋・政和證類大觀本草卷一九杜鵑)

四、荆楚歲時記の復元

『杜鵑初鳴、先聞者、主離別、學其聲、令人吐血於厠溷上、聞者不祥、厭之法、當爲狗聲、以應之』、俗此說、按荆楚歲時記亦云有此言

(宋・爾雅翼卷七釋草蕩)

荆楚歲時記、『三月三日杜鵑初鳴、田家候之、此鳥鳴晝夜、口赤上天乞恩、至章陸子熟乃止』、然則章陸子未熟以前、爲杜鵑鳴之候、故稱夜呼、

二三 四月法華會

(唐・韓鄂 歲華紀麗卷二 四月八日)

八字之佛爰來

〔荆楚人相承此日、迎八字之佛於金城、設榻幡幢鼓、以爲法華會〕

(宋・歲時廣記卷二〇佛日・爲法華樂)

荆楚歲時記、荆楚人相承四月八日、迎八字之佛於金城、設幡幢鼓吹、以爲法樂

1、余嘉錫氏は歲華紀麗の文を以て、荆楚歲時記と推定されたが、その推定の正しいことは歲時廣記によつて確証される。

二四 九子母神

(唐・歲華紀麗卷二 四月八日 九子母)

荆楚歲時記曰、四月八日、長沙寺閣下、有九子母神、是日市肆之人、無子者、供養薄餅、以乞子、往往有驗

(歲時廣記卷二〇佛日、乞子息)

右とほと同文。「是日」「養」の三字を缺く。

1、編日新書四月の條には

長沙市肆之人、無子者、是月供寺閣下羊、肉薄餅、乞兒、往往有驗時錄新書
(同書四月八日の條にもほゞ同文あり、但し「是月」の二字を缺く)

とある。「羊肉」の二字は荆楚歲時記を補うに足るであろう。

二五 染 絹

○(宋・爾雅翼卷七釋草活菟)

至梁宗懷記、『荆楚之俗、四月八日、染絹作芙蓉、捻蠟爲菱藕』

二六 相 撲

○(五代宋初頃 傳承露子撰 角力記 名目の條)

一相撲音費、蜀土荆襄之間曰撲、撲則爭力競倒之謂也、相撲之名、

荆楚歲時記、『荆楚之人、五月間、相結伴爲相撲之戲、即撲也』、俗

間或相撲音堆撲也、亦曰相叔丑佳反、皆非雅正

○(鎌倉時代 年中行事秘抄 七月廿六日 相撲内取事)

荆云、結伴相撲之戲、相撲即相撲、月令云、養壯俠、以助陽氣

1、角力記一卷。琳瑯秘書叢書第四集所収。同書の末尾に、

角力記一卷、見ニ鄭樵通志略及焦竑經籍志ニ、無シ撰ニ人名氏、外レ此亦

別無著録者、今本係友人得レ自ニ廣陵馬氏、稱ニ調露子述、其中所レ

載、自ニ五代十國ニ而止、疑ニ即五代宋初人所爲、但轉展傳寫、舛誤

幾不レ可レ讀、又無ニ他書可レ證、鈔置、篋簡、聊備雜藝之一種ニ云爾、

乾隆丙午二月晦日、雨窓吳翌鳳書于城東寓齋

とある。この書は卷を分たず、角力に關する一切のことを、述旨・名目

・考古・出處・雜説の五項目に分けて説明してある。

2、「曰」の一字。會稽鏡吾氏重金鑑輯「角力記續校」によつて補う。

3、七月廿六日。角力記所引の荆楚歲時記によると、同地方では五月に相

撲を行つたらしい。いつたい中国で七月廿六日に角力を行つた實例は認められない。すなわち禮記月令には十月に角力を行うことが見え、漢書武帝紀には、元朔三年春、角觝戲を作つたことが見え、隋書地理志には、丹陽地方における五月五日の鬪力のことが見え、同書柳虓傳には、柳虓が正月十五日の百姓の角抵戲の華美を禁じようとして上疏したことが見え、

太平廣記卷三五〇には、武宗會昌二年寒食の日、荆州の民の郝惟諒が角力を行つたことが見え、舊唐書穆宗本紀には、穆宗が即位の年二月丁亥に左神策軍に幸して角抵を觀たと見えるが七月廿六日という例はない。

この日づけは日本独自の慣習によつたのであろう。

4、5、相撲。角力記によつて相撲と改むべきである。角力記によると、

すもうの名目には相搏、相撲、角觝、角力等があるが、蜀土荆襄の方言として相撲という呼稱があつたのである。はじめ日本に傳來した荆楚歲時記には相撲と書かれていたのであろうが、一般に耳なれない語でもあり、相撲の語が並行的に且つ普遍的に行われていたところから、いつしか相撲を相撲と書き誤つてしまつたのであろう。序で乍ら相撲の語は王

隱晉書・北齊書に見える外、唐の李商隱の義山雜纂には「不相稱(つり合わぬもの)」の一つとして「庾人相撲(やせた人のすもう)」とあり、

「羞不出(羞ぢて出ないもの)」の一つとして、「相撲人百腫(すもうとる人のおできただらけ)」という記事がある(雜纂の資料は桑田六郎博士の御教示による)。

6、秘抄の文は坂本博士紹介の文である。角力記に較べると、行事の時期、相撲の呼稱等の點で、原文の體を損ねてはいるが、「月令云：」以下は角力記にも見當らず、宗懷書がこのような他文献を引いて説明することが

あつたことを示している点で、貴重な佚文であると思う。なお角力記・秘抄の文は荆襄の方言を録しているから宗懐書の佚文とみられる。

二七 端 午

(元・群書通要卷六節序門端午類)

(端午) 京師人、五月一日爲端一、二日端二、三日端三、四日端

四、五日端五(注)端始也 歲時記

(明・書言故事大全卷八)

端五端午(闕時記)以下右とほゞ同じ。但し注は「端一」の下にある。

(清・厲荃撰 事物異名録卷二歲時)

端二端三 荆楚歲時記、京師以五月二日爲端二、三日爲端三

端四 荆楚歲時記、四日爲端四

(清・古今圖書集成歲功典卷五一端午彙考)

端湯

荆楚歲時記、五月五日爲端陽、一云蒲節、一云重午

1、2、これらの記事は元明の史料ではたゞ歲時記とあるのを、清朝になつて荆楚歲時記として扱ふにいたつたのである。歲時記といつても一概に荆楚歲時記のみとは限らないし、京師の人という語も、同書の文にふさわしくないから、これは疑うべき文であらう。

二八 解 粽 節

(明・彭大翼撰 山堂肆考 宮集卷一百索粽)

歲時記、京師以端午爲解粽節、以粽葉長者勝

(清・事物異名録卷二歲時)

解粽節 荆楚歲時記、京師以端午、爲解粽節

四、荆楚歲時記の復元

二九 糶 其 の 他

○(平安時代末期 惟宗公方撰 本朝月令五月五日節會事)

荆楚記云、『民斬新竹筍、爲首糶、棟葉挿頭、五綵縷投江、以爲避

火厄、士女或取棟葉挿頭、綵絲總繫臂、謂爲長命、皆連棟葉之玉

并莖、黏裹而投羅水之中祭之、天下無災、此日棟葉置井中、而亥

時取出治置、治虐者、繫頭差止、五月五日及夏至日、日未出時、

向日取井花水、若長流水、口念漱二七、身衣中勿反願芬氣』、五月

五日、庚午日、書貴人名字、着右足、是大人刻歡喜

1、本條は坂本博士紹介の文である。その初めの「謂爲長命」までの部分

は明らかに寶典所引の荆楚記と合致し、そのあとの部分もその語調から

みて宗懐書と判断される。

2、「五月五日、庚午日」以下。年中行事秘抄はこの部分のみ「或書云」

としている。坂本博士も「本朝月令の長い引用には全部荆楚記がかかる

のでなく、途中に挿入すべき他の書名を脱落したのではないかという疑

は十分に存在する」といつて、疑いを挿んでおられる。私にも斷案は下

せない。

三〇 糶 の 由 來

○(宋・爾雅翼卷一八釋獸糶)

荆楚歲時記稱『屈原以夏至日赴湘流、百姓競以食祭之、常苦爲蚊

龍所竊、以五色絲、合棟葉、傅之、又以爲、獬廌食棟、將以信其

志、然則所食、又不止廌爾、

○(宋・同 卷九釋木棟)

『荆楚之俗、五月五日、民並斷竹筍爲筒糶、棟葉挿頭、纏五絲縷

江中、以爲辟水厄、士女或楝葉挿頭、五絲纏臂謂爲長命縷、俗言屈原以此日投水、百姓競以食祭之、漢建武中長沙人有見人自稱三閭大夫者、謂之曰、所祭甚善、長苦爲蛟龍所竊、蛟龍畏楝葉五色絲、自今見祭宜以五色絲合楝葉縛之、所以俗並事之、宗懔引『風俗通、以爲辨多食楝』原將以信其志也、然則鳳凰辨多皆食楝而蛟龍特畏之、是亦畏矣

○(宋・政和證類大觀本草卷一四楝)

荆楚歲時記云風俗通

又云畏楝

○(宋・潘自牧撰 紀纂淵海卷二節序部端午)

端午以菰葉裹粘米、謂之角黍、蓋取陰陽包裹之義、或曰亦爲屈原恐蛟龍奪之、以五采絲纏飯投水中、遂相襲云歲時記

○(明・編日新書 五月五日)

右とほゞ同じ。「五采絲」を「五絲線」に作り、出典を「荆楚歲時記」としている。

○(明・月令通考卷七 五月)

漢建武中、長沙歐回、白日忽見一人、自稱三閭大夫、謂曰、君常見祭甚善、但常所遺、苦蛇龍所竊、今若有惠、可以楝樹葉塞其上、仍以五絲絲縛之、此二物蛟龍所憚也、回依其言、世人作粽、并帶五色絲及楝葉、皆汨羅之遺風也荆楚歲時記

三二 菰 蒲

(宋・紀纂淵海卷二節序部端午)

端午刻菰蒲爲人或葫蘆形、帶之、辟邪……歲時記

(明・山堂肆考 宮集卷一一刻蒲)

歲時記、端午、刻菰蒲、爲小人子、或謂葫蘆形、帶之辟邪

○(明・陳仁錫撰 潛確居類書歲時部卷五)

蒲酒(2)(荆楚歲時記)端午、以菰蒲生山間中一寸九節者、或鑊或屑泛酒、以辟瘟氣

1、この條、月令粹編卷九、五月五日の條には、山堂肆考とほゞ同文を掲げ、出典を宋の呂原明の歲時雜記としておる。したがつて、あるいは歲時雜記の文かも知れないが、紀纂淵海の同條下文には、明らかに荆楚歲時記の文も歲時記の名で引かれているので、一概に歲時雜記と斷定することも困難である。

2、秘本に「以菰蒲、或鑊或屑、以泛酒」とあるから、この文は秘本の脱漏を補うに足るものようである。

三三 游 光 厲 鬼

○(明・高濂撰 遵生八箋卷四 五月事宜)

荆楚記曰、五日以艾縛一人形、懸于門戸上、以辟邪氣、以五絲絲繫于臂上、辟兵厭鬼、且能令人不染瘟疫、口內常稱游光厲氣四字、知其則名鬼遠避

○(明 養餘月令卷九、五月・明 月令廣義卷一〇、五月令)

同文。

1、「口內常稱」以下。その前の文がすべて荆楚歲時記の文であることから推して、これも信用できると思う。

三三 土 梟

○(宋・爾雅翼卷一六釋鳥梟)

土梟穴土以居、故曰土梟、而荆楚歲時記稱『鳩鴿爲土梟』

○(宋・歲時廣記卷二三羹梟鳥)

漢史曰、五月五日作梟羹、賜百官、以其惡鳥故、以五日食之。荆楚歲時記云、『聞之當喚狗耳、又曰、鴉大如鳩、惡聲、飛入人家、不祥、其肉堪爲爨』

三四 蟾 蜩

○(宋・歲時廣記卷二三捕蟾蜍)

荆楚歲時記云、『五月五日俗、以此日取蟾蜍爲辟兵』、六日則不用、故世云六日蟾蜍、起於此也

○(宋・某氏撰 紺珠集 蟾蜍辟)

五月五日、取蟾蜍辟兵、習鑿齒集

1、「習鑿齒集」の下にはもと何かの記事があつたのであろう。

三五 啄 木

○(宋・歲時廣記卷二三 得啄木)

荆楚歲時記云、野人以五月五日、得啄木、貨之、主齒痛

○(明・焦氏筆乘卷五醫方)

同文。

1、玉燭寶典五附説に

有得斷木鳥、以此月貨之、云治齒痛

とあるが、荆楚記とはいっていない。或いは本條は杜公瞻の増補したものであろうか。

三六 八 蠶 繭

○(宋・爾雅翼卷二四釋虫蠶)

四、荆楚歲時記の復元

荆楚歲時記曰、八蠶繭出日南、至秋猶飼以柘、荆楚則早晚二蠶、則五月而已

三七 六月三伏

○(宋・黃朝英撰 細素雜記卷五、三伏)

又案荆楚歲時記、『案曆忌云、四時代謝、皆以相生、立春木代水、水生木、立夏火代木、木生火、立秋金代火、金畏火、立冬水代金、金生水、故至庚日、必伏、庚者金也』

○(元・群書通要卷六節序門 伏日類)

(三伏)夏至後第三庚爲初伏、第四庚爲中伏、立秋後初庚爲末伏、。歷忌云、立秋以金代火、金畏火、故至庚日必伏、庚者金也、故曰伏日歲時記

三八 鑑

○(隋・玉燭寶典卷六附説)

此月熱盛、古禮則有頒冰、凡内外饗之膳鑑焉、祭祀供水鑑……

荆楚記、『或沈飲食于井、亦謂之鑑』⁽¹⁾

⁽²⁾戸監反也

1、「亦」、宝典の原文のこの字は判讀し難いが、おそらく「亦」であろうと思う。

2、「戸監反也」の四字、宗懷の原注か、杜臺卿の注か判断できぬ。

三九 七月面脂

(清・古今圖書集成 歲功典卷六三孟秋部雜録)

荆楚歲時記、七月采瓜犀、以爲面脂、本草圖經曰犀瓣也

(清・月令粹編卷一一孟秋 采瓜犀)

同文。

四〇 折 璃 琉 筆

○(宋・太平御覽卷六〇五文部筆)

荆楚歲時記曰、陸士衡云、魏武帝劉婕好、以七月七日、折璃琉筆

1、陸士龍文集卷八「與平原書」に

一日案行、并視曹公器物……書刀五枚琉璫筆一枚所^{マレナル}希^{マレナル}聞、景初三
年七月、劉婕好之、見此期復、使人帳然有感處……
とある。

四一 七日曝經書等

○(宋・爾雅翼卷二四釋虫白魚)

荆楚之俗、七月曝經書及衣裳、以為卷軸久則有白魚

○(鎌倉時代・年中行事抄^{七月七日拂拭}御調度事)

荆楚歲時記云、漢崔寔曰、七日曝經書及衣裳、習俗然也、穆天子
傳蠹書於羽陵、是也

四二 八月秋分社會

○(宋・太平御覽卷七二六方術 竹卜)

荆楚歲時記曰、秋分以牲祠社、其供帳、盛於仲春之月、社之餘胙、

悉貢饋鄉里、周於族、社餘之會、其在茲乎

此其會也、擲教于社神、以占來歲豐儉、或折竹以下

○(宋・高似孫撰 諱略卷三雜卜)

竹卜者、荆楚歲時記曰、『秋分以祠社、具供帳、盛于仲春之月、

社之餘胙、悉貢饋鄉里、周于族、社餘之會、其在茲乎

此其會也、擲教于社神、以占來歲豐歉、或折竹以下』

○(鎌倉時代・年中行事秘抄二月明獻胙事)

又(荆)云、八月社日祠社、其供帳者、盛於仲春之節、以社之餘胙、
悉以貢饋村里

○(宋・程大昌撰 演繁露 卜教)

宗懷荆楚歲時記曰、『秋社⁽³⁾擲(擲?)教于神、以占來豐歲儉』……

又歲時記注文曰、『教以桐爲之、形如小蛤、言教、教令也、其擲
法、則以半俯半仰者爲吉也』、此其所以爲教也

1、2、3、教を擲つて占卜することについては玉燭寶典卷八附説の條に

此會也、擲教于神前、卜來歲豐儉、或折竹篠以占之

とある。これは前掲諸文獻の荆楚歲時記の文と殆んど同じである。それ
にも拘らず寶典が「荆楚記云」と書いてないところから見ると、この文
が初めから宗懷書にあつたかどうかは疑わしい。あるいは杜公瞻が寶典
の文をとつて増置したのではあるまいか。

入義高氏は「杯琰のこと」(學海四ノ四)において、杯琰を投げて
する占いのしかたを古今の文獻を引いて明かにし、また杯琰を始め、琰
杯・環琰・盃琰・葵・校等の名でよばれるこの占いの道具が、最も古く
は寶典にあるように「教」とよばれたのであろうといわれた。氏はさら
に清の玉葉の知新録卷二七盃琰の條に

昌黎登衡嶽廟詩、手持盃琰、導我擲、注云、方從唐本作校、謂古者
以玉爲之也、朝野僉載作角、角與校音義皆相近、魏野有詠竹校子詩、
只作校字、荆楚歲時記又作教、今神廟皆有之、俗謂之盃盃

とあるのを引き、現行本荆楚歲時記には「教」の記事は見當らないが、
韓退之が見たテキストにはそう書かれていたとすると、あるいは荆楚歲
時記が、「教」のことを記した最古の文獻であるかもしれないのべて
おられる。しかし、さきに私がのべたように、荆楚歲時記のこの部分が、

宗懐の筆であつたかどうかは疑わしいのであるから、いまのところ、この占いの道具を教と名づけた信ずべき最古の文献は、やはり玉獨寶典であるうと思ふ。

4、寶典八月附説の分注に

教以銅爲、刑(形)如小鈴、教者猶如教令、擲法、一令一仰、便成吉徵也

とある。杜公瞻はこれをとつて注を作つたのであらう。

四三 重九催禾雨

○(宋・歲時廣記卷三五進諛詞)

荆楚歲時記、重九日、常有疎雨冷風、俗呼爲催禾雨

四四 羹・膾

○(宋・爾雅翼卷六釋事蔬)

荆楚歲時記『九月九日事中、稱菰菜地菌之流、作羹甚美、鱸魚作膾、白和玉、一時之珍』張季鷹、在洛、忽思吳中鱸魚菰菜、請假而反、斯之謂也

四五 菊 花 源

○(宋・紺珠集 菊花源)

予章記云、南陽有菊水、居其側者多壽、劉寬月致三十斛、水源芳菊被崖、故以名

四六 祿 糕

(明・潛確居類書卷五歲時部)

食祿糕(荆楚歲時記)、民間九日、作糕、上置粉麴小鹿數枚、號食祿糕

四、荆楚歲時記の復元

(清・高士奇撰 續編珠卷一)

同文。

(清・任兆舒撰 穀玉類編卷二時令類九月九日)

民間九日、以粉麴蒸餠上、置小鹿數枚、號食祿糕

荆楚歲時記

四七 十月煖爐灰

(元・群書通要卷六節序門小春類)

(煖爐)十月朔有司進煖爐炭、民間皆置酒作煖爐 歲時記

(明・潛確居類書卷五歲時部)

煖爐灰(荆楚歲時記)十月朔有司進爐灰、民間皆置酒、作煖閣試

爐

1、この記事は東京夢華錄卷九の記事であらう。「有司」というのも荆楚歲時記にふさわしからぬ文字である。

四八 十一月囊荷

○(宋・政和證類大觀本草卷二八白囊荷)

宗懐荆楚歲時記曰、『仲冬以鹽藏囊荷以備冬儲、又以防蠱……干寶搜神記云、其外姊夫蔣士先、得疾下血、言中蠱、家人密以囊荷置其席下、忽大笑曰、蠱我者張小也、乃収小、小走』、自此解蠱、藥多用之、周禮蔗氏以嘉草除蠱毒、宗懐以謂嘉草即囊荷是也

○(宋・政和證類大觀本草卷二八白囊荷)

荆楚歲時記 『蔣士先得疾下血、言蠱、密以根布席下、忽自笑曰蠱(蠱我者、張小也、乃収小、小走)』

1、玉燭寶典卷一附説に
又鹽藏囊荷、爲一冬儲備、亦云防以蠱

別は、必ずしも宗懐の文と杜公贍の注との別を示すものではなく、一字上げのところは單にその項目の書初まりを示すにすぎぬと見た。

(四) そしてここに余嘉錫氏の提唱を援用して、太平御覽の中に引く荆楚時記の文に大字と小字割注の別のあるのによつて、杜公贍書における主文と注とを分つべきであるとした。(五) たゞ余嘉錫氏は、その主文のすべてを宗懐の文と認めようというのであるが、私はその部分にも杜公贍の加筆改筆があつたと考へるのである。その理由は、隋の杜臺卿が玉燭寶典の中に、右の本文と極似た文を掲げながら、特にそれを宗懐の荆楚記の記事とことわつていないのがおかしいからである。(六) かくて私は原文復元に當つては、秘笈本をもととし、御覽に對應する文を求め、杜注本における主文と注とを分つた上に、さらにその主文の中から杜公贍の加筆とおぼしいものをふるい分けようとした。しかし現存の資料と、現在の私の力では、それを完全になしとげることができなかつた。(七) ましてや、御覽の中に秘笈本と對應する文がない場合には、杜注本における主文と注とを識別することすら困難な場合が多かつたのである。

(八) 最後に私は現行本から脱落した佚文五十四條を紹介した。その中には他書の文の混入もあるけれども、それらを除けば、中國民俗の研究に資すべきものも少くないと思つてゐる。

以上が本稿の概要であるが、顧みれば私の説にも多くの弱點がある。たとえば私は杜公贍書が散佚したという説に反對するのであるが、それにしては現行秘笈本に脱漏が多すぎるきらいがないでもない。また杜公贍書の本文が宗懐書ばかりでなく、杜公贍の加筆を含

んでゐるといふ假説を提出したが、その根據としての玉燭寶典の書きかたに對する私の考へかたは、餘りに理に走りすぎてはいまいかとおそれるものである。原文復元に當つても、中國文献の通弊として、どこまでが荆楚歲時記の引用であるかかはつきりしない場合があつたり、御覽のように一般に信用されている文獻でも、同一事項を二ヶ所に掲げてその相互に字句の出入があつたり、荆楚歲時記の文を掲げたあとに、他書の文を數條列擧したあとに、再び突然「又曰」などとして、荆楚歲時記らしい文をかかげるようなことがあるのに幾度か出遭つた。そしてそのような場合の判斷は結局、自分の主觀によつて假説を立てらねばならなかつたので、その點では識者の叱正を仰ぐべきことが定めし多いことであろうと思ふ。

私は、はじめ本稿と姉妹篇「荆楚歲時記の書誌學的研究」の二つを以て、荆楚歲時記研究の決定版たらしめ、同時に現存の資料の中から宗懐と杜公贍の筆を截然と區別しようという野望をいだいてゐた。しかし實際に着手してみれば、決定版などとは思ひもよらず、假説の上に假説を重ねざるをえなかつた。

それにしても、私の現在の能力では、これ以上には考へられないところまで來てしまつたと思ふので、一應ここまでの研究の結果を發表し、先學の御批正を仰いで、改めて自分の行詰りを打解したいと思ふ。(一九五三・九・二〇脱稿)。

〔附記〕 この論文は昭和二七・二八兩年度文部省科學研究費による研究「中國古歲時記の復元並びにその研究」の報告の一部である。